

令和 7 年 1 月

第六次湯川村振興計画（案）

湯川村



第1編 序論



第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の目的

「振興計画」は、自治体運営の基本的な指針となる最上位の計画であり、地域のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示すもので、村民が、共に理解し協力して取り組んでいくためのむらづくりの目標であり、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針ともなるものです。

湯川村では、平成27年度に「村民が主役のむらづくり」・「健康から始めるむらづくり」・「環境と共生したむらづくり」の3つを基本理念とした「第五次湯川村振興計画」を策定し、令和7年度を目標年次とし、湯川村の目指す将来像を、

「おいしいお米と 豊かな風土 みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」

として10年間のむらづくりを進めてきました。

この間、我が国の社会経済状況は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、新型コロナウィルス感染症によるパンデミック、デジタル通信技術の発達、ライフスタイルや価値観、住民ニーズの多様化、SDGs、自然災害を始めとする様々なリスクに対する危機管理意識、エネルギー・環境に対する住民意識の高まりなどにより、大きく変化しています。

湯川村においても、人口減少や過疎化の進行、国等の財政支援措置の段階的な縮小など、本村を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが予想され、こうした変化に柔軟に対応したバランスのとれた行政運営が必要となっています。

このような現状を踏まえ、本村の地域特性や資源を最大限に活かしながら、村民と行政が協働・連携して各種の政策課題を解決するための方策を探り、引き続き住みよいむらづくりを進めることを目的とし「第六次湯川村振興計画」を策定します。

なお、策定に際しては、次の3つの視点に留意して策定を進めました。

視点①

協働による計画づくり

村民の意見を的確にとらえ、村民と行政が一体となり計画策定を行う。

視点②

わかりやすい計画づくり

各分野において、目指すべき将来像を具体的に示す等、誰もがわかりやすい計画とする。

視点③

実施可能な計画づくり

村の財政を踏まえた実施可能な計画策定を行う。



2 計画の期間と構成

計画の期間と構成は下記の通りとします。

(1) 計画の期間

第六次湯川村振興計画の計画期間は、
令和 8 年度(2026 年度)から
令和 17 年度(2035 年度)までの 10 年間とします。

(2) 計画の構成

第六次湯川村振興計画は、
「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」

で構成します。

基本構想

基本構想は本村の将来像と基本理念を定め、将来フレームや政策を明らかにする中、総合的かつ基本的な村政運営の指針とし、その期間は 10 年間とします。

基本計画

基本計画は基本構想で示された将来像や政策などを具体的に進めるため、村として政策、施策、事業の体系や内容を策定し、村政運営の指針とします。計画期間は、社会・経済情勢の変化に対応しながら計画の適切な進捗管理と効果的な施策の展開を図るため、前期、後期それぞれ 5 年間とします。

実施計画

実施計画は基本計画に示された政策、施策、事業の達成を目指し、具体的に進める指針とします。実施計画の期間は 3 年間とし、各事業課で毎年度、具体的な事業の成果を点検、評価、見直しを行い、事業の推進を図るため毎年度見直しをしていく方式（ローリング方式）で策定します。

年 度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17											
基本構想	基本構想（10 年間）																				
基本計画	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）															
実施計画	初年度				(3 年間のローリング 方式)																
	2 年目																				
	3 年目																				
	4 年目 · · ·																				

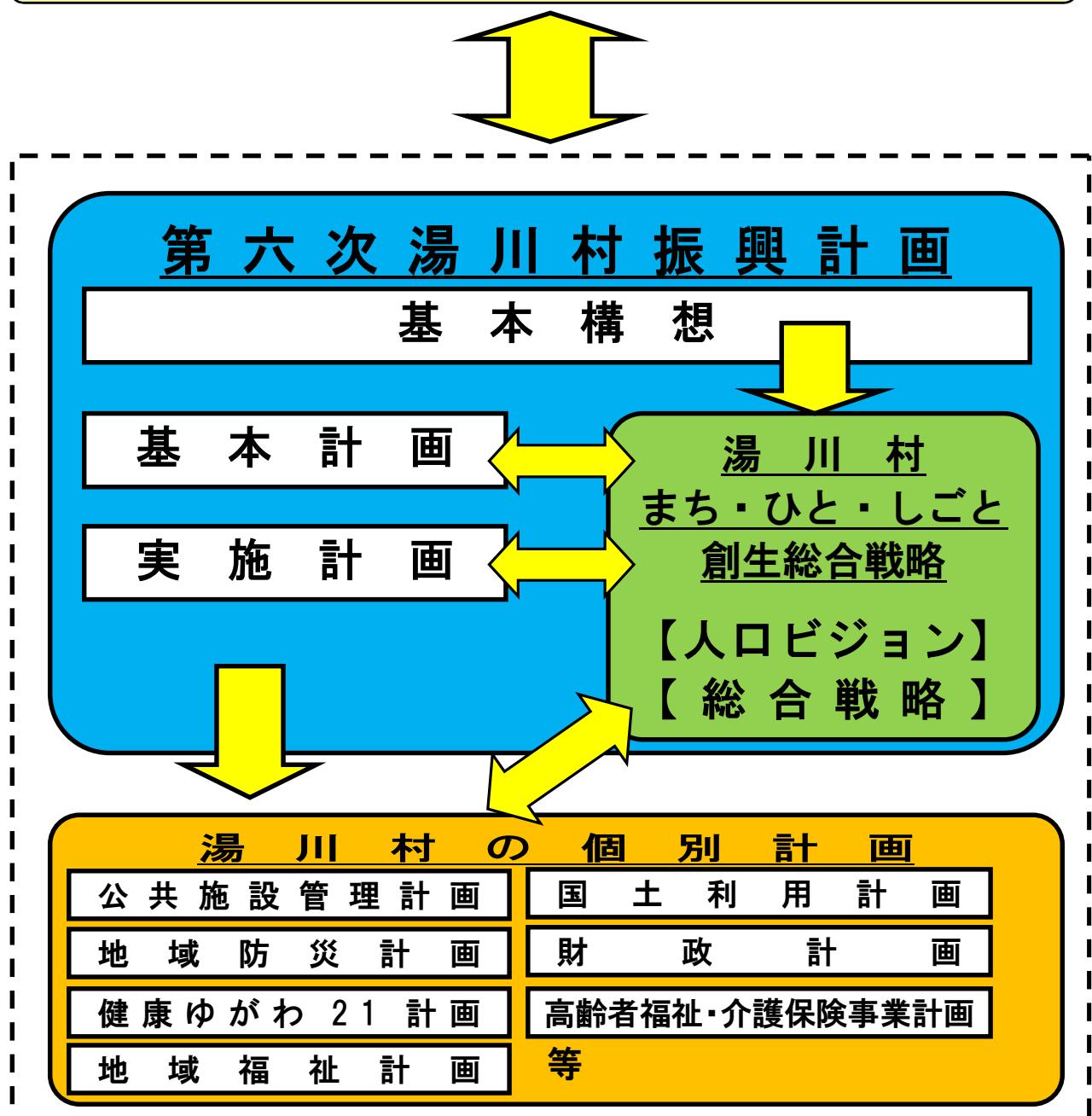


3 計画の位置づけ

振興計画は、国や福島県の関連計画等と整合を取りながら、地方創生の動向にあわせて重点的な人口減少対策に取り組むための計画である、「湯川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に本村のむらづくりを推進するものです。

また、様々な分野ごとに具体的な施策や事業を定めた個別計画を、振興計画の方針に合わせて推進することで、湯川村の目指す姿に向けて取り組んでいきます。

国及び県の上位計画・関連計画との整合・連携





第2章 計画策定の背景



1 時代の潮流

近年、社会経済環境は様々な面で大きく変化しています。
以下に、本計画において留意すべき、時代の潮流を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化社会

我が国の総人口は、平成16年（2004年）をピークに減少局面に入り、令和17年（2035年）には約1億1千600万人になると見込まれています。合計特殊出生率は1.15まで下がり、人口を維持するための2.07よりも大幅に低く、少子高齢化が一層進んでいます。こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提としたこれまでの社会システムに大きな影響を与えています。

人口減少は、労働力の減少や地域活力の低下、内需の縮小を招き、国内生産の維持が困難になり更なる空洞化を招きかねません。

また、超高齢社会（65歳以上が人口の21%を超えた社会）による年金や医療費などの社会保障費の存続維持が懸念されます。

さらに、令和7年（2025年）までに団塊世代が後期高齢者となるとともに、令和19年（2037年）には、国民の3人に1人が高齢者になり、医療・介護・福祉サービスの需要が急激に増加することが予測されています。

一方で、増加する高齢者向けの市場は大きな拡大が見込まれ、介護市場を始め、元気な高齢者を対象とした余暇活動、住宅のバリアフリー化などの分野で大きな期待が持てます。また、高齢者の労働意欲に応じ、「定年引退」から「生涯現役」へと変革することで、熟練した技術・知識の更なる高度化も期待できます。

人口減少や少子高齢化は、世帯構成にも変化が見られ、一人暮らしの高齢者や核家族世帯の増加など介護や子育てなどの生活不安を増大させています。家族や地域の絆の再生、災害時における要援護者への対応、住まいの選択に制限を受けやすい住宅確保要配慮者への対応など、各方面で課題への対応が求められます。

(2) 地方創生の取組と行政改革の進行

我が国の債務は年々増加しており、令和6年時点で「国の借金」の残高が1,314兆円を突破し、国民1人当たり約1,063万円の借金を抱える状況となりました。国の財政が厳しさを増す中、地方分権改革が進められ、地方自治体は財政的に依然厳しい状況下にあるものの、地域の実情に応じた独自の基準や計画を定めることができるようになったことから、自主的で自立した政策



の立案及び推進体制の構築が急務となっています。平成22年には地方分権を更に進めるために「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、平成25年には地方分権改革推進本部が設置され、義務付け・枠付けの見直しや事務・権限の移譲などが行われ、現在では提案方式による地域に根ざした新たな取組を推進するとされており、こうした情勢を踏まえた行政の取組が必要です。

平成26年には、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。国では、令和42年（2060年）に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「人口長期ビジョン」を示すとともに、5か年の政策目標・施策を定めた国の総合戦略を策定し、これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進することになりました。

それから10年が経過したことを受け、国は、地方創生10年の成果や課題を検証した報告書を発表しました。その中では、地方への移住者増加など一定の成果はあったとしつつ、人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れを変えるには至らず、厳しい状況にあるとされました。このような状況を踏まえ、地方創生の更なる推進を図るため、国は「新しい地方経済・生活環境創生本部」を立ち上げるとともに、地方創生の新たな理念となる地方創生2.0の基本的な考え方として、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散、③付加価値創出型の新しい地方経済の創生、④デジタル・新技術の徹底活用、⑤「産官学金労」の連携など、国民的な機運の向上、の5つを柱に取り組んでいくとしています。

また、人口減少・少子高齢化の進展や価値観の多様化が進む中、政策決定過程に男女が共に参画し、多様な視点が確保されることは持続可能な社会を実現する上で重要ですが、地方自治体における女性登用は、進捗は見られるものの依然として低い水準にあります。地方自治体においては、厳しい財政状況の中で人員が限られる一方、多様化・複雑化する住民ニーズに対応するため長時間労働といった課題を抱えており、女性職員が活躍できる職場を作るためには、職員の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であり、業務の改善・効率化を図っていく必要があります。

(3) 高齢者の尊厳の保持と地域包括ケアシステムによる自立生活の支援

国民皆保険制度の下、我が国では、女性の平均寿命87歳（世界第1位）、男性81歳（同第6位）を実現するなど、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立しました。その結果、65歳以上の高齢者数は、令和17年（2035年）には3,935万人となり、令和24年（2042年）には3,953万人とピークを迎える見込みで、高



齢者のみの単独世帯や夫婦世帯の増加も予測されています。また、地縁や血縁の希薄化や高齢化社会特有の介護職の不足や離職が課題となっています。

このような社会状況にある中、国は、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。地域包括ケアシステムは、地方自治体が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められています。

(4) 健康の増進の総合的な推進

我が国では、平均寿命が延伸する中、誰もが、より長く元気に暮らしていくため、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められています。これまで基本的な法制度等の整備に加え、地方公共団体や保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジやインセンティブ等の新しい要素を取り入れた取組等の成果により、健康寿命は着実に延伸してきました。

国では、平成25年度から令和5年度までの「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」において、主に一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防すること）に関連する指標が悪化している、健康増進に関連するデータの見える化・活用や国及び地方公共団体におけるPDCAサイクルの推進が不十分である等の課題が指摘されました。さらに、令和6年度から令和17年度までの「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図ることとしています。

(5) 地域経済を取り巻く環境の変化と産業構造の転換

我が国の経済情勢は、中東・ウクライナ情勢や米国の関税政策などによる物価上昇・燃料費高騰などにより大きな打撃を受けています。

農業においては、農業従事者の減少や後継者不足等による衰退が進んでおり、猛暑やインバウンドによる消費の増加等の影響を受けた米不足による米価の高騰といった課題が深刻化しています。



製造業に関しては業況改善の兆しがみえてきたものの、貿易収支については燃料価格や為替の動向によって赤字になりやすい構造になっており、令和4年には、過去最大の貿易赤字となっています。一部新興国（中国・タイなど）における人件費の上昇等を契機に、国内でのものづくりを再評価する動きも出てきています。

サービス産業等の三次産業においては、近年増加傾向にあった訪日外国人についてコロナ禍により急激に落ち込んだものの、令和6年にはコロナ禍以前の水準を回復して3,600万人を超え、その後も更に増加を続けており観光産業が注目されています。こうした状況を踏まえ、英語を始めとした多言語に対応できるおもてなし人材の育成など観光振興策が求められます。

(6) 社会資本の老朽化とコンパクトで持続可能な都市の形成

地方公共団体においては、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されており、これらを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点からの対策が求められています。更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し公共施設等の最適な配置を実現するとともに、受益者負担の徹底や地域住民との協働による施設管理など公共施設の管理形態を見直していく必要があります。さらに、広域利用を前提とした施設については、1都市ですべてを整備するのではなく、近隣都市と連携し協力して維持していくといった視点も必要となっています。

また、これまで拡大してきた市街地についても、都市の中心部に様々な施設をコンパクトに集中させ、地域の各拠点が公共交通等でネットワークされた、歩いて暮らせる集約型のまちづくりを実現する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方も示されています。

(7) 地球環境問題の深刻化

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量等の増加による地球温暖化への影響は年々顕在化し、自然災害の激甚化や頻発化、地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられています。

原子力発電については、平成23年に発生した、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、安全性に係る信頼が損なわれ、省エネルギーの徹底的な推進や再生可能エネルギーの開発・普及の推進とともに、エネルギーの安定供給が求められています。

一方、アジアを中心とした地域では、急激なエネルギー需要の伸びや中東情勢



の不安定化を要因として、化石燃料を補完する有力なエネルギー源として、原子力の利用を拡大しようとする動きも見られるようになっています。

(8) 安全・安心意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地を始め、日本全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでをも変える大きな衝撃を与えた。また、台風や線状降水帯などによる局地的な集中豪雨も被災地域に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、豪雨による洪水・土砂災害などの発生を契機として、人々の防災意識は急速に高まっています。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて国土強靭化を推進しており、国土強靭化基本計画では、デジタル技術による施策の高度化が盛り込まれるなどデジタル等新技術活用による大規模災害への対応が期待されています。

福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所に関する安全対策の見直しが進められていますが、対策については、まだまだ課題が多く山積していることから、これまで以上の原発安全対策が求められています。

令和元年末に発生し、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、長期間にわたり人々の生命と健康を脅かし、日常生活や社会経済に大きな影響を及ぼしました。気候変動や国際交流の進展などにより新たな感染症危機はいつ発生するか分からぬため、平時からの備えが重要となっています。

また、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や特殊詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。加えて、食品偽装や消費者被害事件が多発し、国では消費者庁が設立されるなど、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

さらには、近年、人の生活圏でのクマやイノシシなどの野生鳥獣の出没が増加し、農作物被害だけでなく人身被害も含めた鳥獣被害が多発していることから、被害を防ぐ対策が求められています。

(9) 雇用状況の変化

リーマンショックにより落ち込んだ我が国の雇用情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大による悪化はあったものの、全体としては改善の動きが続いています。こうした中、少子高齢化と人口減少が進み、団塊の世代の大量退職を迎えて労働力人口が減少し、人手不足の問題が顕在化しています。こうした中にあっては、女性や高齢者の労働市場への参加に加え、増加する外国人労働者の雇用のあり方



についても議論を深め、働きたい人の希望をかなえられるよう、働き方改革や仕事と生活の両立支援など労働環境の整備を進めることが求められます。

また、非正規雇用労働者は高齢者の継続雇用や女性を中心にパートなどで働き始める方が増加していることから増加傾向にあり、雇用者の約4割を占める状況にあります。正規雇用を希望しながらそれがかなわず非正規雇用で働く者が8.7%（令和6年）存在している一方、「自分の都合のよい時間に働きたいから」等の理由により自ら非正規雇用を選ぶ方もおり、多様な働き方が進む中で、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる待遇を受けられることが重要となっています。

(10) 地域ぐるみの教育の推進

子どもの学力の低下や生活習慣の乱れなどが社会問題化しており、いじめや不登校などの問題についても、急務の課題としてその対応が求められています。こうした背景を踏まえ、教育基本法の改正や新学習指導要領の実施など、少人数学級や外部人材導入の促進、部活動の地域展開、学校運営協議会制度の創設などの教育改革の取組が進められるとともに、子ども・若者育成支援推進法などにより、地域が一体となって子どもや若者の健全な育成を支えていく考え方が示されています。

核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域環境の変化が、家庭や地域の教育力の低下の大きな原因となっています。すべての子どもが自立して社会で生きていく力を身に付け高めることができるよう、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体力をバランスよく育てることが大切であり、家庭・地域・学校が互いに連携し合い、地域全体で教育に取り組むことが必要です。

このように、地域の実態等を踏まえ、子どもの個性を生かせる創造的で柔軟な「特色ある学校づくり」が一層求められています。

(11) 情報化・デジタル化の更なる進展

インターネットを始めとする情報通信技術の発達は、働き方や余暇活動、消費行動など生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。

まちづくりに関連しては、インターネットや携帯電話、GIS（地図情報システム）などを活用した地域情報化の取組が進められ、様々な分野で国民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、我が国のデジタル化



の遅れが浮き彫りになり、生活や経済活動を維持させる観点からテレワークやキヤッショレスなどのデジタル技術の活用が広がりました。SNS等のプラットフォームやクラウドサービス等を含めデジタル技術は、社会生活や企業活動等において重要・不可欠な社会基盤的な機能を発揮しています。特に、AI（人工知能）は爆発的に進化を続けており、社会課題の解決・軽減に向けた効果が期待されています。

国では、令和4年にデジタル田園都市国家構想戦略が閣議決定され、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生を加速化・進化するため、デジタル化を強力に推進することが示されました。

急激に進む人口減少や複雑化・多様化する行政課題・ニーズへの対応においては、デジタル変革（DX（デジタル・トランスフォーメーション））を推進することにより行政サービスの向上と地域社会の持続可能性を高めていく必要があります。

一方、個人情報保護の意識が高まる中、情報流出等の危険性の拡大やサイバー攻撃など様々な犯罪が社会問題化しており、情報に関する村民意識は高まっています。また、いつでもどこでも誰でも、情報を容易に入手し利用しやすくなってきた反面、偽・誤情報等の問題や情報機器に関する知識や操作能力の差などによって情報授受量に格差が生じることへの懸念も指摘されています。

(12) 価値観や生活様式の多様化

経済効率を重視し個人的な豊かさを追求したり、地球環境や持続可能性といった社会全体を考えたりと多様な価値観が混在するようになってきています。また、経済情勢を背景とした非正規雇用の増大など雇用形態の多様化に伴う経済・賃金格差の拡大、未婚化・晩婚化といった社会を背景とした少子高齢化に伴う核家族の増加など家族形態の変化といったことに起因して、個人のライフスタイルは大きく変容し、多様化してきています。また、新型コロナウイルス感染症による社会への影響により、テレワークやリモート会議など働き方にも大きな変化がもたらされています。そのような中、スローライフ、ロハス（健康や環境と持続可能性を重視する生活スタイル）といった言葉に表される、癒し、健康、余暇など、心の豊かさを重視する考え方も一般化してきています。

経済的な豊かさを示すGDPなどの上昇が、必ずしも心の豊かさをあらわす幸福感の上昇につながっておらず、「幸せとは何か」、「何が幸せか」といった「幸福度・幸福感」をまちづくりに取り入れる動きも進められています。

男女共同参画、ジェンダー平等やノーマライゼーション（障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会の実現を目指す考え方）、多文化共生など、多様



な価値観や個性を尊重し共生することの重要性も高まっています。

(13) 住民参画・協働意識の高まり

ボランティア意識の高まりとともに住民活動が活発化し、行政への住民参画や住民と行政の協働の重要性が高まっています。従来の行政が中心となって担っていた公共サービスや公共的な役割を「官」だけではなく、「民」の多様な主体（住民、NPO、企業など）も参画し協働して担っていく考え方も広まってきています。

そうした中で、個人でできることはまず自らで行い、個人ではできないことは家庭や隣近所、地域で行い、それでもできないことは行政が行うという自助・互助・共助・公助による「補完性の原則」が再認識されています。特に、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において、家族や地域の絆を再生・活性化する取組も盛んになってきています。特に、平成23年に発生した東日本大震災では、人や地域の絆に対する重要性が再認識されました。これまで、サービスの一方的な受け手であった住民が、多様なニーズに応えていくために、行政と共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

(14) 自然と調和した持続可能な地域社会の実現

経済・社会・環境の課題を総合的に解決することを目指すSDGs（Sustainable Development Goals）の理念が広まり、そのための取組が世界中で進められています。SDGsとは「持続可能な開発目標」であり、平成27年（2015年）に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で定められた、「誰一人取り残されない」社会の実現に向けた17の国際目標のことです。

国では、SDGsの達成に向け、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、17の目標を「あらゆる人の活躍の推進」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」等の8つの優先分野に再構成し、具体的な施策を指標と共に掲げ、各自治体に対しては各種計画等の策定や改訂に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。SDGsの達成には、企業、団体、個人、国、自治体などあらゆる主体が取組を進めていくことが必要とされています。

行政においても、SDGsの理念を念頭に施策を展開することで持続可能な地域づくりの推進を図る必要があります。



2 湯川村の歴史・現状・特徴

本村のおかれている歴史、自然環境はもとより、人の営みによる様々な環境条件を的確に把握・分析することにより、よりよい計画づくりを目指します。

(1) 湯川村の歴史と文化

本村は古代には会津郡に含まれていました。10世紀半ばの「和名類聚抄」(わみょうるいじゅうしょう)には、白河郡のところに「今分為大沼・河沼二郡」と注記があります。これは会津郡に係わることで、河沼郡は平安中期以降に会津郡から分置され、本村はそれ以来、河沼郡に所属しています。文禄3年(1594年)の「蒲生領高目録」には河沼の項に、浜崎・勝常寺・笈川など本村に所属する村名が21か村記載されています。寛文6年(1666年)の「会津風土記」には22か村を数えます。文化6年(1809年)の「新編会津風土記」には笈川組の項に24か村が記載されており、これが本村に相当するものです。会津藩の郷村統治に数村を併せて組を置いた際に本村と河東町の範囲は代田組とされました。その後、承応2年(1653年)12月に代田組より分かれて笈川組が置かれ、組をまとめる郷頭は笈川に置かれ、磯部氏が任せられました。

明治8年の町村合併により笈川・清水田・桜町・湊・佐野目・熊ノ目・田川・三川・堂畠の村が成立しました。浜崎・勝常には合併がありませんでした。明治22年(1889年)の町村制実施により、湯川以東の笈川・清水田・桜町・湊・浜崎の五ヶ村は合併して笈川村となり、湯川以西の勝常・佐野目・熊ノ目・田川・三川・堂畠の六ヶ村は合併して勝常村となりました。そして旧村は新村の大字名となりました。

昭和32年(1957年)3月31日、笈川村と勝常村は合併して湯川村が成立しました。

村名は村を流れる湯川にちなんで命名されました。湯川村は『米と文化の里』を標語にして新しいむらづくりに努めてきました。平成11年度に三島区、平成16年度に桜づつみ区、平成26年度には美田園区、さらに令和2年度には穂花区がそれぞれ誕生し、現在、笈川地区に16の行政区(松川住宅を含む)、勝常地区に17の行政区を持ち、それぞれの地区に小学校があり第一次生活圏を形成しています。



(2) 湯川村の地理と自然

本村は、北緯 37 度 34 分、東経 139 度 53 分に位置し、東に名峰会津磐梯山、北に靈峰飯豊山を仰ぎ、周囲を山々に囲まれた眺望に優れた会津盆地の中央にある田園地帯です。村域は、東西約 4.2km、南北約 4.8km とほぼ長方形の地形を有し、標高は 170m～180m で、面積は 16.37k m² と県内で最も小さく、また、県内で唯一山が一つもない平坦地となっています。会津盆地の四季に彩られた美しい自然や豊かな緑、澄んだ空気を有する本村は、水資源にも恵まれ、肥沃な耕地では 9 割以上で水稻栽培が行われ、昔から農業を基幹産業として発展してきた農村です。

(3) 湯川村の人口及び世帯数の現状及び減少要因等 (湯川村人口ビジョンより)

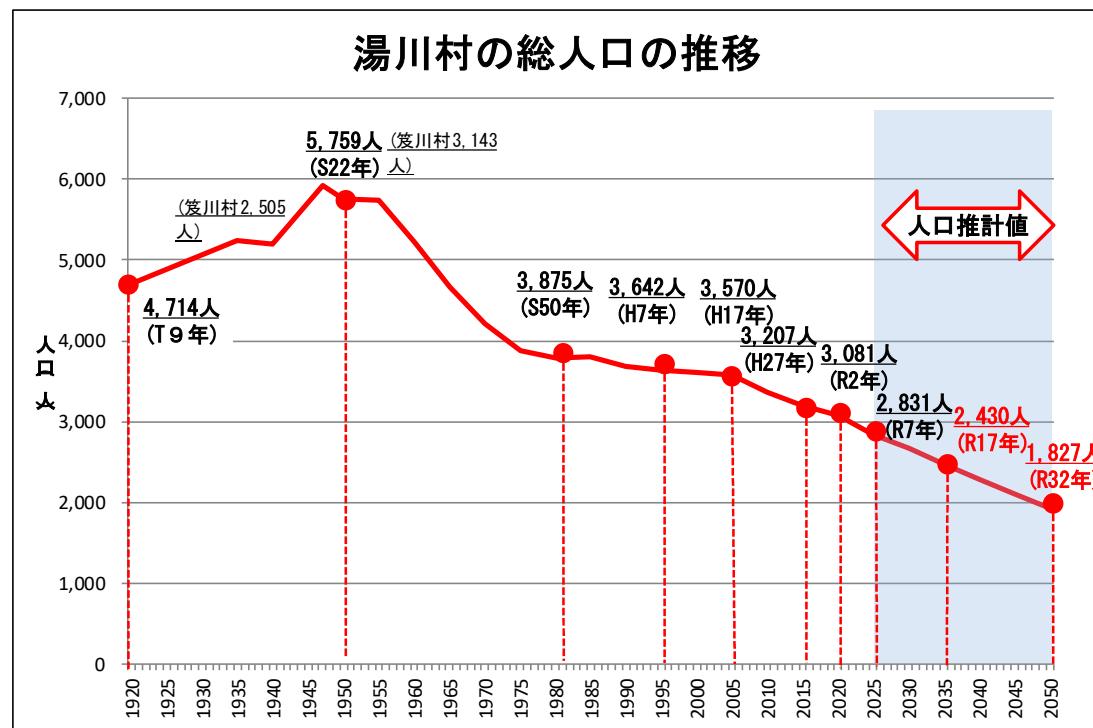
① 人口の推移

日本の総人口が平成 20 年（2008 年）以降、減少局面に突入した中で、本村の人口は、昭和 22 年（1947 年）の 5,759 人をピークに減少し、昭和 50 年（1975 年）以降、一旦落ち着いたものの、平成 7 年（1995 年）を境に急速に人口減少が進んでいます。

今後、人口減少はますます進行し、令和 32 年（2050）年の人口は、1,827 人と推計され、本村の人口減少は、全国の約 2 倍程度のスピードで進むと予測されます。

区分	2020 年 (令和 2 年)	2050 年 (令和 32 年)	減少率
全 国	1 億 2,615 万人	1 億 469 万人	17.0%
湯 川 村	3,081 人	1,827 人	40.7%

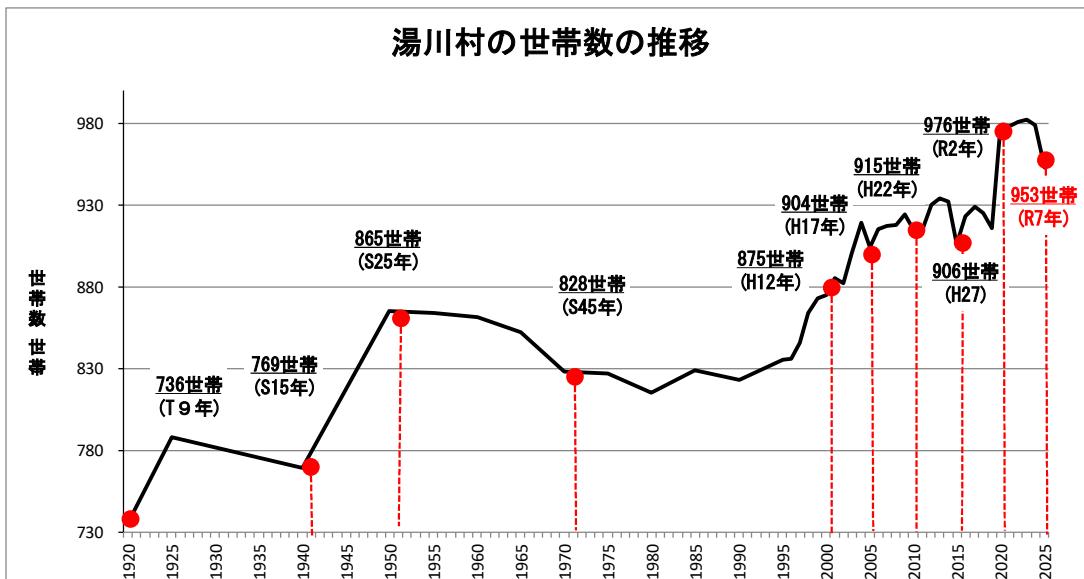
※全国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」より



※ 2025年（令和7年）以降については、コーホート要因法による推計値

② 世帯数の推移

湯川村の世帯数は、昭和25年の865世帯をピークに年々減少していましたが、新しい住宅団地の整備（平成11年度三島区、平成16年度桜づみ区、平成26年度美田園区）及び若者定住住宅の整備（令和元年度及び令和2年度穂花区）により、現在までに昭和25年当時から131世帯増加しています。しかしながら、世帯人員で計算すると、昭和25年で6.66人／世帯であるのに対し、令和7年では2.85人／世帯と減少しており、世帯数の増が必ずしも人口の増と結びついていないのが現状となっています。





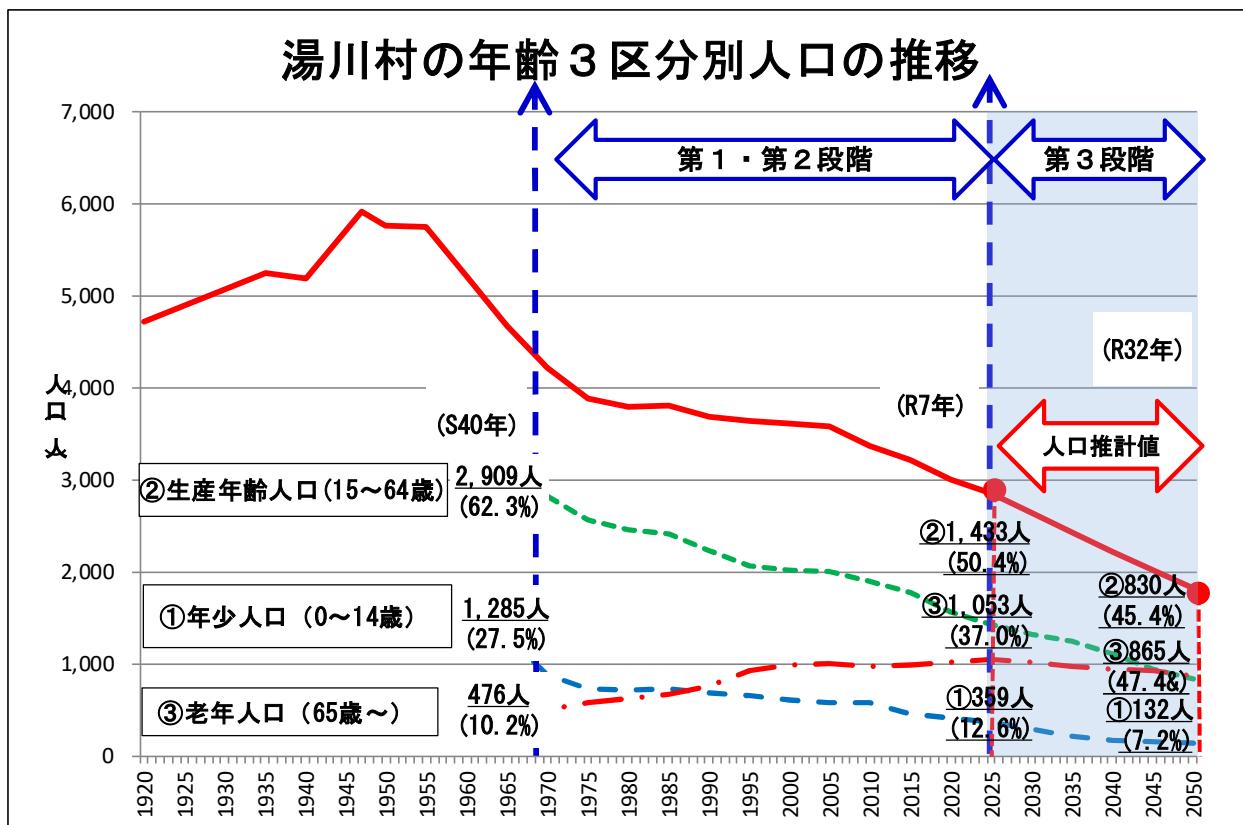
③ 人口減少の段階

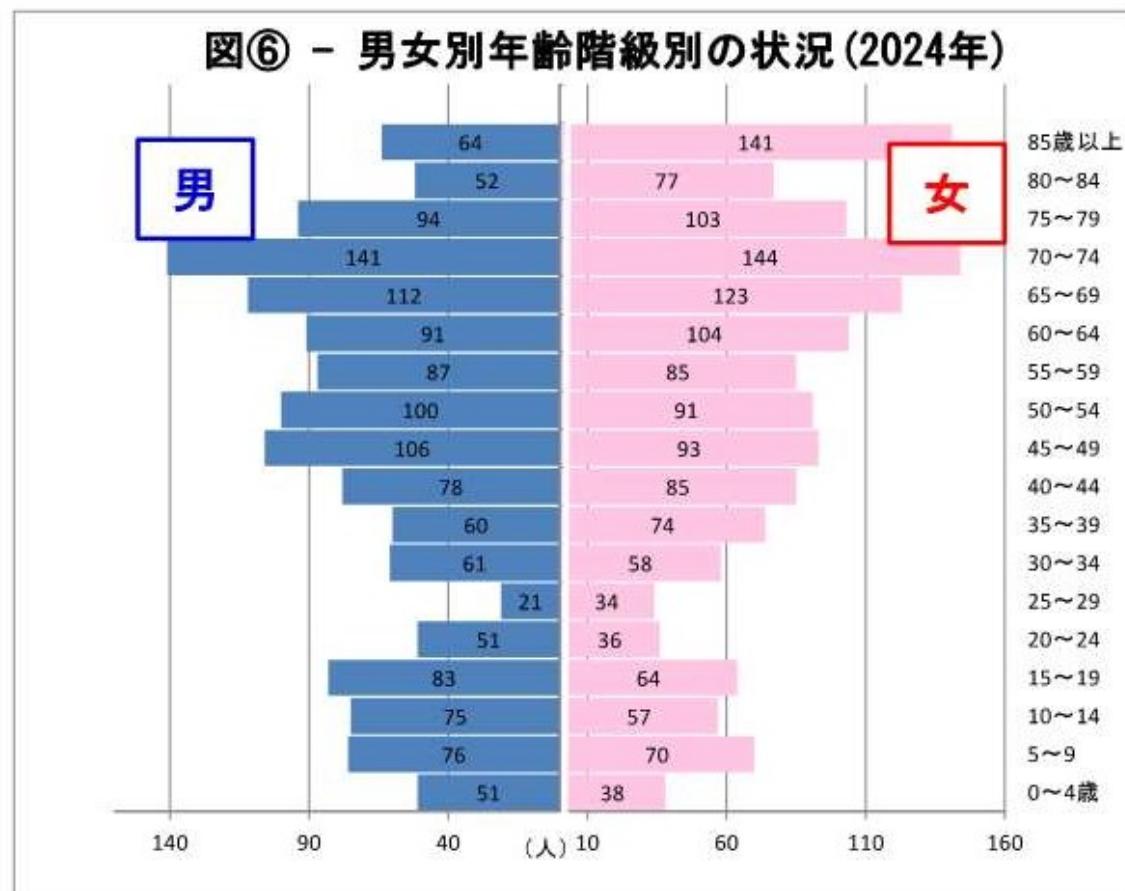
人口減少過程は、老人人口（65歳以上）の推移の変化に伴い、3段階に分けられ、「第1段階」として、若年人口は減少するが老人人口は増加する時期、「第2段階」として、若年人口の減少が加速するとともに、老人人口が維持から減少に転じる時期、「第3段階」として、若年層の人口減少がさらに加速し、老人人口も減少する時期としております。

本村における「第1段階」は、昭和の合併時期である昭和30年（1955年）頃からすでに始まっており、令和7年（2025年）を境に、「第2段階」から「第3段階」へ移行し、人口減少が一気に加速すると推計されています。

総人口に占める、年齢階層別の人口の推移は、生産年齢人口（15歳～65歳未満）・年少人口（15歳未満）ともに総人口に比例して減少しており、今後も減少すると見込まれます。

令和7年（2025年）の年齢3区分の割合は、年少人口12.6%・生産年齢人口50.4%・老人人口37.0%であり、令和32年（2050年）には、年少人口7.2%・生産年齢人口45.4%・老人人口47.4%になると推計され、人口減少とあわせて、引き続き高齢化への対応も必要となってきます。





④ 人口減少の要因

本村では、平成8年（1996年）以降、人口動態の要因である、社会動態・自然動態、双方において特に減少傾向が大きくなっています。現在までに本格的な人口減少社会に突入しています。

社会動態においては、昭和50年（1975年）以降、転出者数が転入者数をほぼ毎年上回っており、平成12年（2000年）から平成18年（2006年）にかけては一時的に転入超過となったものの、過去5年間（2015～2024年）の平均では1年当たり約6人の社会減となっています。

自然動態においては、平成2年（1990年）以降特に出生数が死亡数を下回り始め、その後は自然減が続き、その差は広がっています。過去5年間（2015～2024年）の平均では、1年当たり約25人の自然減となっており、社会減と合わせて、毎年31人のペースで人口が減少している状況です。

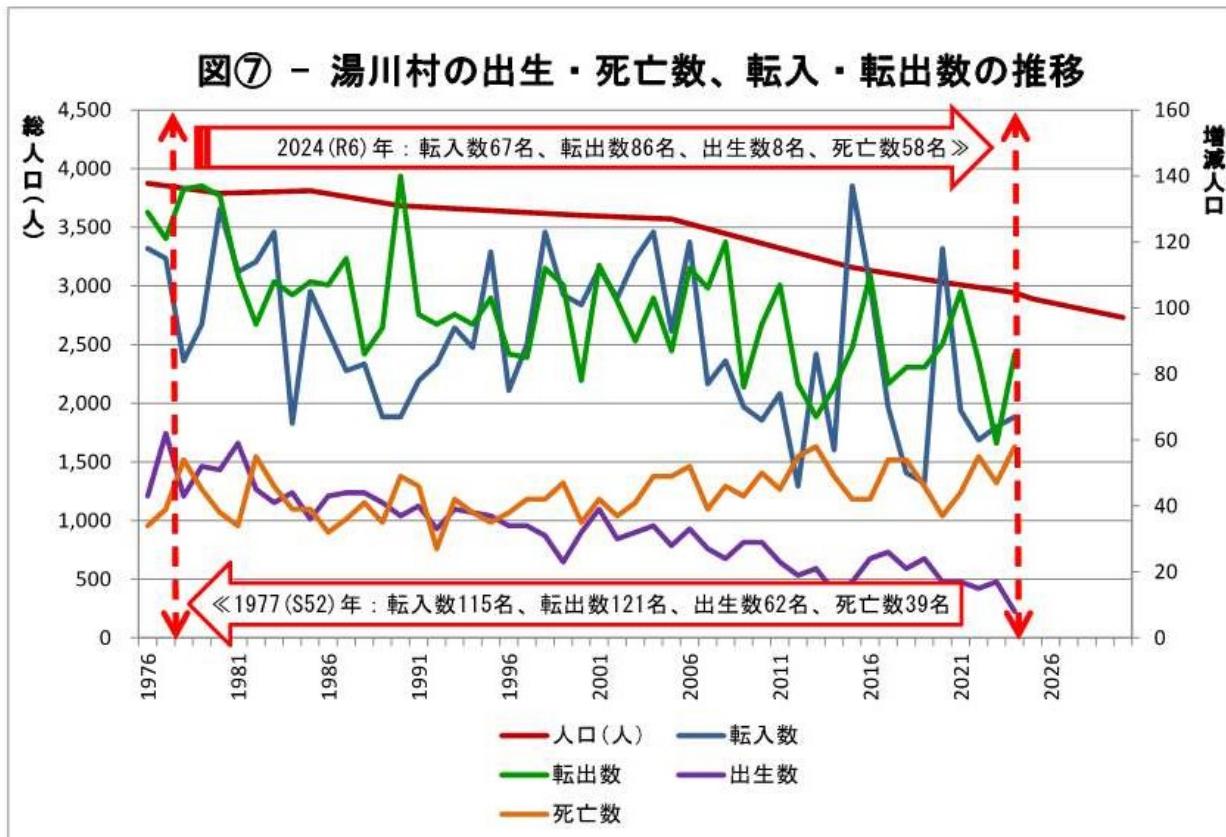


④-1 自然動態による減少（合計特殊出生率の低下）

本村の合計特殊出生率は、1.48人(2013年－2017年平均)から1.35人(2018年－2022年平均)へと低下し、福島県の比率を下回っています。

出生数の低下は、将来こどもを産む世代が減少し、さらなる人口減少を加速させます。

合計特殊出生率を上昇させることが、長期的な人口減少対策につながるものと考えられます。



◇ 合計特殊出生率 ※人口動態調査より

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
	1.38					1.43					1.33				
福島県	1.52	1.49	1.52	1.48	1.41	1.53	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53	1.47	1.39	1.36	1.27
	1.48					1.56					1.37				
湯川村	1.47					1.48					1.35				



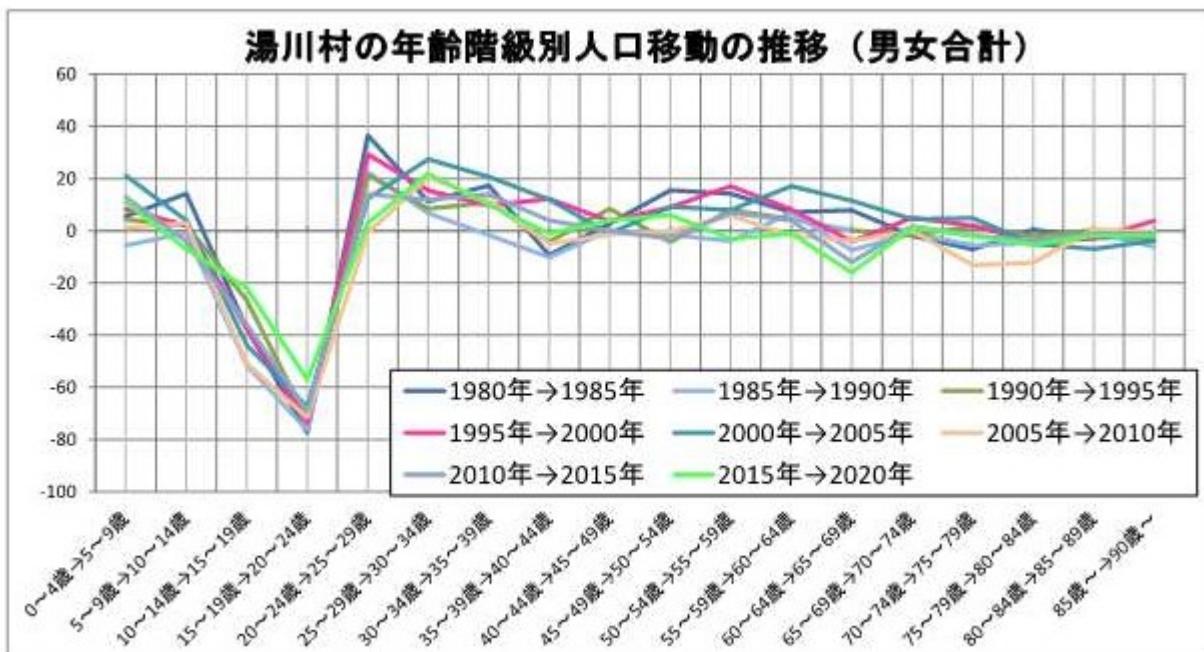
④-2 社会動態による減少（若年層の人口の流出）

傾向として、「10歳～14歳⇒15歳～19歳、15歳～19歳⇒20歳～24歳」の階級である若年層の世代において、人口移動はマイナスになっています。

一方、「20歳～24歳⇒25歳～29歳」では、人口移動は若干プラスになるものの、減少した人口を回復するまでには至っていません。

これは、高校卒業時の進学や就職による転出が多く、一度村外に転出した若い世代が戻ってこないということであり、親世代（子育て世代）の人口が減少することは、出生数の減少につながっていきます。

高校や大学の卒業後も本村に住み続ける、Uターンできる雇用の場の確保・環境をつくり、若者の人口流出、子育て世代の転出抑制と転入を増加させる対策が必要です。



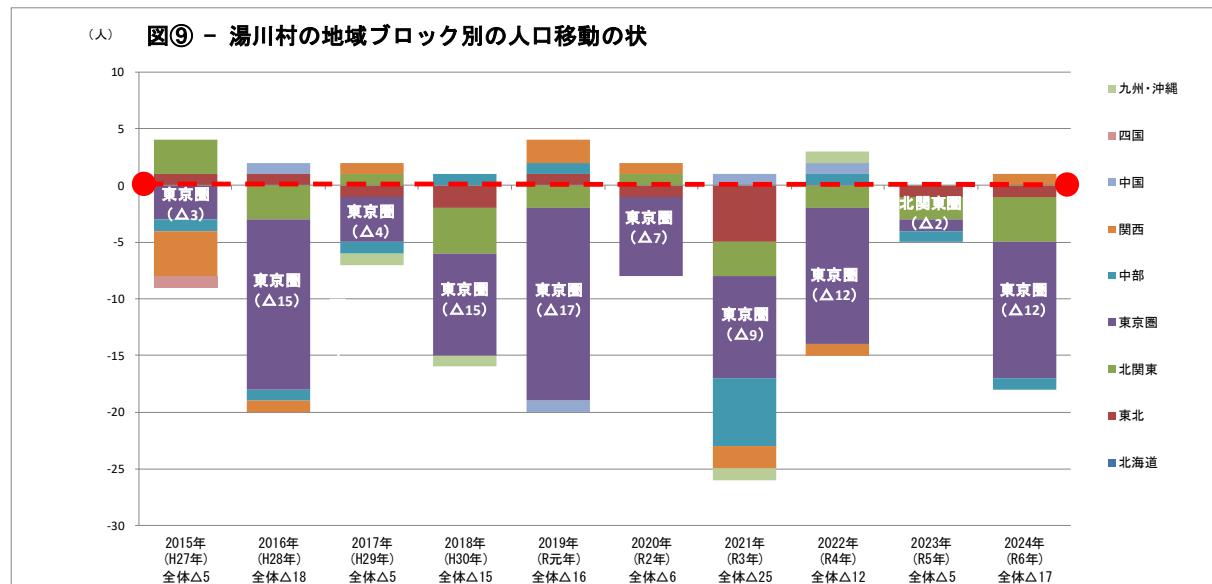
◇ 東京圏への人口流出

若年層が就職や進学を機会に東京圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）へ移動することにより、人口減少が生じています。

本村の移動（転出）者の約6割が東京圏への転出となっており、これは、全国的な傾向でもあり、東京一極集中を招いています。

子育てがしにくい環境である東京圏（東京都合計特殊出生率0.99人（2025年））へ若者の流出が続くことは、日本全体の人口減少を加速させることとなります。

地方の人口減少は、進学や就職を機に若年層の都市部への人口流出が最も大きな要因です。



【地域ブロックの区分】

『地域・ロゴの区分』
「北海道」北海道 「東 北」青森・岩手・宮城・秋田・山形 《北関東》茨城・栃木・群馬
《東京圏》埼玉・千葉・東京・神奈川 〔中 部〕新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知
《関 西》三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山 〔中 国〕鳥取・島根・岡山・広島・山口
《四 国》徳島・香川・愛媛・高知 《九州》沖縄福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・鹿児島・鹿児島・沖縄

⑤ 人口減少の影響

人口減少は経済規模の縮小、更なる人口（労働力・担い手・後継者）減少といった問題を引き起こし、地域コミュニティの維持が困難となり、それが継続することにより「負のスパイラル」に陥るということが懸念されます。

特に地方において、その現象は深刻であり、以下のような地域全体の活力低下が懸念されます。

- ・ 経済の縮小により、地域住民の生活に必要な買い物・医療・福祉サービス、公共交通の維持が困難になる。
 - ・ 仕事を求めて人口が流出する。
 - ・ 高齢化の進行により、社会保障費の増加、それを支える働き手の負担が増加する。
 - ・ 農業施設・農地の維持が困難になる。
 - ・ 空き家が発生し、治安が悪化する。
 - ・ 村の財政状況が悪化する。（財政破綻に陥る。）



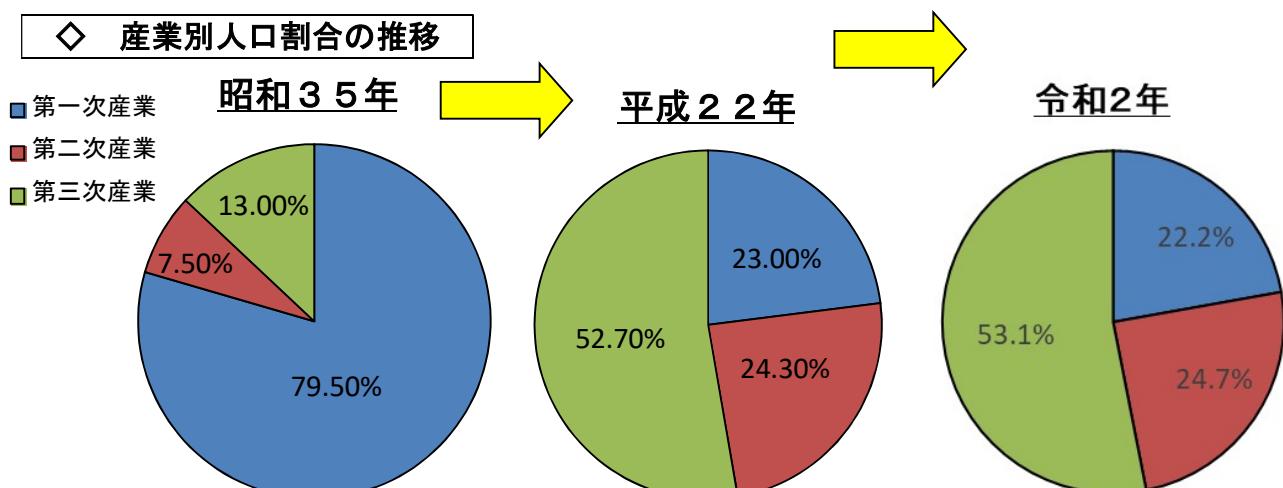
(4) 湯川村の地域産業の状況

本村の産業別人口の動向は、昭和 35 年に第一次産業の占める割合が 79.5%、第二次産業 7.5%、第三次産業 13.0%でしたが、令和 2 年にはそれぞれ 22.2%、24.7%、53.1% となり、第一次産業は一貫して減少傾向にあり、第二次産業はほぼ横ばい状態、第三次産業は一貫して増加しており、この傾向は今後もおおむね続くと考えられます。農業を基幹産業とする本村では、全世帯のうち約 40.7% は農家世帯となっています。また、総農家数も減少傾向にあり、専業農家、第 1 種兼業農家は減少、第 2 種兼業農家は微増の傾向にあります。また、農業就業人口を年齢階層別に見ると、60~64 歳が 15.5%、65 歳以上が 42.6% と 60 歳以上の階層が約 6 割を占めており高齢化が進んでいます。さらには、兼業農家の多くが第一種兼業から第二種兼業へと移行している傾向にあり、農用地流動化促進事業による小規模農家から大規模農家への作業委託、農業の機械化による労働力余剰のための他産業への移行、他産業との所得格差の拡大等により特に若年層の農業離れが進んでいると考えられます。

村内の工業の事業所数・従業者数は、平成 5 年には 6 事業所 179 人でしたが、その後工業団地の造成等により企業誘致を進めた結果、平成 25 年には 7 事業所 360 人と大きく増加し、令和 5 年には 6 事業所 364 人となっています。また、製造品出荷額についても、平成 5 年には 14 億 4,920 万円でしたが、令和 4 年には 76 億 4,618 万円と 5.27 倍に伸び、令和 5 年には 83 億 8,545 万円となっています。

一方、商業は規模も小さくほとんどが兼業であり、商店街も形成されていません。商店数は平成 19 年で 31 店あり、その後道の駅ができるなど規模は拡大傾向にありますが、令和 3 年では 22 店となっています。

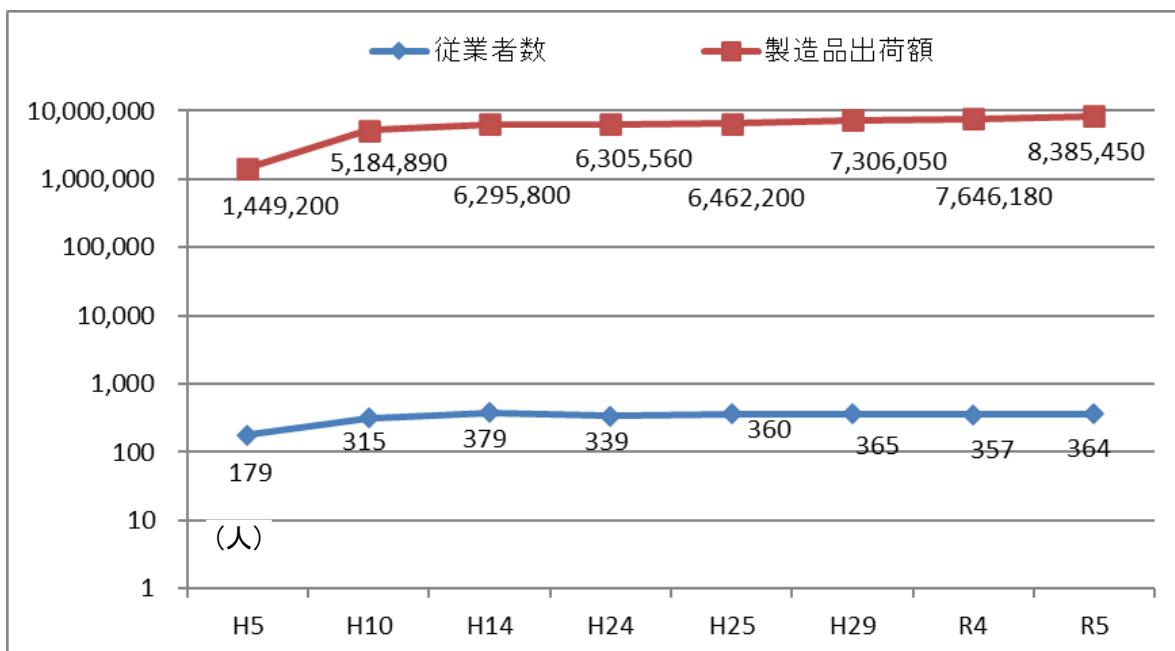
人口の流動は、令和 2 年で村内常住者数 1,969 人のうち、村内に従業・通学している人は 895 人 45.5% で、残りの 54.5% 1,074 人が村外へ流出しています。流出先では、会津若松市が 631 人で流出者数の半分強を占めており、次いで喜多方市 233 人、会津坂下町 86 人の順となっています。



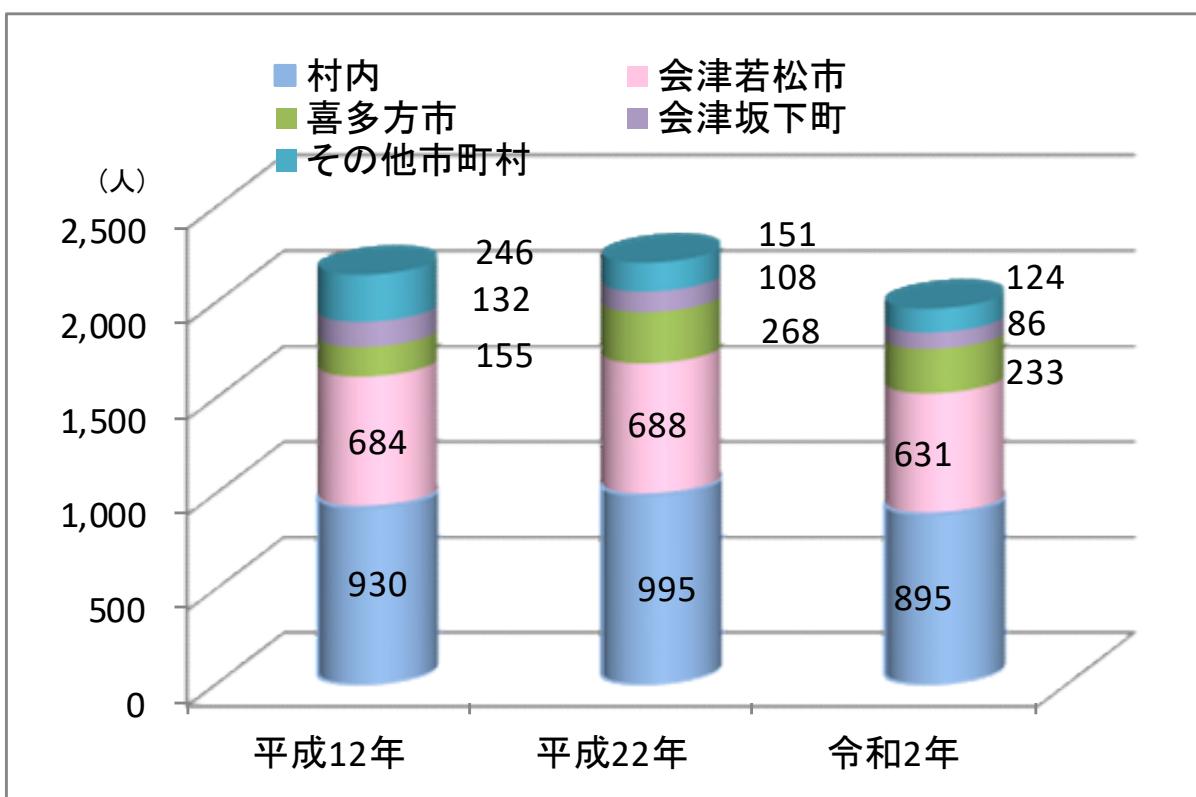


◇ 村内工業の従業者数及び製造品出荷額の推移

(千円)



◇ 従業・就学人口の流動状況





(5) 湯川村の財政の状況

本村における普通会計の歳出決算額は、平成31年度の2,710,417千円を境に27億円代から30億円台を推移しています。歳入においては、国・県補助金や交付金、交付税など依存財源に占める割合が高く、歳出においては、人件費や公債費の増加による固定費の割合が高く、近年においては基金を取り崩して歳入を補っており、厳しい財政状況にあります。

例年歳入総額の約半分を占めている普通交付税については、平成29年度から交付額が増加傾向となり、令和6年度交付額について、1,570,278千円で10年前の平成26年度交付額の1,082,574千円と比較し約4.9億円の増額となっている現状であり、経常一般財源についても近年大幅な増加傾向となっている状況です。

しかしながら、歳出面においても、平成26年度においてピークを迎えた大型プロジェクト事業（人・川・道の駅整備事業、新庁舎建設事業、若者定住促進事業）や令和元年度及び令和2年度においての2回目の大型プロジェクト事業（若者定住住宅整備事業、防災無線整備事業）において、多額の地方債の借り入れを実施しており、これらに係る元金の償還が開始されたことにより令和6年度には公債費がピークを迎え約4億円の支出となっています。経常一般財源である村税についても、本村のような小規模自治体では、大きな增收は期待できないため、引き続き自主財源の確保や歳出の抑制は必要不可欠です。さらには、令和10年度以降は過疎地域の指定から外れ、有利な財源として活用してきた過疎対策事業債を起債できないことに加え、今後は人口減少がますます加速し、税収の減少が予想されることから、現在の歳出予算規模を維持していくことが困難となり厳しい財政運営を強いられることは避けられない状況にあります。

このため、歳入・歳出の不均衡の是正と持続可能な行財政基盤の確立は、引き続き重要な課題となっています。



第1編 序論

◇ 普通会計の決算状況（令和元年～令和6年度）

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額	2,911,523	3,531,884	3,014,677	2,954,653	2,919,149	3,211,640
歳出総額	2,796,500	3,400,568	2,860,472	2,844,225	2,819,385	3,096,558
歳入歳出差引額	115,023	131,316	154,205	110,428	99,764	115,082
翌年度へ繰越すべき財源	30,022	25,364	51,598	17,557	19,033	19,768
実質収支	85,001	105,952	102,607	92,871	80,731	95,314
単年度収支	23,029	20,951	△ 3,345	△ 9,736	△ 12,140	14,583
財調基金等積立額	31,124	43,081	53,045	54,016	47,022	41,021
繰上償還額	0	0	0	0	0	0
財調基金取崩額	114,000	90,000	0	46,000	126,000	184,000
実質単年度収支	△59,847	△25,968	49,700	△1,720	△91,118	△128,396

◇ 財政分析（令和元年～令和6年度）

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収支比率	(96.3) 93.2	(93.9) 91.0	(92.2) 88.8	(93.1) 92.2	(94.8) 94.4	(95.5) 95.3
実質公債費比率	9.6	10.4	10.6	10.9	11.9	11.5
将来負担比率	1.9	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし	数値なし
実質収支比率	5.3	6.3	5.6	5.1	4.3	5.0

※ 経常収支比率の()内数値は、経常一般財源から臨時財政対策債等分を除いた場合の比率。

※ 実質公債費比率については3カ年の平均値。

◇ 普通交付税の状況（令和元年～令和6年度）

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 基準財政需要額	1,446,064	1,550,946	1,688,862	1,733,326	1,774,093	1,830,181
② 基準財政収入額	367,467	377,356	370,683	371,672	384,920	377,010
③ 交付基準額① - ②	1,078,597	1,173,590	1,318,179	1,361,654	1,389,173	1,453,171
④ 調整額	1,274	2,260	0	0	△ 2,461	1
⑤ 交付決定額③ - ④	1,077,323	1,171,330	1,318,179	1,361,654	1,391,634	1,453,170



第1編 序論

◇ 財政力指数・標準財政規模の状況（令和元年～令和6年度） (単位：%・千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
单 年 度	0.254	0.243	0.219	0.214	0.217	0.206
(3ヵ年平均)	(0.252)	(0.247)	(0.239)	(0.226)	(0.217)	(0.212)

◇ 基金の状況（一般会計分）（令和元年～令和6年度） (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財政調整基金	806,277	759,358	812,403	820,419	741,441	598,463
減債基金	21,375	21,377	39,678	39,678	39,679	47,840
地域福祉基金	122,961	122,961	122,961	122,961	122,961	122,964
ふるさと創生基金	289,771	289,800	289,829	289,835	289,841	275,446
文化体育振興基金	21,764	21,536	21,398	21,694	21,654	21,190
ふるさと水と土保全対策基金	6,456	6,457	6,457	6,457	6,458	6,458
森林環境基金	674	0	0	0	0	0
水道事業統合円滑化基金	40,400	39,273	38,665	38,054	37,425	36,796
地域振興開発促進基金	50,339	50,344	50,349	50,350	50,351	50,352
土地開発基金	18,426	18,427	0	0	0	0
過疎地域自立促進基金	35,031	35,034	35,034	35,035	35,036	35,036
ふるさと納税基金	163,087	193,317	232,837	216,941	199,246	173,616
村営墓地基金	202	243	284	325	369	413
公共施設等整備基金	69,003	99,012	141,041	191,043	221,046	249,850
森林環境譲与税基金	120	376	628	2,396	3,108	4,378
湯川・会津坂下地域振興施設整備基金	500	1,016	1,516	4,516	7,516	7,516
計	1,646,386	1,658,531	1,793,080	1,839,704	1,776,131	1,630,318

◇ 公債費元金残高の状況（一般会計分）（令和元年～令和6年度） (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公債費元金残高	3,008,965	3,181,274	3,068,775	2,793,502	2,469,578	2,222,512



3 むらづくりアンケートから見た住民意識

「第六次湯川村振興計画」を策定するにあたって住民の意見を広く求め、今後の村づくりの基本的方向を確立するために、今回、15歳（高校生）以上の住民2,598人、村内外の小学校5・6年生52人、中学生全員79人を対象にした本調査を行いました。本調査の回収率については、15歳以上の住民を対象にした調査では840件の回答があり、回収率32.3%でした。また、小中学生を対象にした調査では、118件の回答があり、回収率は、90.1%という結果となりました。

新しい時代の流れの中で、湯川村の基本的特性を再認識すると同時に、住民のむらづくりに対する考え方や要望を正確に把握することが、第六次振興計画の重要なポイントになるものと考えられます。

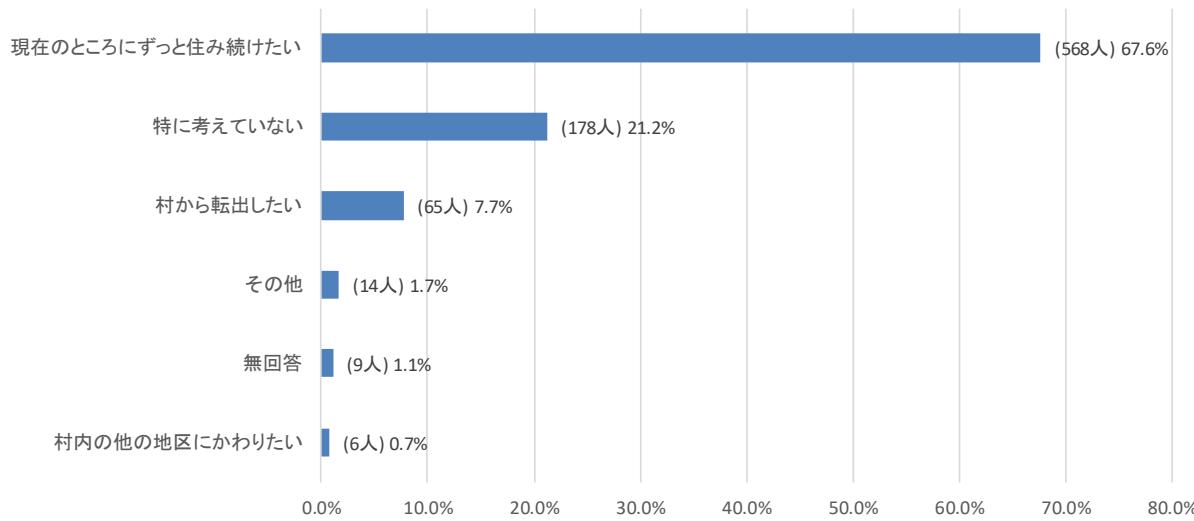
(1) 湯川村への定住意向について

15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、「現在のところずっと住み続けたい」が568件67.6%（3.7%↓前回：71.3%）であり、住み続けたい主な理由としては、「住宅に満足しているから」146件25.7%（12.4%↑前回：13.3%）、「むら（地域）に愛着を持っているから」110件19.4%（2.9%↑前回：16.5%）、「家庭や仕事の都合で」78件13.7%（4.2%↑前回：9.5%）、まわりの住環境に満足しているから61件10.7%（2.6%↑8.1%）等が挙げられています。反対に「村から転出したい」、「村内の他の地区にかわりたい」が71件8.4%（0.8%↑前回：7.6%）の理由としては、「娯楽や余暇の場が少ないから」10件14.1%（2.4%↓前回：16.5%）、「買い物が不便だから」9件12.7%（1.7%↑前回：11.0%）、「通勤・通学に不便だから」7件9.9%（6.6%↑前回：3.3%）、「まわりの住環境に不満があるから」7件9.9%（1.1%↑前回：8.8%）という答えが挙げられています。

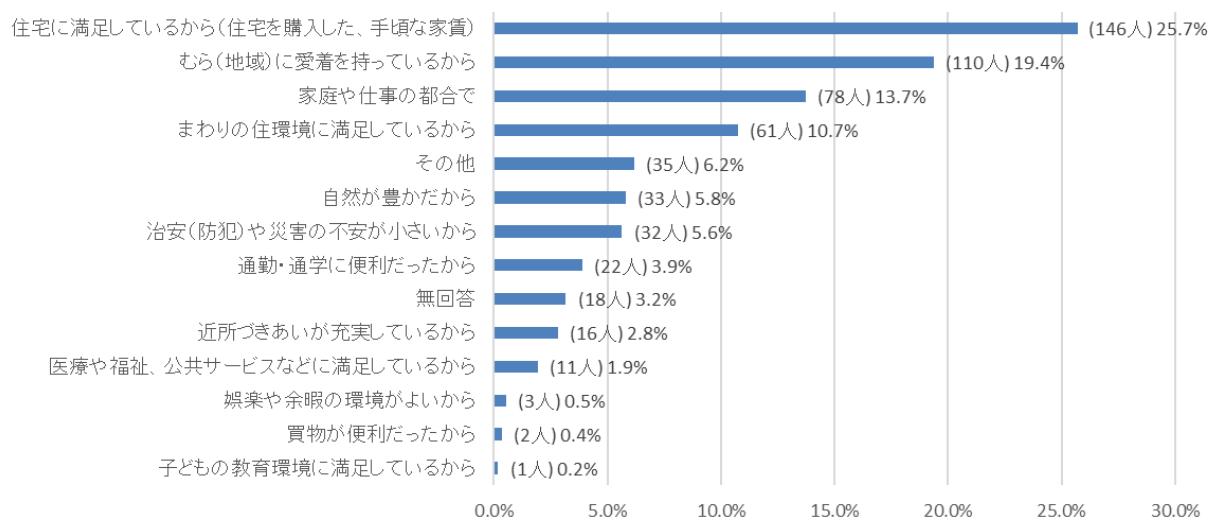
美田園地区の開発や若者定住住宅の整備により住宅への満足度が高くなったと考えられます。また、多くの人がむらに愛着を持ち住みつづけたいと感じている一方で、娯楽の少なさや買い物、交通の不便さに物足りなさを感じている人も多いということが分かる結果となりました。



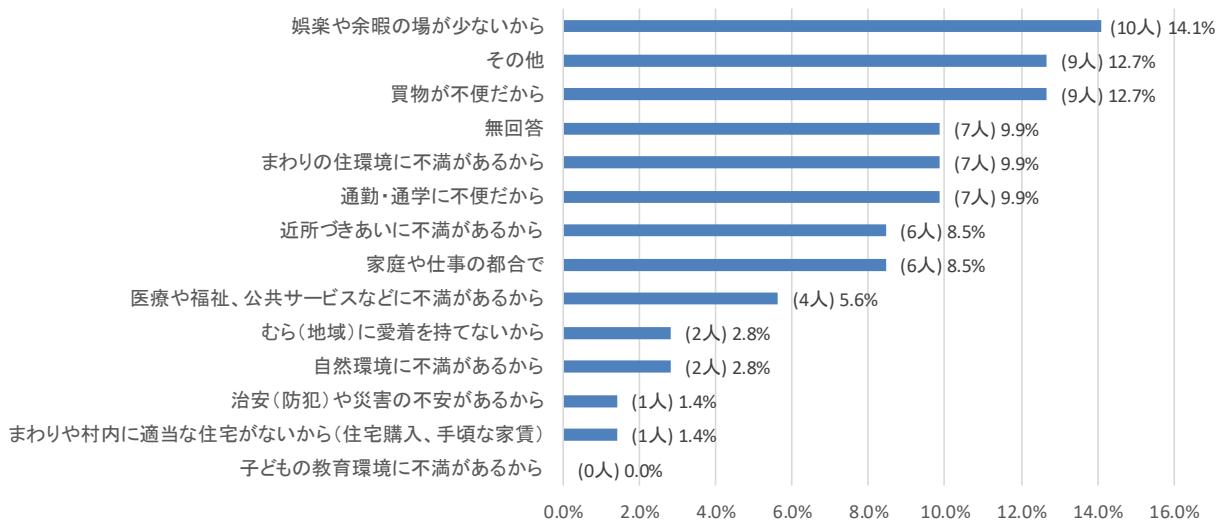
あなたはこれからも湯川村に住み続けたいと思いますか



住み続けたい理由



住み続けたくない理由





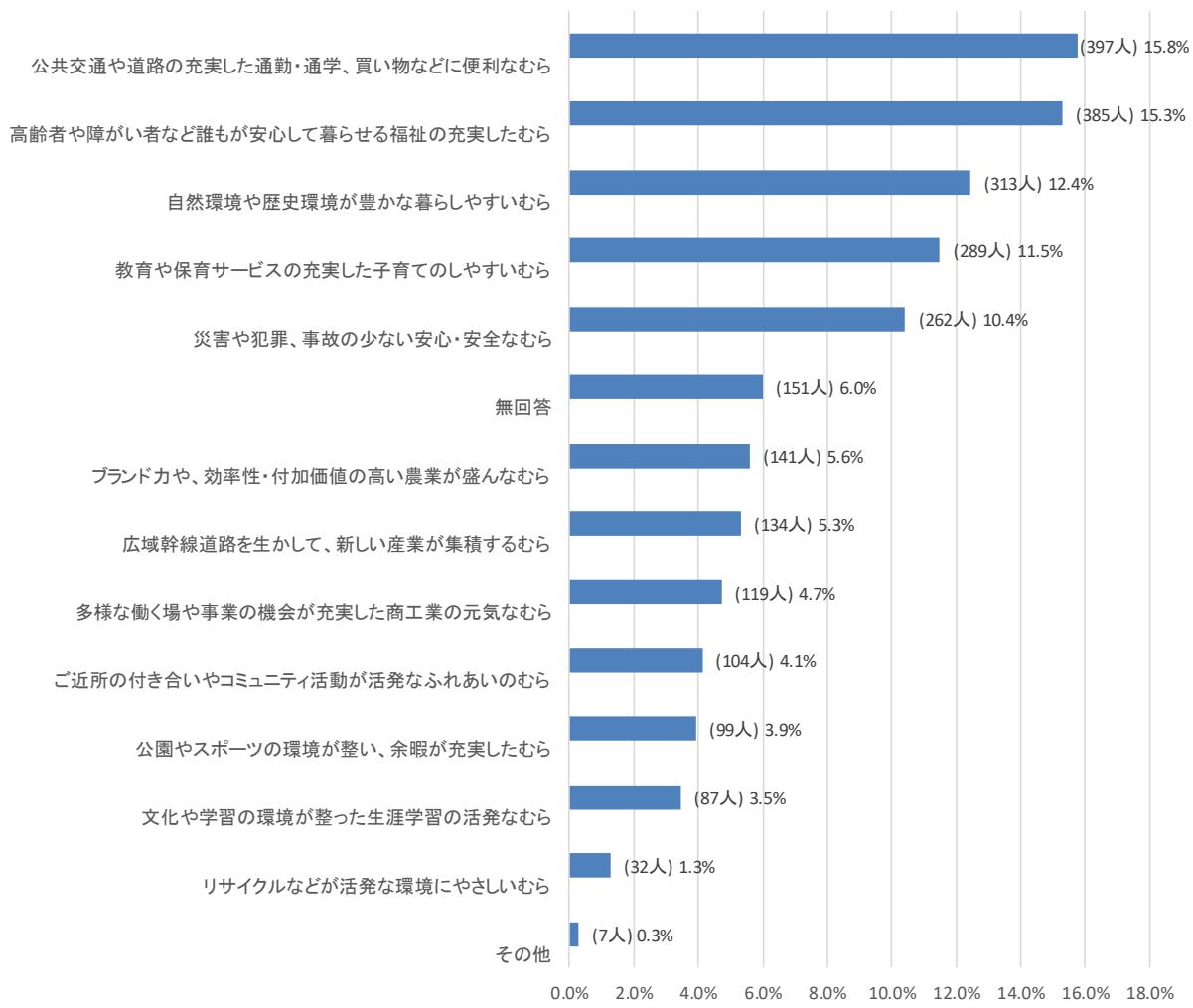
15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、第六次振興計画における基本施策（大項目27項目）についてそれぞれ、5段階の「満足度」・「重要度」の調査を実施しました。「満足度」、「重要度」についてどちらも、全施策項目において「ふつう」が最も多い回答となりました。重要度においては、「普通」の回答を除き、「高い」の回答が特に多い基本施策としては、「安全・安心で、快適に住めるむらづくり」の中では、防災・消防、交通防犯対策の推進、住みよい環境の保全に関わる事業、「いつも健康で共に支え合えるむらづくり」の中では、生涯にわたる健康づくり、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実に関わる事業への重要度が高いと回答する割合が多くなりました。また、「美しい田園風景と活力ある産業基盤のむらづくり」の中では、農業の振興や交通体系の整備、「笑顔で学ぶ心豊かなむらづくり」の中では、幼児教育の充実や学校教育の充実に関わる事業等への重要度が高いと回答する割合が多くなりました。東日本大震災以降も幾度となく自然災害や気候変動による異常気象等が起きており、防災意識への関心が高まっていることや、乳幼児から高齢者までの幅広い世代への福祉支援等への関心、基幹産業である農業の振興や公共交通への関心、子育てにやさしい村としての幼児教育、学校教育といった教育環境の充実への関心の高さや施策としての要望が多いことが伺えます。

(3) 今後の重点施策について

15歳以上の住民を対象としたアンケートでは、「今後、湯川村がどんなむらであってほしいか」の回答として、「公共交通や道路の充実した通勤・通学、買い物などに便利なむら」397件 15.8% (2.4%↑前回:13.4%) 次いで、「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らせる福祉の充実したむら」385件 15.3% (1.5%↓前回:16.8%)、「自然環境や歴史環境が豊かな暮らしやすいむら」313件 12.4% (0.7%↑前回:11.7%)、「教育や保育サービスの充実した子育てしやすいむら」289件 11.5% (0.3%↑前回:11.2%)、「災害や犯罪、事故の少ない安心・安全なむら」262件 10.4% (1.5%↓前回:12.9%) の順となっており、公共交通や買い物への利便性を求める声が多くあるとともに、福祉・子育て支援の充実、豊かな自然・歴史環境に囲まれた暮らしの拡充、防犯・防災対策の強化等、これまで重点施策として取り組んできた分野においての需要も高いことを表しています。



今後、湯川村がどんなむらであってほしいか



また、今後の土地利用に関しては、「農業振興・緑地保全のための農地の有効利用・保全」が 240 件 28.6% (4.0% ↑ 前回 : 24.6%) と一番多くなっていますが、「安定雇用や税収増のための流通業や工業産業用地の確保」が 234 件 27.9% (3.0% ↓ 前回 : 30.9%)、「住民の定着や人口増加のため、新たな住宅用地を確保する」210 件 25.0% (2.1% ↑ 前回 : 22.9%) と次いでおり、また、その他の意見の中では、商業施設の企業誘致を求める声もあり、豊かな自然環境を守りながらも、商工業用地や住宅用地の確保により人口増加や税収増加を期待する声が多いと考えられます。

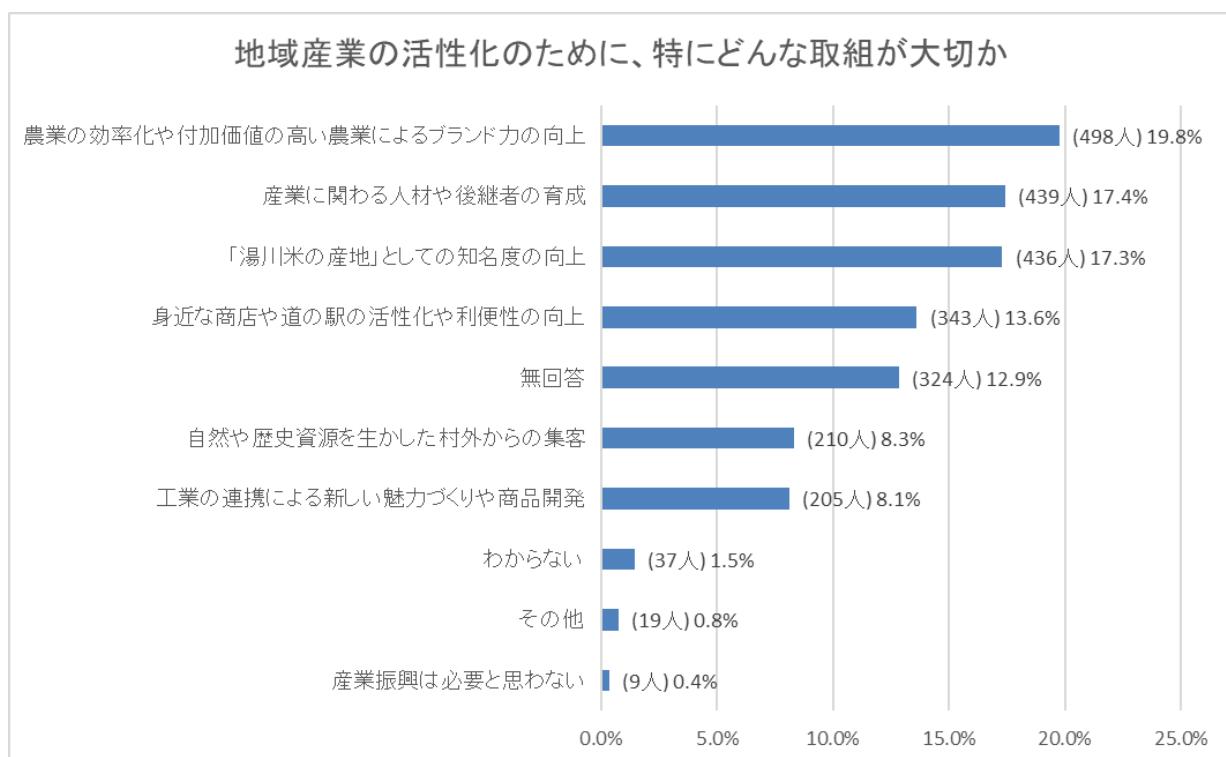
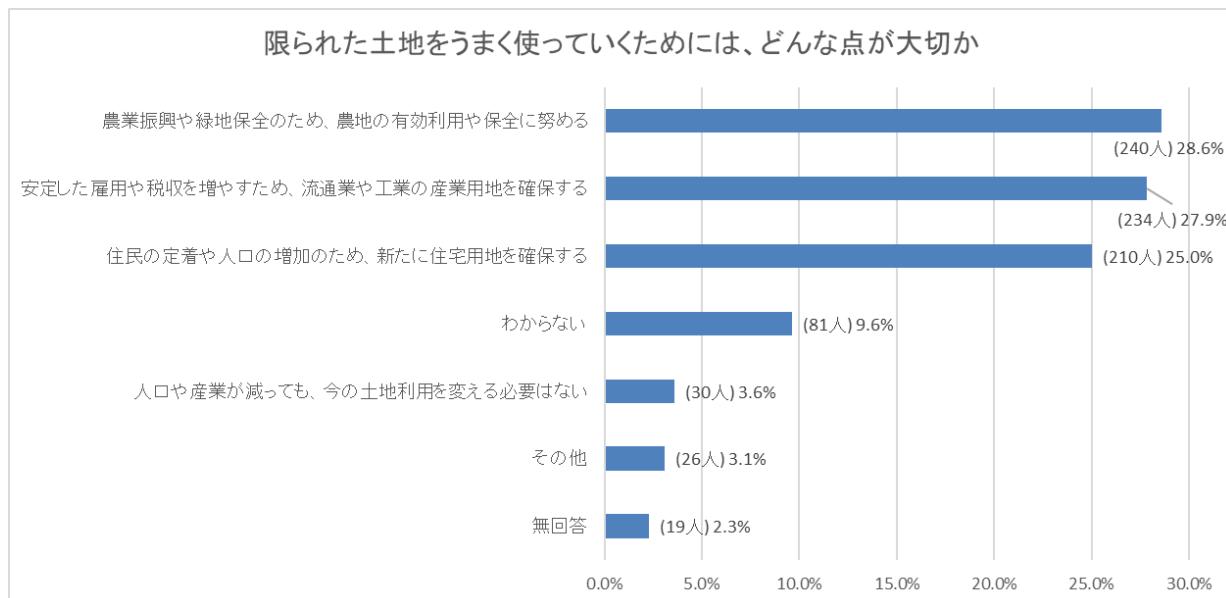
さらに、「地域活性化のために必要な産業振興の取組み」については、「農業の効率化・付加価値の高い農業によるブランド力の向上」499 件 19.8% (0.5% ↑ 前回 : 19.3%)、次いで、「産業に関わる人材や後継者の育成」439 件 17.4% (0.4% ↓ 前回 : 17.8%)、「湯川米の産地としての知名度の向上」436 件 17.3% (3.7% ↓ 前回 : 21.0%)、「身近な商店や道の



第1編 序論

駅の活性化や利便性の向上」343件 13.6%（4.2% ↓ 前回：17.8%）の順となっており、湯川米のブランド力や知名度の向上につながる施策を求める声や基幹産業である農業を支える後継者の育成のための施策を求める声が多くありました。

また、農業施策だけではなく、身近な商店や道の駅を軸とした商業の活性化につながる施策を望む声が多いという結果となりました。



小学校児童・中学校生徒を対象としたアンケートでは、「将来どのような村になればよいと思いますか」の問い合わせに対しては、「買い物が楽しめる



第1編 序論

「ショッピングセンターがある村」61件 13.6% (2.5%↑前回：11.1%) で一番多く、次いで「水や空気がおいしく、うつくしい風景に囲まれた村」49件 10.9% (2.0%↑前回：8.9%)、「犯罪や災害が少ない安心して暮らせる村」46件 10.2% (±0 前回：-%) の順となっています。身近に買い物ができる場所など生活の利便性を求める一方で、美しい自然環境や安心して暮らせる生活を将来に引き継ぎ大切に守っていきたいという思いが込められていることが分かりります。

また、15歳以上の村民を対象としたアンケートにおいても、村民の多くは、公共交通の充実による通勤・通学・買い物等への利便性の向上、高齢者、障がい者福祉、子育て支援の充実、自然環境・歴史環境の豊かさ、防犯・防災対策の強化を望む声が多く、これまで育んで来た自然環境や歴史文化を大切にしながらも、より便利でこどもから高齢者が安全・安心に過ごすことができ、誰もが快適に暮らせる環境や暮らし、そして、これからも湯川村に愛着を持ってずっと暮らし続けたいと思える10年後の未来を望んでいることが伺えます。



4 むらづくりの主要課題

時代の潮流や本村の現状と特徴等を踏まえるとともに、「むらづくり住民アンケート」や「“ここがふるさと”村づくり会議」などから得られた村民の意見・提案を踏まえ、今後の本村のむらづくりで対応すべき主要な課題を以下のとおり整理します。

(1) 人口減少の抑制と魅力ある定住環境の形成

本村の人口は年々減少しています。高齢化により労働力の低下、むらづくりの担い手不足、税収の減少などの問題が懸念されます。そのため、本村の地域資源の活用により、快適に住み続けられる居住環境を形成し、人口流出の防止、出生率の増加を図るとともに、田舎暮らしの魅力の向上や対外的な発信力を強化し、減少の著しい若年層人口を始めとして、交流人口を増加させていくことが必要です。また、併せて計画的な土地利用も必要となります。

(2) むらの活力再生と新たなにぎわいづくり

本村の産業においては、特に、農業や商業の低迷が続いています。

農業は、本村の豊かな自然や景観を継承する役割を果たし、村発展に大きく寄与してきました。しかしながら、近年の米をめぐる情勢の不安定化や、肥料・農薬等の物件費や人件費の高騰、農業従事者の高齢化と担い手不足の問題が深刻化を増し、青年等の就農者の育成や所得の向上による活力ある農業を確立することが求められています。いのちと健康を育む重要な産業として、安全でおいしい「食べ物」の生産を基本に、集落組織の育成、担い手の育成に努め、安定的な生産体制の確立を進めることが重要となります。また、高付加価値の付いた農産物や農産物の加工により付加価値をつける六次産業化、スマート農業の推進など、様々な取組により魅力ある農業振興を図り、活性化させることが必要となります。

商工業については、既存企業の経営安定のために行政支援策を講ずるとともに、新たな商工業施設など新規に誘導するための施策を展開し、若者が就労できる場の創設や村民の利便性の向上を図るなどの振興策が重要となります。

そのため、村内で働き続けられる「しごと」をつくり、地域産業の担い手を確保していくとともに、地域の資源を活かしつつ、高齢化や地産地消、地域密着など時代に対応したにぎわいを創出していくことが必要です。



(3) 安全・安心なむらづくり

詐欺窃盗被害や鳥獣被害、大規模災害時の被害など、あらゆる被害を最小限に抑えるためには、村民一人一人が自らを守る自助、近隣で互いに助け合う互助・共助、そして行政が行う公助、これらが連携し対策を行っていくことが重要となります。

そのため、村民や地域コミュニティが行う自助・互助・共助を推進し、村民の防災意識を向上させ、日頃から災害に対して備え、災害発生時に的確に行動できるよう、地域の防災力の向上を図っていくことが必要です。また、行政が担う公助としては、防災、防犯、交通安全など村民の安全・安心な暮らしを守る観点から、公共基盤や生活環境の安全確保を図っていくことが必要です。

(4) いきいきと健やかに生活できる地域づくり

社会環境や生活習慣等の変化に伴い、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因した医療費が増大する中、一人一人が継続的に生活習慣を改善し病気を予防していくことや高齢期における生活機能の維持を図ることは、病気や介護にかかる負担を軽減し個人の生活の質の低下を防ぎ、より健康的な生活を送る上で重要となっています。

また、高齢化が進む中には、地域福祉活動の担い手の育成や要介護状態となっても住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

さらには高齢化に伴う老々介護の問題が顕著化する中、高齢期を迎えて地域の助け合い・支え合いの一役を担うことで社会参加を促進するとともに、支援を必要としている高齢者や村民を地域全体で支えていくしくみづくりが必要です。

(5) 次世代を担うこどもを大切に育むむらづくり

本村の人口は減少の途をたどっており、将来的には更なる人口減少が見込まれています。全国的にも人口減少社会となっている中、本村で人口の減少を抑制していくためには、定住人口の増加策や若年層、特に子育て世帯に対し訴求力のある支援を打ち出し、住みやすい地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、若者の出会いから出産、子育て、教育に至るまでの各段階に応じた多様な子育て支援や地域の特色を活かした教育の充実、女性の就労環境の改善な



どを図っていくとともに、湯川村で暮らすことの魅力をPRし、定住・交流人口を増やしていくことが必要です。

また、高齢者による子育て支援等の経験を地域で活かす組織づくりやサポート体制の拡充等が求められます。

(6) 歴史と文化を尊び、楽しく学べるむらづくり

近年、全国各地で、いじめ、不登校の増加、青少年などによる悲惨な事件が増加傾向にあり、これまで以上に学校、家庭、地域及び行政が連携し合い、自他尊重を中心とする道徳教育や郷土教育を進めるとともに、地域全体でこどもたちを育む体制を整備することが課題となっています。

さらには少子化に伴い小学校の適正規模・適正配置、小中一貫校など、将来を見据えた学校の整備について検討する必要があります。

また、「子ども・子育て支援新制度」に加え、なお一層、村独自の子育て支援を拡充させるとともに、幼保の環境整備を充実させなければなりません。

社会教育では、生涯学習の推進が重要となり、幼児から高齢者までが楽しく活動・学習できるような公民館、ユースピアゆがわ等社会教育施設の環境整備が必要とされています。

一方、スポーツ・レクリエーションについては主体となるスポーツ団体及び指導者の養成や村民ニーズに対応したプログラムの開発など、「健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり、絆づくり」を志向したスポーツ・レクリエーションの推進が必要となります。また、村民が安全・安心に利用できるよう計画的な施設の整備など、気軽にスポーツ・レクリエーション活動にアクセスできる環境づくりも重要となっています。

さらには、村には勝常寺及び国宝の仏像を始めとした文化遺産が多数存在しており、文化財の整備と活用を通して、地域文化を活性化する必要があります。

これまで先人が築き上げてきた歴史と文化を継承するとともに、新しい課題や村民の要望を踏まえ、歴史と文化を尊び、楽しみを持って学ぶことができるむらの実現を目指す必要があります。

(7) 未来へつながる最大効果のある行財政基盤と持続可能な地域のしくみづくり

少子高齢化に伴う経済の縮小により税収等の伸びが期待できない中で、将来にわたる行政需要・行政課題に的確に対応し住民福祉の向上を図るために、経費削減に最大限努めるとともに新たな財源を確保し、持続可能なむらづくりを支える長期的展望を持った財政基盤を確立することが必要です。



第1編 序論

そのため、村民との役割分担と連携を促進し、協働のむらづくりを一層進めるとともに、計画的な見直しや更なるスクラップアンドビルドにより村政運営の一層の効率化、健全化を実現していくことが必要です。

また、本村の公共交通については、JR 磐越西線が走るほか、民間事業者による路線バスが運行されています。しかしながら、便数が少ないと加え、駅やバス停から離れた集落もあることから、生活する上で必要となる通院や日常の買い物等のための移動支援が求められています。



第2編 基本構想



基本構想体系図

米と文化の里
ゆがわむら

施策の大綱

基本理念 (むらづくりの3つの柱)

- ◎ 村民が主役のむらづくり
- ◎ 一人一人が生き生きと生活できるむらづくり
- ◎ 未来へつなぐ持続可能なむらづくり

むらづくりのイメージ(将来像)

「会津盆地のど真ん中
おいしいお米とほこれる文化
みんなで創ろう 笑顔あふれる湯川村」

基本目標 (むらづくりのあいうえお)

- あ»安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」
い»いつも健康で共に支え助け合える「むらづくり」
う»美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」
え»笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」
お»お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

人口ビジョン

令和17年総人口 2,500人以上！！

むらづくりの主要課題

- ① 人口減少の抑制と魅力ある定住環境の形成
- ② むらの活力再生と新たなにぎわいづくり
- ③ 安全・安心なむらづくり
- ④ いきいきと健やかに生活できる地域づくり
- ⑤ 次世代を担うこどもを大切に育むむらづくり
- ⑥ 歴史と文化を尊び、楽しく学べるむらづくり
- ⑦ 未来へつながる最大効果のある行財政基盤と持続可能なしきみづくり

時代の潮流 村民の意見・提案



I

安全・安心で誰もが快適に住める 「むらづくり」

- 1 防災・消防対策の推進
- 2 救急・救命体制の整備
- 3 交通安全・防犯対策の推進
- 4 住みよい環境の保全

II

いつも健康で共に支え助け合える 「むらづくり」

- 1 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり
- 2 生涯にわたる健康づくり
- 3 福祉組織の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障がい者福祉の充実
- 6 妊娠・出産・子育て支援の充実
- 7 誰もが支えられ、支え合う安心のしくみづくり

III

美しい田園風景と活力ある産業基盤の 「むらづくり」

- 1 農業の振興と後継者の育成
- 2 商工業の振興と後継者の育成
- 3 雇用促進と就労支援
- 4 定住・移住・交流の促進と地域連携
- 5 計画的な土地利用
- 6 交通体系の整備

IV

笑顔で学ぶ心豊かな 「むらづくり」

- 1 保育・幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育、芸術・文化活動の推進
- 4 文化財の保護と活用
- 5 スポーツ・レクリエーションの振興

V

お互いに心行き交う活力のある 「むらづくり」

- 1 村民活動の推進とコミュニティづくり
- 2 信頼される村政運営と情報発信の強化
- 3 村民の声を生かした効率的な行財政運営と村民自治の推進
- 4 安心して活用できるデジタル社会の推進



第2編 基本構想

むらづくりの主要課題を踏まえて“米と文化の里 ゆがわむら”的基本構想を策定します。



第1章 むらづくりの基本理念



むらづくりの基本は、本村に住む人が、かけがえのない人間として大切にされ、健康で安全・安心・快適に生活することができる地域社会を築くことにあります。

そこで、これまで行なってきたむらづくりを踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

◎ 村民が主役のむらづくり

むらづくりの主体は村民です。村民と行政の協働体制の充実に努め、村民が主役のむらづくりを推進していきます。

◎ 一人一人が生き生きと

生活できるむらづくり

人と人との絆を大切にしながら、村民一人一人が心身共に健康で、安全・安心な豊かな生活環境の中で生き生きと暮らし続けられるむらづくりを推進していきます。

◎ 未来へつなぐ持続可能な

むらづくり

村の宝である豊かな自然と豊穣の大地、先人が創り上げてきた歴史と文化を次世代に引き継ぎ、住む人はもちろん訪れる人が安らぎを感じ、誰もが定住したくなるようなむらづくりを推進します。



第2章 むらづくりのイメージ（将来像）



むらづくりの基本理念に基づき、むらづくりのイメージ
(湯川村の将来像) を

「会津盆地のど真ん中 おいしいお米とほこれる文化
みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村」
とします。

第3章 むらづくりの基本目標



湯川村を取り巻く時代環境を把握した上で、本村の将来像に到達するため、むらづくりの主要課題や村民憲章の理念の基に次の基本目標（むらづくりのあいうえお）を設定します。

**あ» 安全・安心で誰もが快適に住める
「むらづくり」**

**い» いつも健康で共に支え、助け合える
「むらづくり」**

**う» 美しい田園風景と活力ある産業基盤の
「むらづくり」**

**え» 笑顔で学ぶ心豊かな
「むらづくり」**

**お» お互いに心行き交う活力のある
「むらづくり」**



1 基本的な考え方

村としては、現在の人口を維持し、様々な施策を講じることで、最終的に増加させることが理想であると考えます。

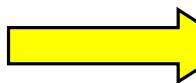
しかしながら、現実的には、出生率の低下による若年層の人口減少や高齢化の進行により、短期的に増加に転じることは困難な課題あります。

仮に合計特殊出生率が、人口置換水準である「2.06人」に回復したとしても、子どもを持つ世代に成長するまで時間がかかり、人口を維持するまでには数十年かかるという現実を認識する必要があります。

これらを踏まえ、以下の長期的視点に立ち、総合的なむらづくりに取り組みます。

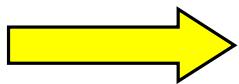
◇ 人口減少に取り組む むらづくりの視点

- ① 日常生活の利便性が確保され、暮らしやすさが実感できること。



(居住世帯の転出の抑制・転入世帯の増加)

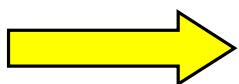
- ② 働く場が確保されていること。



(若者の流出抑制・若者のUターン促進)

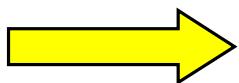
・広域地域間就労支援)

- ③ 安心して子どもが産み育てられる環境であること。



(出生率の上昇・若者の移住定住促進)

- ④ 魅力あるむらづくりが展開されること。



(域外からの人口流入(定住)・交流人口の拡大)



2 具体的な目標

① 2050年に合計特殊出生率1.51人を目指す。

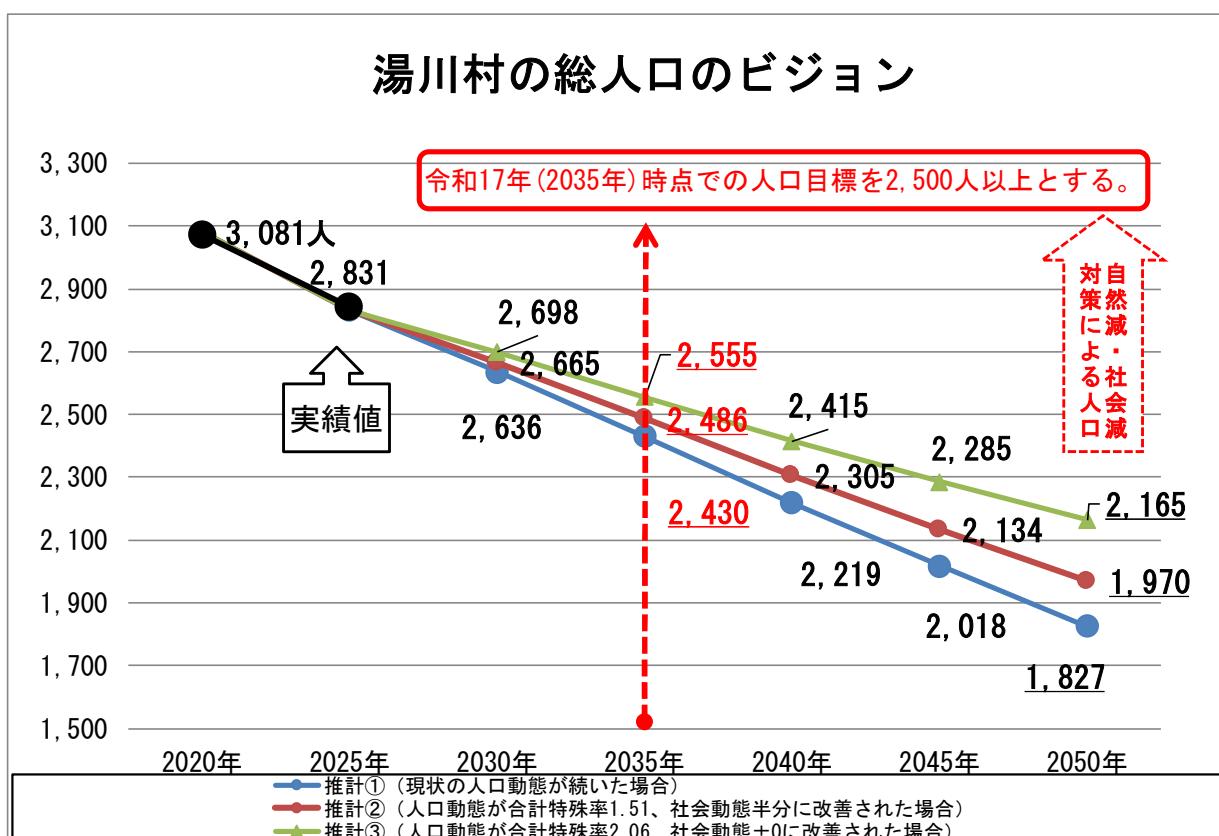
2050年における本村の合計特殊出生率については、結婚や出産に関する県民の希望が実現すると達成する県民希望出生率（2025年時）と同等の1.51人を目指します。

② 社会動態減を抑制する。

子育て支援の充実や若者定住支援制度による子育て世代の移住・定住促進等、定住圏としての魅力あるむらづくりの推進等、社会動態の減を抑制し将来的に増加を目指していきます。

湯川村の人口のビジョン

当計画及び総合戦略の実行により、人口の減少幅を緩やかにし、人口減少を抑制し、当計画の終期である
10年後の令和17年（2035年）時点において、
総人口2,500人以上（合計特殊出生率1.40）を目指します。





7 第5章 施策の大綱



「むらづくりの基本目標」を柱として、施策の大綱を定めます。

1 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」

近年は、東日本大震災を始めとした大地震や集中豪雨・台風などの自然災害が各地で頻発し、日本各地に甚大な被害をもたらしています。

また、宅地や商工業による土地開発は、緑地の減少や大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境問題を引き起こし、地域の歴史的・文化的資源や懐かしいふるさとの風景を変えつつあります。

さらに、近年の都市化や高度情報化などの社会構造の変化に伴い、高齢者や子どもが被害者となる事件・事故・犯罪などが複雑かつ多様化してきています。

このような現状を踏まえ、安全・安心で誰もが快適に住めるむらづくりのために、安全な交通社会の構築、犯罪のない明るい社会の形成、総合的な防災対策推進、美しい自然環境の保全等に、地域と行政が連携して取り組める「むらづくり」を目指します。

(1) 防災・消防対策の推進

自然災害は、「いつ」、「どこで」、「どのように」発生するか予測することは非常に困難であるため、災害による被害発生を未然に防ぐこと、また、平時から防災教育を行うなど村民の災害に備える意識を醸成することが必要です。村民一人一人が自ら守る「自助」、近隣で互いに助け合う「互助・共助」、そして行政が行う「公助」それぞれの連携による総合的な防災対策が重要となります。

人口減少、高齢化が進む中、「互助・共助」においては、それぞれの地域における自主防災組織の設置及び育成が急務です。また、「公助」においては、消防団員の確保及び再編成を早急に検討し、情報伝達体制の強化や消防・防災設備の維持管理と併せて、地域防災体制の活性化と基盤の強化に努めます。



(2) 救急・救命体制の整備

近年、高齢化や核家族化が進む中で救急救命に対する課題が多様化しています。

また、今後発生が懸念されている様々な災害時における迅速な救命措置の推進や広域的な医療・救命体制の一層の充実が必要になっていきます。

そのため、広域消防本部の救命体制や近隣医療機関との連携を密にし、村民に対しても、救急時対応の知識の啓発・普及を推進し、総合的な救命体制の充実に努めます。

(3) 交通安全・防犯対策の推進

交通事故発生件数が増加しないよう、積極的な交通安全対策に取り組む必要があります。村民の安全で快適な生活の実現に向けて交通安全思想の普及、道路交通環境の整備充実などを総合的・計画的に進めます。

また、犯罪形態が複雑・多様化している中、地域の連帯感や関係機関と一緒に防犯対策が急務となっています。だれもが安心して暮らせるよう、防災行政無線を活用した予防の広報、防犯啓発活動や暴力追放運動の推進など犯罪防止に向けた更なる取組を進めます。

また、村民の生活様式の多様化に伴い、悪徳商法や詐欺などの消費生活をめぐる問題が複雑・多様化しています。村民にとって安全で安心な豊かな消費生活の確保に向け、各種啓発活動の推進や消費者保護・相談窓口の更なる充実に努めます。

(4) 住みよい環境の保全

地球温暖化等の環境問題については依然として大きな問題となっています。環境問題を身近でかつ重要な問題と捉え、自然保護の啓発を一層推進し、豊かで美しい環境を維持しなくてはなりません。そのために、無秩序な開発を防止し、再生可能エネルギーの積極的な導入の推進等環境に負荷の少ない社会を築き、人と自然との共生による環境づくりに積極的に取り組みます。また、生活環境においても、不法焼却、不法投棄の防止、老朽化した危険な空き家への対策、ごみの減量化と資源ごみの分別、リサイクル化を推進します。

鳥獣被害防止については、イノシシ・クマ等の野生鳥獣による被害の未然防止、被害の拡大防止を図り、村民の安全確保のため、近隣市町村、



第2編 基本構想

関係機関との連携の下、野生鳥獣被害による被害の防止対策の推進を図ります。

上水道については、将来にわたり安全で安定した給水の確保に努めるとともに、水資源の有限性を考慮し、節水意識の普及を図ります。下水道については、事業目的である生活環境の改善、水資源の保全を図るために、施設の機能維持、適切な管理運営に努め、接続率の向上に努めます。

さらに、村内の公園や公共施設周辺等には、地域住民の憩いの広場として集える機能を持たせるよう、緑や樹木の整備・再生・維持管理に努めます。



2 いつも健康で共に支え、助け合える「むらづくり」

健康や福祉、生きがいづくりに対する村民の関心は多様化・高度化しており、すべての村民が共に支え合い、助け合える健康で生き生きと安心して暮らせる社会づくりが求められています。

こうした中、村民一人一人がお互いに尊重し合いながら協力し、健康な生活習慣を確立できるよう、世代を越えて支え合う地域づくりを進め、子どもから高齢者まで、安心して暮らせる「互助・共助のむら」を目指します。

(1) 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり

村民一人一人が、お互いにその人権を尊重しつつ考え方を分かち合い、職場・家庭・地域において性別に関係なくその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の形成に取り組み、男女が共同してよりよい家族、地域をつくるという意識の醸成に努めます。

また、子どもや高齢者への虐待、DV被害についての対応に努めます。

(2) 生涯にわたる健康づくり

人生100年時代を迎える社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、様々なライフステージ（乳幼児期から高齢期等の人の生涯における各段階）において取組を行うことで、生涯を通じた健康づくりを着実に進め、誰一人取り残さない健康づくりを目指します。

また、社会が高度化・複雑化する中で大人、子どもを問わず強くストレスを感じ、不登校、睡眠障害、うつ病、アルコール依存症など様々な問題を抱える人が増加しています。地域における支え合いの体制づくりや正しい知識を身に付けられるよう啓発を行い、気軽に社会参加できる体制を整え、こころの健康の維持・向上を図る取組を推進します。

(3) 福祉組織の充実

少子高齢化と人間関係の希薄化が進む現代社会では、共に支え合う地域づくりが今まで以上に重要視されています。また、高齢者や障がい者なども、地域社会の一員としていきいきと生活できるための活動の場が必要とされています。

こうした中、今こそ共に手を携えて、地域に根ざした助け合い・コミュニティ



活動やボランティア活動に積極的に手軽に参加できる組織づくりと、社会福祉協議会を核としたそれらの一体的な連携を強化できる体制づくりを目指します。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り生涯にわたり心身共に健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、自分に合った健康像の実現に向けて、健康の保持増進や予防に取り組むことができる環境づくりを目指します。

また、健康づくりや介護予防、生涯学習、生きがいづくり等の活動や講座に気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができるよう、各種活動を支援する組織体制の整備やリーダー等の養成を進めるなど、村民と協働して予防に取り組み、地域づくりを支援します。

(5) 障がい者福祉の充実

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者が必要としているサービスを、自ら選択し、決定できるよう、在宅サービスや支援体制・相談等のサービスの充実に努めるとともに、啓発活動・団体の育成の充実と、就労や余暇・教育・医療など、生活全般にわたる支援策を展開し、障がい者の社会参加を促進するむらづくりを目指します。

(6) 妊娠・出産・子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境は、子育てに関する情報が氾濫する中、子育ての悩みも複雑化、多様化してきています。

本村においては、住宅地の増設に伴い、核家族が多くなっており、育児不安を抱え、十分な育児サポート体制がとれていない状態で育児を開始する家庭も見受けられます。

このような現状を踏まえ、安心して子育てるためには、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が重要です。

こども家庭センターを中心に、妊産婦や子育て家庭の個別のニーズや課題を把握した上で情報提供や相談支援を行い、必要なサービスにつなげられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制の機能充実を図ります。

また、少子化の要因の一つと指摘されている未婚化・晩婚化への対策として結婚したい人の支援に努めます。



(7) 誰もが支えられ、支え合う安心のしくみづくり

村民が生涯にわたり健康で文化的な生活を送ることができるよう、だれもが支えられ、支え合う安心のしくみづくりを目指します。

また、国民健康保険事業や後期高齢者医療、介護保険事業等の充実と適正運営に努めます。

なお、経済的な理由により生活困難な村民に対して自立支援を図ります。



3 美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」

産業構造が大きく変化する中において、地域産業を取り巻く状況は、農業や商業等の低迷や後継者等の担い手問題、新たな企業立地の手控え、村民所得の減少など厳しい状況にある中、情報化や国際化といった新たな課題が出てきています。豊かで安定した生活を実現するには、活気あふれる地域産業の再生が不可欠です。

自然環境や生活環境との調和を図り、美しい田園風景を守りながら、地域の特性と資源を活かした農業や商工業の再編・振興により産業全体の活性化を促進するとともに地域での雇用を創出し、村民生活の向上と地域経済の発展を促し、元気で活力ある産業基盤の強いむらづくりを目指します。

(1) 農業の振興と後継者の育成

本村の特性と資源を生かし、水稻、畜産、畑作、果樹、施設園芸の振興を推進し、農業生産基盤の充実を図っていく必要があります。さらに、低農薬及び有機栽培等の普及を推進し、環境にやさしい安全で安心な高付加価値の付いた農産物の提供を目指し、優良農地の確保に努めます。

また、魅力ある農業の実現に向け、農業法人や認定農業者、新規就農者、集落組織などの農業の担い手への農地の集積・集約化を図り、生産体制の組織化・法人化等を進めながら、後継者の育成を図り、新しい時代に対応する農業生産構造への転換を促進するとともに、スマート農業の推進により作業の効率化を図ることで持続性を高め、遊休農地の発生等を防ぎます。

さらに、化学農薬・化学肥料の使用量低減など環境負荷低減等の取組や多面的機能での取組を推進し、農業環境の維持に努めます。

消費者ニーズや市場動向に即応した高付加価値の付いた農産物の提供を目指し、SNSなどを活用した情報発信を行いなら、ブランドの確立や地産地消、6次化産業化（農業者が製造・加工やサービス業・販売業にも取り組み、付加価値を高めること）の推進等農業と他産業を結びつけた特色のある新しい事業の定着に努めます。



(2) 商工業の振興と後継者の育成

消費者ニーズに応える魅力ある店づくりを目的とした経営者意識の啓発と経営指導の強化を湯川村商工会と連携を密に図り、地域に密着した経営形態の確立に努めます。また、地元産品活用による新たな特産品の開発や観光と結びつけた村外への販路の拡大により収入の向上を図り、後継者が育つ魅力ある商店づくりを目指します。

後継者対策として、商工会や金融機関と連携し、事業継承への意識啓発を図るとともに、制度融資等による資金繰りのための支援策を講じていきます。また、既存中小企業については、経営の安定や事業拡大、設備投資等への補助等に取り組み、持続的な経営発達を支援していきます。

農商工一体のむらづくりを目指す中で、雇用の創出につながる優良企業誘致に積極的に努め、異業種連携や広域連携の強化による活性化や情報産業の誘致等を検討し、地域特性を活かした新規事業の創出に努めます。

(3) 雇用促進と就労支援

少子高齢化、人口の流出に伴い、人手不足が顕在化している状況にあります。

また、物価高騰によるコスト増や人口減少による需要の低迷化など、本村の商工業を取り巻く状況は引き続き大変厳しい状況にあります。このような中、村民の就労促進のため、関係機関等と連携して雇用情報を提供するとともに経営者が主体的に課題解決できるよう継続的にサポートできるよう努めます。さらに、村内から通勤可能な範囲で就労できるよう若年者や高齢者、障がい者などの就労支援を積極的に進めていきます。

(4) 定住・移住・交流の促進と地域連携

少子高齢化が進み、人口減少が続く本村にとって若者の定住・移住対策は最も重要な課題です。

若者の定住・移住対策のためには美しい田園風景と調和した住宅用地や緑あふれる魅力ある住環境の整備、交通の利便性の拡充、情報通信網の活用など質の高い生活環境が重要といえます。

子育て支援や教育環境については、村内だけでなく村外からも高い



評価を受け、若者世代も注目していることから、更なる充実を図り、取組状況について村内外、特に都市部への情報発信を強化するとともに、産業・雇用・定住を一体的に支える体制を整備していくことが必要です。

また、本村には、国宝の指定を受けた薬師如来と日光・月光両脇侍像を有する勝常寺があり、県内外から多くの参拝客が訪れており、会津盆地の中央に位置することから、地の利を生かした事業を展開するとともに、会津坂下町と共同設置した「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の活用の促進を始め、他自治体との地域連携施策の強化を図るとともに農業と観光の連携を図りながら交流人口の増加に向けて取り組んでいきます。

さらには、地域間交流等を積極的に推進し、本村特有の文化を発信していく中で、物心両面の交流による新たな出会いと創造の構築を図ります。

(5) 計画的な土地利用

村民の多くは自然環境や居住環境の保全・整備と併せて商工業の企業誘致を求めており、今後も自然環境や居住環境、景観や歴史的環境などと調和した生活環境づくりを進めるとともに、限られた土地の中で地理的、地域的特性を生かした適正かつ効率的な土地利用を図ります。

(6) 交通体系の整備

本村は、会津盆地の中央に位置し交通の要衝となっています。商工業を始めとするあらゆる産業の活性化や地域間交流を促進していくため、周辺市町村と連携し、広域的視野に立った高速交通網の整備や交通体系の整備に努めます。

高齢化が進む中、移動制約者の通院や日常の買い物等のための生活の足について、村の実情に合った移動支援に努めています。

また、幹線道の整備や歩行者・高齢者にやさしい交通環境整備に向け、関係機関との調整に努めます。

既存の村道、農道、集落内道路などの身近な生活道路については、村民の安全と快適な生活を確保するため、老朽化等で傷んだ箇所の早期の補修を進めるとともに、生活交通路線の確保のため、冬期間の除排雪に



第2編 基本構想

については、車道はもとより、歩道も含めて効率的な除雪作業の充実に努めています。



4 笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」

「むらづくり」は、「人づくり」から始まります。子育て支援と連携した「15年間をつなぐ 保育～幼児教育～学校教育」を推進し「自分が好き 友達が好き 学校が好き 湯川村が大好きな ゆがわっ子」を育成するとともに、すべての年代の村民が、それぞれのライフスタイルに合わせて、いつでもだれでも学べる生涯学習を推進します。村民一人一人が個性を大切に、創造力を養いながら、健全な心身と絆づくりを促進する教育の振興を目指します。

また、湯川村に伝わる歴史と文化を大切に保護・継承するとともに、新たな知見を広く発信しながら地域振興への活用を図り、交流と活気あふれる「むらづくり」を進めます。村民が湯川村を誇りとし、笑顔で明るく生き生きと学ぶことができる「むらづくり」を目指します。

(1) 保育・幼児教育の充実

幼児期が基本的な生活習慣や豊かな人間性を育むベースとなる重要な時期であることを踏まえ、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携を密にし、「架け橋プログラム」による一貫性のある教育・指導を推進します。

地域の自然や環境とのふれあいや体験活動を通した豊かな感性と情操を育てる教育活動を推進します。また、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制を充実させるとともに、保育所・幼稚園に入所・入園する乳幼児がよい環境の中で過ごすことができるよう施設・設備の整備に努めます。

さらに、保育や幼児教育の充実のために、保育所や幼稚園の職員体制を確保し、質の高い保育・幼児教育の提供に努めます。また、特別支援教育体制を充実させるとともに、こども家庭センターと連携した子育て支援体制の整備を推進します。

(2) 学校教育の充実

笈川小学校・勝常小学校を統合し、教育環境及び教育施設の充実を進めます。少子化や多様化する教育内容、安全対策に適切に対応するとともに、湯川村学校運営協議会や地域学校協働活動を柱として、地域全体



でこどもを育む学校運営に努めます。児童生徒にとって活用しやすい学校施設の整備・充実を進めます。

湯川村で生活するこどもたちが、学校生活を通して、自信と希望、郷土を愛する心を育むとともに、ＩＣＴ技術の急速な発展等、時代の変化に柔軟に対応できる能力の育成に努めます。生き生きと学ぶことができる教育環境を整備し、「知・徳・体」のバランスのとれた学校教育を推進して、こどもたちに生きる力を身に付けさせ、自主性や創造性を培いながら、個性を大切に伸ばすことができる学校教育を目指します。

また、教職員の授業力や生徒指導・教育相談のスキルを更に向上させるとともに、こども家庭センターと連携しながら、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の心身の豊かな発達を支えます。

(3) 社会教育、芸術・文化の推進

生涯にわたる学びと交流を支える社会教育、世代をつなぎ、創造を育む芸術・文化活動を推進します。青少年教室では、豊かな体験活動を支援することでこどもたちの「生きる力」を育みます。また、ＩＣＴや自然に触れる学習機会を創出し、青少年の健全育成等に取り組むとともに、学校・家庭・地域・行政が連携しながら地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えます。成人教室では、村民各層の多様化するニーズに対応した学習機会、学習の場を提供するとともに、生涯学習に対する啓発活動に努めます。

村民の芸術・文化活動を推進しながら、各種の芸術・文化に触れる機会を創出します。また、関係する団体の支援・人材の育成支援に努めます。

村の生活文化・慣習などをしっかりとこどもたちに伝えることで世代間交流を図り、村民が地域に誇りと愛着・魅力を感じ、ゆとりや潤いのある生活づくりを目指します。

さらに、社会教育の充実を図るため、公民館やユースピアゆがわ等、社会教育施設の長寿命化改修も含めた環境整備を検討し、将来的には他の施設の状況も考慮した上で、様々な機能を複合化した施設の整備について検討します。



(4) 文化財の保護と活用

本村は国宝薬師三尊像の他に国重要文化財7件（建造物1件、美術工芸品6件）、県指定文化財2件（美術工芸品1件、無形民俗文化財1件）村指定文化財26件（美術工芸品23件、史跡2件、無形文化財1件）と会津管内でも類を見ない数多くの文化財を有しています。

地域にある文化財とともに、これまで勝常寺周辺で進めてきた調査成果を活かし、「米と文化の里」湯川村の特色ある地域の文化遺産の保護や活用を図ります。

今後は、貴重な文化財を保護する施設の整備や次世代に継承するための体制の構築を推進していくとともに、村民が誇れる歴史と文化を尊重するむらづくりを目指していきます。

(5) スポーツ・レクリエーションの振興

村民が健康で生き生きとした生活を送られるよう、生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるむらづくりを目指します。そのためにも、主体となる団体や指導者の育成、新しいニーズに対応したプログラムの開発、子どものスポーツ離れ対策など、「健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり」を志向し、一人一人が年齢、体力、趣味、目的に応じて参加できる生涯スポーツの振興に努めます。

また、村体育館を始めとする既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修に加え、冬季や夜間、猛暑や降雪に対応した施設など、ニーズに合わせた施設の整備の検討を進めます。



5 お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

本計画をむらづくりの拠りどころとし、村民の自発的参画、行政への理解・関心を高め、村民と行政の協働による計画の実現に努めます。

「自治・分権・参画」の理念に基づき、広報広聴活動を充実させ、行政情報を積極的に提供することにより、村民と行政とのコミュニケーションを深めるとともに、行政と地域の役割を明確にし、時代に対応した行財政運営に努め、開かれた透明な村政の実現に努めます。

(1) 村民活動の推進とコミュニティづくり

急激な社会情勢の変化や人々の価値観の多様化などにより村民相互のふれあいや連帯感・郷土愛が希薄になる傾向にあります。また、地域社会には、少子高齢化の進行や環境問題、災害など村民生活に密着した様々な問題への対応が求められています。

こうした中、自由時間の増大や自然、文化など精神的な豊かさへの関心の高まり等により、ボランティア活動に積極的に取り組む自主的な活動への意欲も大きくなっています。

今後、ますます村民の主体的参加による地域活動や集落の自治活動の促進が求められるため、住民自治の意識の高揚や自助・互助・共助・公助を促す活動を推進し、地域のリーダー等となる人材の発掘・育成を図りながら、村民の自主的・主体的な活動によるコミュニティづくりへの支援に努めます。

(2) 信頼される村政運営と情報発信の強化

村民と行政の相互理解を深め、村民の意向や行政ニーズを村政に反映させるため、なお一層の村民対話を促進するとともに、情報の発信を強化し、開かれた透明性の高い行政運営を図ります。

また、課題を村民と行政が共有し互いに役割を果たしながら解決することが重要となることから、行政活動への村民の参画・協働意識により、共感が深まり、強い相互信頼感が養われ、行政へ対する意識の高揚が図られるよう、積極的な行政情報の公開とインターネットやHP等ICTを



活用した情報の共有化・提供に努めます。

(3) 村民の声を生かした効率的な行財政運営と村民自治の推進

本村においても、近年、厳しい財政状況にありながらも行政需要が多様化しており、そこから新たな課題が発生しています。

このことからも、村民の理解を得ながら、既存事業の評価・見直しを徹底し、効率的・効果的な事業を正しく選別するなど行財政改革を今後とも推進していきます。

また、地方分権等の進展により、本村の特性や自主性を活かした行政運営を進めるため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、様々な村の施策に関して、多くの村民の参画・協働・共感を得られるよう村民自治が醸成された効率的で効果的な行政運営を目指します。

(4) 安心して活用できるデジタル社会の推進

近年の情報技術の著しい発展と普及に伴い、情報の取得・活用手段が大きく変化している中、本村においても社会の変化に伴うシステムへの対応等が必要不可欠であり、行政サービス、教育、防災、地域交流を効率化し、世代を越えて支え合う社会をつくるためにも、全世代がつながりを深めるためのデジタル活用を目指します。

そのためには、更なる村民サービス向上のための情報システムの研究を始め、AIなど新しいICTの導入を積極的に検討し、村民があらゆる分野で今以上に有効に活用できるよう、地域の情報通信基盤の環境整備と活用促進を図り、村民だれもが安心して情報化に対応・利用できる仕組みづくりを進めていくとともに、そのことに伴い発生する危険性に対する情報セキュリティ対策の強化も図っていきます。

また、人口減少や財政難といった共通課題に対応し、行財政の効率化や村民サービス向上を実現するためDXの推進に努め、最新技術を活用した広域連携による課題解決を検討していきます。



第3編 基本計画

《前期》
(令和8~12年度)



基本構想の実現に向けて

米と文化の里 ゆがわむら

基本理念 (むらづくりの3つの柱)

- ◎ 村民が主役のむらづくり
- ◎ 一人一人が生き生きと生活できる
むらづくり
- ◎ 未来へつなぐ持続可能なむらづくり

むらづくりのイメージ(将来像)

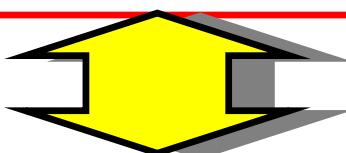
「会津盆地のど真ん中 おいしいお米とほこれる文化
みんなで創ろう 笑顔あふれる湯川村」

基本目標 (むらづくりのあいうえお)

- あ»安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」
い»いつも健康で共に支え助け合える「むらづくり」
う»美しい田園風景と活力ある産業基盤の「むらづくり」
え»笑顔で学ぶ心豊かな「むらづくり」
お»お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

人口ビジョン

令和17年総人口 2,500人以上!!



施策の大綱

本基本計画に掲げる各施策の確実
な実施により、「基本構想」の
各目標の実現を目指します。



1 基本計画の概要

基本計画では、本村が実施する5つの施策の大綱（基本目標）及び付随する基本項目について、それらを推進するための基本施策を体系的に示し、基本施策ごとに施策の基本的な展開方向と取組内容を示しています。

基本計画では、次の事項を基本項目及び基本施策ごとに整理しています。

基本項目	「施策の大綱（基本目標）」を実現するうえで核となる項目です。
現状と課題	「基本項目」における本村の現状や課題を簡潔にまとめています。
基本的な方向	「現状と課題」を踏まえて、基本施策を推進する上での基本的な方向性を示します。
施策の体系	「基本項目」を具体化していくための施策の展開方向を体系化しています。
基本施策	施策の展開方向に沿って推進する、基本的な施策の名称です。
施策の内容	「基本施策」における具体的な施策の取組の内容を示します。



2 基本計画における施策体系一覧

将来像	施策の大綱(基本目標)	基本項目	基本施策
会津盆地のど真ん中 おいしいお米とほこれる文化	I 安全・安心で誰もが快適に住める「むらづくり」	1 防災・消防対策の推進	(1)危機管理体制の充実 (2)消防力の整備・充実
		2 救命・救急体制の整備	(1)協力体制の充実 (2)応急処置法の普及
		3 交通安全・防犯対策の推進	(1)交通安全思想の普及の徹底 (2)道路交通環境の整備と充実 (3)地域安全活動の推進 (4)消費者啓発活動の充実 (5)消費者保護・相談体制の充実
		4 住みよい環境の保全	(1)自然環境の保全 (2)生活環境の保全
	II いつも健康で共に支え助け合える「むらづくり」	1 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり	(1)人権啓発・人権啓発教育の推進 (2)男女共同参画を推進する社会システムの構築 (3)職場、家庭、地域における男女共同参画の実現 (4)男女の人権が尊重される社会の形成
		2 生涯にわたる健康づくり	(1)心と体の健康づくり推進 (2)地域保健・健康増進事業の充実 (3)母子保健事業の充実 (4)歯科保健対策の充実 (5)感染症対策の充実
		3 福祉組織の充実	(1)地域福祉のネットワークづくり (2)関連団体への育成・支援
		4 高齢者福祉の充実	(1)高齢者生きがいづくりの充実 (2)介護保険制度の充実 (3)高齢者の住環境の整備
5 障がい者福祉の充実		(1)障がい者に対する理解と交流の促進 (2)障がい者福祉サービスの充実 (3)障がい者の自立支援と社会参加の促進	
6 妊娠・出産・子育て支援の充実		(1)地域社会による子育て支援の充実 (2)子育て支援機能の強化	
7 誰もが支えられ、支え合う安心のしくみづくり		(1)生活困窮者・生活保護対策の充実 (2)国民健康保険事業の推進 (3)後期高齢者医療事業の推進 (4)国民年金制度の周知 (5)介護保険事業の充実	



将来像	施策の大綱(基本目標)	基本項目	基本施策
みんなで創ろう 笑顔あふれる 湯川村	III 美しい田園風景と 活力ある産業基盤の 「むらづくり」	1 農業の振興と後継者の育成 2 商工業の振興と後継者の育成 3 雇用促進と就労支援 4 定住・移住・交流の促進と地域連携 5 計画的な土地利用 6 交通体系の整備	(1) 農業生産基盤の確保・強化 (2) 担い手の確保・育成 (3) 効率的かつ安定的な農業経営 (4) 地域特性を活かした農業 (5) 活力と魅力ある農村の創生 (1) 商工業の基盤強化 (2) 企業誘致の検討 (3) 「道の駅 あいづ湯川・会津坂下」の活用促進 (4) 特產品の開発 (1) 村内在住者雇用の拡大 (2) 就労支援の推進 (1) 県内外への情報発信と受入れ体制の整備 (2) 地域間交流の推進 (1) 地理的・地域的特性を生かした土地利用の推進 (2) 農地の確保と景観の保全 (1) 道路・橋梁等の修繕及び整備促進 (2) 移動制約者の対策及び公共交通の確保
	IV 笑顔で学ぶ 心豊かな 「むらづくり」	1 保育・幼児教育の充実 2 学校教育の充実 3 社会教育、芸術・文化活動の推進 4 文化財の保護と活用 5 スポーツ・レクリエーションの振興	(1) 保育・教育内容の充実と環境の整備 (2) 職員の確保と資質向上 (3) 保育・幼小の連携と継続的支持 (4) 子育て支援の拡充 (1) 小学校の統合 (2) 教育内容の充実 (3) 教育職員の資質向上 (4) 教育環境の整備 (1) 社会教育・生涯学習活動の充実 (2) 伝統・芸術文化の振興 (3) 人材及び団体の育成 (4) 生涯学習施設（社会教育施設）の整備 (1) 文化遺産の保護 (2) 文化遺産の活用 (3) 関係機関や村民との連携 (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) スポーツ指導者及び団体の育成 (3) スポーツ・レクリエーション施設の整備
	V お互いに 心行き交う 活力のある 「むらづくり」	1 村民活動の推進とコミュニティづくり 2 信頼される村政運営と情報発信の強化 3 村民の声を生かした効率的な行財政運営と村民自治の推進 4 安心して活用できるデジタル社会の推進	(1) 村民活動の推進 (2) コミュニティ活動の推進 (3) 協働社会の形成の推進 (1) 村民との対話の更なる推進 (2) 村民との情報の更なる共有 (3) 公正で透明な行政運営 (1) 効率的・効果的な行財政運営 (2) 公共施設等の適切な維持管理 (3) 広域行政の連携 (1) 情報通信技術の利活用及び活用のための基盤整備 (2) 情報セキュリティ対策の更なる推進



《 施策の大綱 - I 》

安全・安心で
誰もが快適に住める
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 防災・消防対策の推進

2 救命・救急体制の整備

3 交通安全・防犯対策の推進

4 住みよい環境の保全



1 防災・消防対策の推進

« 現状と課題 »

本村は、会津盆地の真ん中に位置し、海、山に接していないことから津波や土砂災害による被害を受けることがなく、会津地方では自然災害の少ない地域です。過去には阿賀川や日橋川、瀬川の氾濫による災害が数多く発生しましたが、現在では各河川の整備が進み、大規模な水害の危険性は著しく低下し、村内でも身近な災害に対する危機感が希薄になりつつあるのが現状です。

しかし、未曾有の大災害となった東日本大震災を始め、近年頻発している異常気象によって起こる災害は、発生時期、被害範囲を予測することが非常に困難であるため、平時から村民の防災意識の高揚に努めるとともに、村民一人一人が自ら守る「自助」、近隣で互いに助け合う「互助・共助」、そして行政が行う「公助」それぞれの連携による総合的な防災対策が重要であり、「互助・共助」においては、それぞれの地域における自主防災組織の設置及び育成が必要です。

また、このような現状を踏まえ、災害時に村が迅速に処理すべき業務を定めた村地域防災計画について見直しを図り、今後一層村一丸となって防災対策全般にわたり活動を展開していかなければなりません。

消防については、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部会津若松消防署が常備消防として本村を管轄しており、十文字出張所が本村における火災の予防、発生時における対応を行っています。

一方、本村の消防団は、1本部2分団10部28班で組織し、日々の防火消防活動を行っています。消防資機材として消防ポンプ自動車2台、消防小型動力ポンプ積載車9台、小型動力ポンプ27台を各班にそれぞれ配備していますが、耐用年数が経過し使用に耐えない機材、消防施設が増えてきていることから、機材、施設の維持管理、更新及び統廃合などについて総合的に検討する必要があります。

消防団員の定員については、近年、実員数が条例定数を下回っており、各班とも団員確保には苦慮しているのが現状です。これは若者の新規入団が少ないと村外への転出等が主な要因であり、各班の団員定数や組織体制の適正化を図る必要があるほか、報酬の見直しなど、団員の入団促進、意欲向上につながる待遇改善を行っていくことも必要です。

特に、本村の場合、消防団員の大半が村外に勤務しているため、日中に起こる火災、災害においては団員のほとんどが不在となり、すぐに対応することが困難な現状である



第3編 基本計画

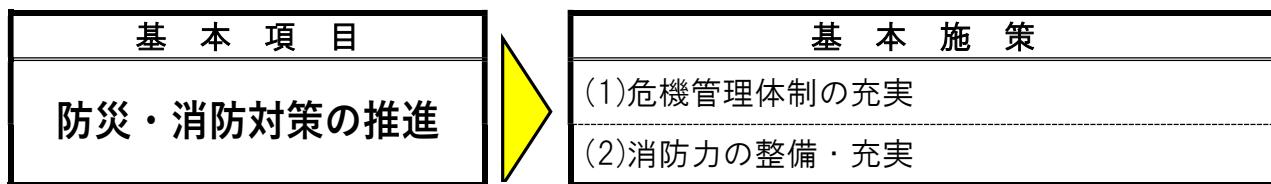
ため、村内勤務者の消防団への加入や、有事の際のみ消火活動を行う機能別消防団員の増員・育成を図るなど、既存消防団員を補完する組織体制の強化が必要であるとともに、既存の消防団組織の再編成についても早急に検討する必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 地震や水害などに備え、村地域防災計画に基づき、災害発生時の情報伝達や避難計画などの総合的な防災体制の確立を図り、危機管理体制の強化を図ります。
- ◇ 消防団の再編を含め、組織体制の充実と施設装備の適正化を図ります。



< 施策の体系 >



< 施策の内容 >

(1) 危機管理体制の充実

- ① 現状に即した地域防災計画の定期的な見直しと、各種防災関係マニュアルの整備及び隨時見直しによる緊急時災害対策の充実
- ② 地域と連携し、村一体となった災害時の初動体制や協力体制の徹底と、他自治体等との災害相互応援協力体制の推進
- ③ 実践に即した総合防災訓練、地区防災訓練の定期的実施による防災体制の強化
- ④ 防災情報通信システム、村防災行政無線による災害情報伝達体制の強化
- ⑤ 防災資機材の更新及び備蓄の充実
- ⑥ 災害時における要配慮者への支援策の充実
- ⑦ 村民への防災意識の普及啓発
- ⑧ 関係機関と連携した防災会議の開催

(2) 消防力の整備・充実

- ① 地域の実態に応じた団構成の再編
- ② 消防機材・施設の管理・更新による消火体制の強化
- ③ 機能別団員の増員・育成による消防力の維持・強化
- ④ 消防水利の確保による消火困難地区の解消
- ⑤ 団員の待遇改善を含めた消防環境整備と教育訓練の充実
- ⑥ 村民への予防消防知識の普及と消防訓練の充実
- ⑦ 自主防災組織の設置、育成及び初期消火訓練の実施



2 救命・救急体制の整備

« 現状と課題 »

本村においては高齢化や核家族化が進む中で救命救急に対する課題が多様化しており、今後更に消防本部や近隣医療機関との連携強化を図ることはもちろんのこと、村民相互による初期救命活動（応急処置法）の強化が必要不可欠となっております。

このようなことから、村民や村内事業所に対しても、誰もが迅速な応急手当ができるよう救命講習会等を定期的に開催し、救急時対応の知識の普及・啓発を推進する必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 迅速な救急・救助活動を行うため、協力体制の一層の強化に努めます。
- ◇ 誰でも緊急時における適切な対応と応急手当ができる知識の普及・啓発に努めます。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 協力体制の充実

- ① 消防本部、医療機関及び村民との協力体制の充実

(2) 応急処置法の普及

- ① 村民及び村内事業所を対象とした定期的な普通救命講習会の開催
- ② 適正な応急処置法の普及
- ③ 主要公共施設に配置した医療機器（AED等）の保守
- ④ 救急電話相談窓口の設置及び周知



3 交通安全・防犯対策の推進

« 現状と課題 »

本村は、1世帯当たりの自動車保有台数が多く、幹線道路が村内を縦横断しております、常時一定の交通量があります。また、平成26年の道の駅あいづ湯川・会津坂下のオープンや平成27年に会津縦貫北道路が全線開通した影響により交通量が増加しています。このような状況の下、村交通対策協議会を中心に子どもから高齢者に至るまで様々な交通事故防止の運動を実施しています。

高齢運転者による重大事故の発生が全国的に問題となっていますが、本村においても、運転免許自主返納者を支援するなど、交通事故ゼロを目指した村民の安全確保に努めています。さらには、湯川村交通安全計画の見直しを図り、村民と交通関係団体、そして村が一体となって、交通道徳や交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を始めとする総合的な交通安全対策を講じていきます。

防犯に関しては、社会経済状況の変化に伴い、犯罪形態が複雑化し、内容も悪質化、低年齢化してきており、車上ねらいや自販機ねらいなど軽犯罪や、子どもたちへの声かけ事案などもあります。村では犯罪を未然に防ぐため、広報活動や防犯パトロール、街路灯設置事業等を行っていますが、今後は村民一人一人が防犯意識を高めていくために、関係団体、家庭、学校、地域が連携・協力し合い、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っていきます。

近年、村民の生活様式の多様化、社会環境の変化に伴い、悪徳商法やなりすまし詐欺など消費者をめぐるトラブルが複雑・多様化しています。

そのため、村では消費者の利益を保護するべく、適正な取引に関して広く、より正しく理解してもらうための各種啓発や、悪質な業者に関する情報提供に努め、消費者保護の充実を図っていきます。

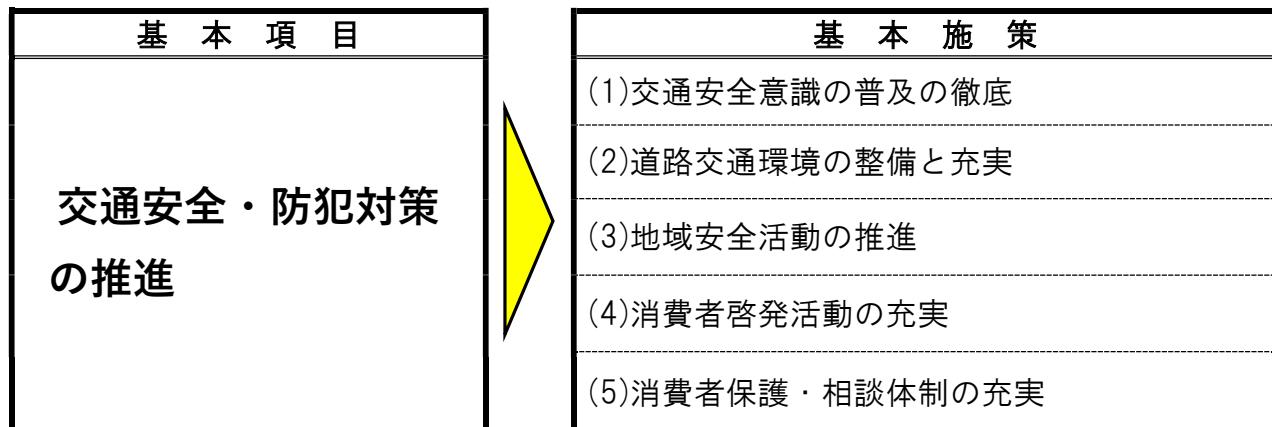


« 基本的な方向 »

- ◇ 交通事故の減少を目指し、交通安全計画に基づき、交通モラルの高揚と交通安全教育の徹底に努めます。
- ◇ 交通事故防止のため、交通安全施設の維持管理及び新設に努めます。
- ◇ 犯罪防止のため、地域ぐるみの防犯意識の高揚に努めます。
- ◇ 地域・学校・警察・団体等と連携を深め、防犯・非行防止活動を推進します。
- ◇ 消費者保護対策に必要な情報を村民に提供し、消費生活上での問題発生の未然防止、解決に努めます。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 交通安全意識の普及の徹底

- ① 村民の交通安全意識と交通マナー向上の推進
- ② 交通情報に則した啓発活動の効果的推進
- ③ 交通関係団体等との連携強化

(2) 道路交通環境の整備と充実

- ① 交通安全施設の維持管理及び整備
- ② 警察や道路管理者への交通安全施設の設置要請

(3) 地域安全活動の推進

- ① 地域における防犯意識の高揚と防犯組織の充実
- ② 関係団体との連携による少年非行犯罪の未然防止と健全育成
- ③ 防犯灯の計画的な整備と防犯カメラの設置
- ④ 暴力追放運動の推進
- ⑤ 地域ぐるみによる安全活動の推進

(4) 消費者啓発活動の充実

- ① 悪徳商法や振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺を未然に防ぐための広報活動の充実
- ② 電子商取引の拡大に伴うフィッシング詐欺等への注意喚起

(5) 消費者保護・相談体制の充実

- ① 消費生活相談窓口の周知



4 住みよい環境の保全

« 現状と課題 »

本村は、会津盆地の四季に彩られた美しく豊かな自然に恵まれています。この貴重な財産を未来に引き継いでいくために、無秩序な開発による自然破壊を未然に防止し、環境への負荷の少ない人と自然の共生した環境づくりを推進する必要があります。

東日本大震災での福島第一原子力発電所の爆発事故に伴う放射性物質による環境汚染の教訓を踏まえ、原子力エネルギーに依存せず、本村の豊かな自然環境・自然資源を活用して、安全・安心な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギーの利用を推進します。

大量消費型の社会が地球規模の環境問題になっており、本村においてもごみの排出量削減が課題となっています。国・県ではこのような状況を鑑み、ごみの排出規制だけではなく、リサイクルによる資源循環型社会の構築を目指し、取組を進めています。本村においても、豊かな自然環境をより良いものとして再生し、次の世代に引き継ぐ責任があります。本村を含む10市町村で構成される会津若松地方広域市町村圏整備組合では、令和8年3月から新しいごみ焼却施設が稼働し、行政のみならず村民、事業者も一体となったごみの減量や再利用が不可欠です。発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「3R」を推進し、環境にやさしい循環型社会づくりを定着させる必要があります。また、不法投棄については、今後も県等との連携を一層密にして対処していく必要があります。法律で禁止されているごみの焼却は、環境破壊の観点からも、ごみの適正処理とともに防止していく必要があります。

空家については、近年、人口減少やライフスタイルの変化、都市化により住まなくなった家が放置され空家となる家屋が年々増加しています。空家は、放置すると、治安や衛生環境の悪化を招く原因になります。また、老朽化した空家は、倒壊する危険性もあり適切な管理が求められています。

鳥獣被害については、全国各地でクマによる農作物の被害や人身被害が発生しており、山やその近くだけでなく、住宅地にも野生鳥獣の出没が増加しています。本村においても、クマによる人身被害が発生しており、今後、野生鳥獣被害による被害の防止対策事業を実施し、村民の安全確保を図っていく必要があります。



村民が安全で快適な暮らしをしていく中で欠くことのできない重要な生活基盤のひとつに上下水道があげられます。上水道事業については、水道水の供給元である会津若松市と連携を図り、安定した給水確保の取組が必要となります。下水道事業は、供用を開始して25年を超えることから、定期点検・維持管理・修繕の計画を立て、適切に対処するとともに、事業効果を上げるため、今後とも村内全世帯の下水道接続（加入）について推進していく必要があります。また、下水道事業の公営企業会計の導入により、持続可能な下水道事業の経営を図ります。

本村には墓地が集落ごとにあり、それぞれ村民が維持管理を担っていますが、宅地開発により新たな行政区が誕生し、墓地需要が見込まれたことから、平成21年度において村営墓地を整備したところであり、今後については、当村営墓地の適切な管理・運営を図っていく必要があります。

村内の公園や公共施設周辺等には多くの緑や樹木があり、村民が憩い場となっています。一方で、植栽された樹木等の巨大化や老木化、雑草の放置は、景観を壊すだけでなく、倒木被害や害虫の発生などの原因となるため、適正な維持管理により景観の形成や安全性の確保を図っていく必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 自然保護意識の啓発を図り、無秩序な開発による自然破壊を未然に防止します。
- ◇ 原子力エネルギーに依存しない安全・安心な社会づくりを進めるため、再生可能エネルギーの利用を推進します。
- ◇ 地球規模での環境問題を身近な問題と捉え、地球環境にやさしいライフスタイルを確立し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ◇ ごみ処理については、会津若松地方広域市町村圏整備組合で広域的に適正処分し、ごみの減量化と再資源化を積極的に推進します。
- ◇ 不法投棄については、県等関係機関と連携を取り防止に努めています。
- ◇ 不法焼却への対応として、環境問題に対する認識を深めていくための啓發を進めています。
- ◇ 空家の所有者に対し、空家の危険化の防止・抑制の推進を図るとともに、老朽化した空家の対策を図ります。
- ◇ 近隣市町村、関係機関との連携の下、野生鳥獣による被害防止体制の整備に取り組んでいきます。
- ◇ 上水道の供給元である会津若松市と連携を密にし、安全安定供給に努めま

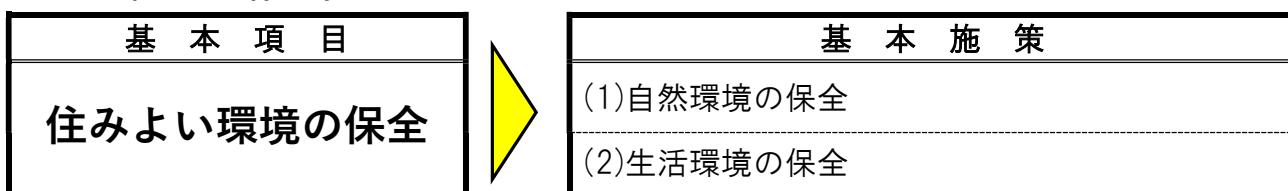


す。

- ◇ 下水道施設・設備の維持管理の適正化を図り、全戸加入を促進していきます。
- ◇ 公営企業会計を運用し、財政の明確化を図ります。
- ◇ 村営墓地の適切な管理・運営を図るとともに、使用者の増加を図るための周知・広報等に努めています。
- ◇ 公園や公共施設周辺等の緑や樹木の整備・再生・維持管理に努めます。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 自然環境の保全

- ① 自然環境の保全意識高揚を図るための啓発活動の推進
- ② 自然環境に負荷のない再生可能エネルギーの利用推進

(2) 生活環境の保全

- ① 環境汚染防止に向けた啓発活動の推進
- ② ごみ減量化と分別収集によるリサイクルの推進
- ③ ごみ処理の広域システム化の整備と充実
- ④ 不法投棄、不法焼却の防止対策
- ⑤ 上水道の安全安定供給
- ⑥ 下水道施設維持管理の適正化
- ⑦ 下水道事業の公営企業会計の運用
- ⑧ 下水道全戸加入の促進
- ⑨ 村営墓地の適切な管理・運営及び使用者増のための更なる周知・広報
- ⑩ 老朽化した空家の適正管理の推進
- ⑪ 地域連携による野生鳥獣被害の防止対策
- ⑫ 緑、樹木の整備・再生・維持補修



《 施策の大綱 - II 》

いつも健康で
共に支え助け合える
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり

2 生涯にわたる健康づくり

3 福祉組織の充実

4 高齢者福祉の充実

5 障がい者福祉の充実

6 妊娠・出産・子育て支援の充実

7 誰もが支えられ、支え合う安心のしくみづくり



1 互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり

« 現状と課題 »

現代においては、人間関係の希薄化の進行が危惧される状況にあります。最近のニュース報道などではハラスメント、家庭内暴力、子どもや高齢者への虐待、いじめ、強盗殺人、拉致・誘拐など人権を尊重しない事件が多発しています。本村においては、このような状況を踏まえ、人権意識の高揚を図るとともに、村民一人一人がお互いの個性を認め合い、差別や人権侵害のない、人間としての尊厳を大切にする社会を築いていきます。

また、少子高齢化の進行、国際化、情報化など、社会環境が急速に変化し、ライフスタイルは多様化しています。しかし、男女の固定的な役割分業意識等、社会的・文化的につくりあげられた男女の性差（ジェンダー）は、社会の制度や慣行の中に今なお存続しています。このことが、男女の生き方や働き方、個人が持つ能力や多様な可能性の制約となっていることは明らかです。

男女平等を根底に、男女がお互いの立場を理解し、人権を尊重し合いながらそれぞれの個性と能力が發揮できる、男女共同参画社会の早期実現を目指していきます。

« 基本的な方向 »

- ◇ すべての村民が人権尊重の精神に基づき行動できる地域社会の実現を目指します。
- ◇ 社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた施策や事業を総合的・計画的に推進します。



基本項目

互いを尊重し、誰もが輝ける社会づくり

基本施策

- (1) 人権啓発・人権教育活動の推進
- (2) 男女共同参画を推進する社会システムの構築
- (3) 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現
- (4) 男女の人権が尊重される社会の形成

(1) 人権啓発、人権教育活動の推進

- ① 人権啓発、人権教育活動の推進
- ② 人権擁護委員との協力体制の充実
- ③ 人権相談窓口の周知と充実

(2) 男女共同参画を推進する社会システムの構築

- ① 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った社会の制度・慣行の見直しと意識改革

(3) 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現

- ① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 農家や個人商店など家族経営的な職業における男女共同参画の確立
- ③ 家事・子育て等における男女共同参画社会の推進

(4) 男女の人権が尊重される社会の形成

- ① 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実と啓発活動の推進
- ② 家庭における男女共同参画の促進
- ③ 虐待・DV被害の相談対応



2 生涯にわたる健康づくり

« 現状と課題 »

本村では、生活習慣病に起因する心疾患・脳血管疾患による死亡率が高いという状況にあり、また、がん、透析等の治療や介護が必要となった場合は、医療費・介護費等の負担が大きくなるだけでなく、本人や家族の生活の質も著しく低下するものです。

こういった状態に陥らないようにするためには、食生活や身体活動・運動、休養・睡眠、喫煙、飲酒などの生活習慣が大きく関わっていることから、村民一人一人が健康に対する意識を持ち、正しい生活習慣を身に付けることを支援することで、生活習慣病の予防と重症化を防ぎます。また、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付けるための取組を推進します。

特定健診・健康診査を始めとする各種検診の受診が定着し、受診率は県内でも高い割合ですが、年々減少傾向にあります。若い世代や未受診者にも定期的な健診・がん検診の受診を促し、病気の早期発見・早期治療に繋げる必要があります。近年は、体の病気だけではなく、うつ病や統合失調症など心の病気も問題になっており、不登校・引きこもりなどは低年齢化しています。このような、様々な心の問題を抱えている方やその家族への支援が必要となります。

一方、女性の就労率の向上、少子化や核家族化の進行、生活の多様化、地域の人間関係の希薄化など、母子を取り巻く環境は急激に変化しています。これに伴い育児不安や悩みへの支援ニーズが増加傾向にあり、心身共に健やかな子を産み育てるためには、妊娠、出産、乳幼児期の時々に応じ適切な助言・支援を地域と行政が一体となって行っていく必要があります。

世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、長期間にわたり村民の生命と健康を脅かし、日常生活や社会経済に大きな影響を及ぼしました。新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、村民の生命や健康への大きな脅威となるだけでなく、村民の日常生活にも大きな影響を及ぼすものであることが明らかとなり、危機管理における重大な問題として、社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになりました。感染症危機は、決して新型コロナウイルス感染症で終わったわけではありません。次なる感染症危機に備え、平時から対応できる体制を整備し、それを維持していくことが重要です。

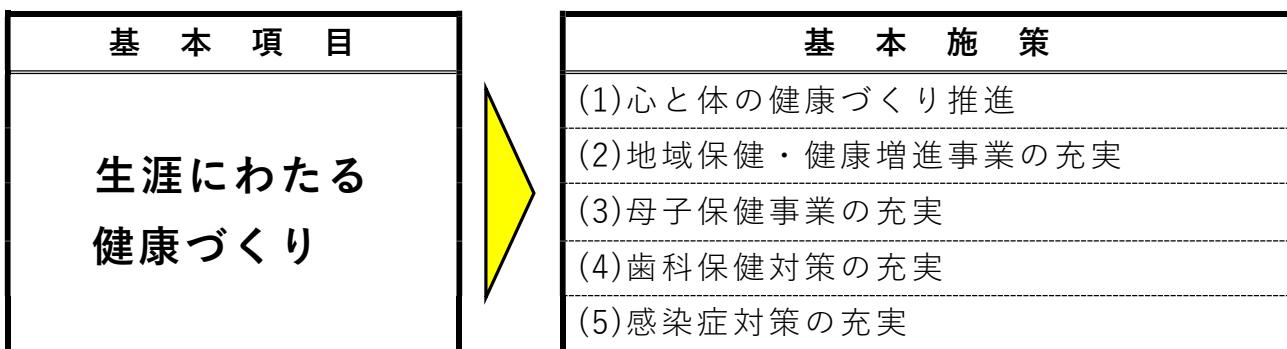


《 基 本 的 な 方 向 》

- ◇ 地域ぐるみで健康づくりを推進していきます。
- ◇ 各種検診を適正に受けられるよう働きかけていきます。
- ◇ 心の病についての正しい知識の普及とゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成を推進していきます。
- ◇ 保健センターを核として、村内各種団体や医療機関と連携を図りながら、各種保健事業を推進していきます。
- ◇ 地域と行政が一体となり、母子保健に取り組みます。
- ◇ 平時から感染症危機に備え、対応できる体制を整備します。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 心と体の健康づくりの推進

- ① 健康寿命の延伸のための生活習慣の改善、日常的な運動習慣の促進
- ② 心の病と健康づくりの講演会や学習会・ゲートキーパー養成講座の実施
- ③ こどもの心を育てるための支援
- ④ 教育部門や職域との連携による心や体の健康教育・相談の実施

(2) 地域保健・健康増進事業の充実

- ① 健康診査・健康相談・健康教育などを通じた自己管理意識の高揚
- ② 検診を適正に受けられるよう広く村民に働きかけ、検診後の保健指導の充実と精密検査未受診者への勧奨
- ③ 効率的な検診内容による受診者の利便性の向上
- ④ 生活習慣病の予防・重症化予防のための保健指導体制の充実
- ⑤ 地域ぐるみで運動できる場の確保、地域活動や社会参加の促進に向けた、集落で実施するサロン活動（通いの場）の推進

(3) 母子保健事業の充実

- ① 妊産婦の健康相談・訪問等を通じた健康管理への支援
- ② 育児不安軽減・解消のための健診と相談体制の充実
- ③ 疾病予防のため、適切に予防接種がなされるよう個別支援の充実
- ④ 育児への認識を深め、育児法スキルアップのための教室開催

(4) 歯科保健対策の充実

- ① 胎児期から高齢期までのライフステージに応じた歯・口腔に関する正しい知識の普及啓発
- ② 妊娠期から乳幼児期の健診や幼稚園・小中学校との連携による虫歯の罹患率を減らす取組の充実
- ③ 総合健診や健康教室・健康相談などを通じた歯周疾患予防の推進

(5) 感染症対策の充実

- ① 感染症危機に備えた体制整備
- ② 正確な情報の提供と基本的な感染防止対策の徹底
- ③ 感染された方やその家族等に対する差別や誹謗中傷の抑制



3 福祉組織の充実

« 現状と課題 »

本格的な少子・高齢社会が到来し、人間関係の希薄化も進む現代社会では、地域の人々が互いに支え合い助け合う体制づくりが重要となってきています。また、高齢者や障がい者なども、その地域の一員として生き生きと活動できる場が必要です。

多くの若い世代が都市部へ流出し、高齢単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、地域からの孤立や孤独死が本村においてもみられるようになっています。

このような中、すべての村民が共に手を携えて、地域に根ざした助け合い・コミュニティ活動・ボランティア活動に積極的に参加できる体制づくりを村や社会福祉協議会が核となって支援し、各種団体と連携を図りながら推進していく必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 地域の福祉を皆で支え、助け合うネットワークづくりを進めます。
- ◇ 多くの福祉課題についてそれぞれの分野ごとに関係する機関で担う役割を支援していきます。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 地域福祉のネットワークづくり

- ① 村・社会福祉協議会・民生児童委員・関係機関の連携強化

(2) 関連団体の育成・支援

- ① ボランティア・NPO団体の設立支援と育成



4 高齢者福祉の充実

« 現状と課題 »

村の65歳以上人口は、令和7年4月1日現在1,093人で総人口の36.9%と3人に1人以上が高齢者となっています。

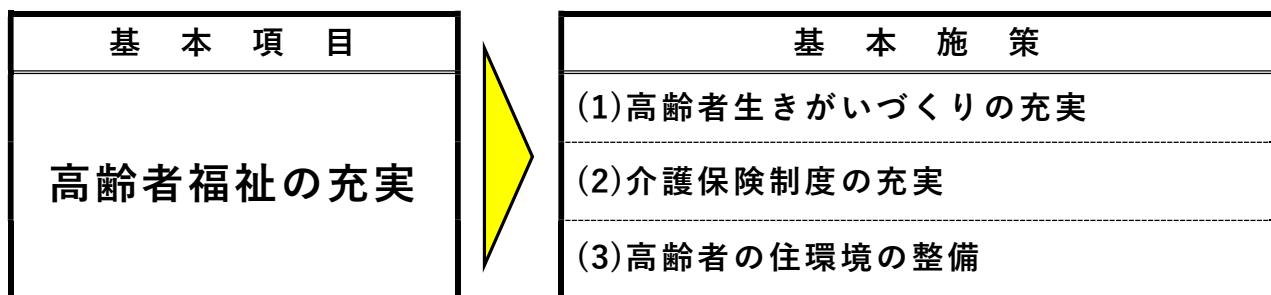
このような高齢化の進展は、寝たきりや認知症など、何らかの介護を必要とする要介護者の増加とその介護期間の長期化、さらには、家族の負担の増大をもたらす危険性を秘めています。高齢者が生き生きと元気に暮らすための生きがい活動を充実させ、高齢者やその家族が安心して相談・受診できる保健・医療・介護の一体的な体制の整備と、地区公民館等を活用した介護予防事業を展開し、そこにより多くの参加者が集い、活発に活動していくことが重要となっています。

また、地域での支え合い活動の大きな力になる老人クラブや社会福祉協議会との連携により自主ボランティア組織を育成・活性化し、さらには、シルバー人材センターを活用し、高齢者の生きがい活動・就労活動を活発にしていく必要があります。

在宅の要介護者やその家族に対しては、地域包括支援センターを中心として、在宅介護に関する相談支援体制の整備と介護事業の積極的推進を図る必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 高齢期を明るく楽しく生活するため、「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に据え、地域で支え合う体制を整備します。
- ◇ 高齢者福祉担当・地域包括支援センター・保健センターの3者で「福祉・保健・医療」の援助体制の連携強化を推進します。
- ◇ 介護が必要になっても安心して住める住環境づくりを進めます。
- ◇ 健康づくりや介護サービス利用のための支援を行っていきます。
- ◇ 生きがいを持って、積極的に社会参加できる体制を充実させていきます。
- ◇ 老人クラブや社会福祉協議会と連携しながら高齢者のふれあいと生きがいづくりに努めます。
- ◇ 地域での支援組織の育成を推進します。



(1) 高齢者生きがいづくりの充実
① 老人クラブの活性化や自主ボランティア組織の育成
② シルバー人材センターを活用した就労の場の提供
③ 老人クラブ等、高齢者団体組織をリードしていく人材の育成
(2) 介護保険制度の充実
① ボランティアの育成により、介護保険制度における認知症対策等、新しい地域支援事業の充実による介護予防事業の積極的な推進
② 地域包括支援センターを総合窓口とした相談支援体制の構築
(3) 高齢者の住環境の整備
① 多様な高齢者ニーズに対応した住環境の整備による居住の安定確保の支援
② 緊急通報装置の設置の実施



5 障がい者福祉の充実

« 現状と課題 »

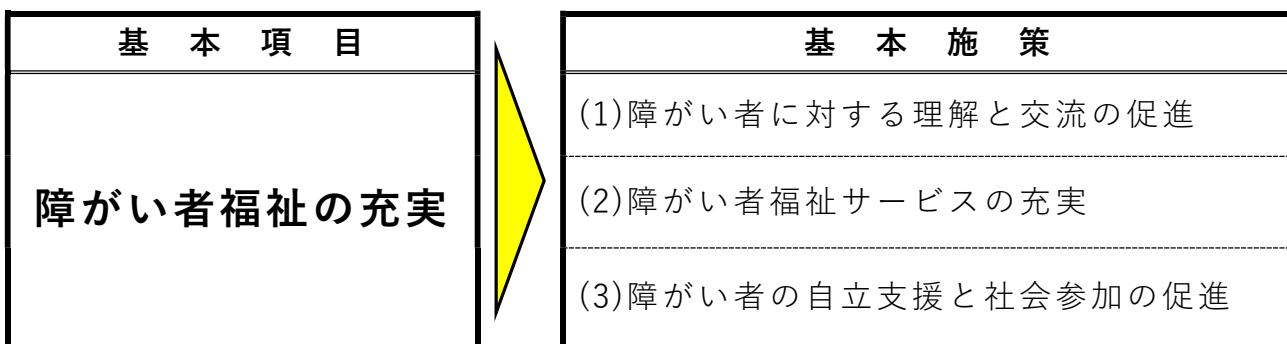
障がい福祉サービス等の支援が必要な障がい者数は年々増加傾向にあり、総合的な障がい者施策の必要性が一段と高まってきています。

障がい者福祉については、関心や理解の広まりと、障がい者自身の自立意識の高まりと相まって「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念が少しずつ定着しつつあります。しかしながら、依然として偏見、差別といった「こころの壁」が家庭内外を問わず存在しており、障がいに対する正しい理解と認識を深める必要があります。

特に精神障がいは、身体障がいや知的障がいに比べ、まだ理解されにくい状況にあるため、正しい情報を伝えていくことが必要です。

« 基本的な方向 »

- ◇ 村民相互の交流の場を通じて、障がいを正しく理解する機会を設け、だれもが共に生きることのできる社会の実現を図ります。
- ◇ だれもが住みなれた地域で生き生きと笑顔で暮らせるよう、障がい者の生活環境やライフステージ（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階）の変化に対応したサービスが提供できる体制の整備・充実を図ります。
- ◇ 近隣市町村との連携を図りながら、様々な福祉サービスを提供できる体制づくりに努めます。



- | | | |
|--|---|--|
| (1) 障がい者に対する理解と交流の促進
① 啓発・広報活動の推進
② 学校等での福祉体験・福祉教育の推進
③ 障がい者団体との連携 | (2) 障がい者福祉サービスの充実
① 相談体制の整備、情報提供の充実
② 保健医療サービスの充実（障がいの早期発見）
③ 在宅福祉サービスの充実
④ 施設福祉サービスの充実（近隣市町村との連携、体制の整備） | (3) 障がい者の自立支援と社会参加の促進
① 雇用・就業への支援（学習機会の確保、技術の習得の支援）
② スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加促進
③ 障がい者にやさしいむらづくりの推進（住宅、生活環境の整備）
④ ボランティア活動の推進 |
|--|---|--|



6 妊娠・出産・子育て支援の充実

« 現状と課題 »

かつては、子育ては家族や集落、地域全体で行われてきました。しかし近年は核家族化の進行や保護者の働き方、生活態様などが多様化しており、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭や様々な困難を抱える家庭も多くみられ、常に変化する多様なニーズに応えるため、村全体で子育てを支援していく必要があります。

本村ではこれまで、平成18年からは、保育所運営の所管を教育委員会とし、幼保連携を進めるとともに、乳児保育や一時保育を取り入れるなど、保育サービスの充実促進を始め、利用料無料の放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの提供、18歳までの医療費の助成や保育料・給食費の無償化を始めとする経済的支援、さらには児童虐待の防止に向けた取組など、子育て支援施策を進めてきました。しかし、本村の少子化や子育てを取り巻く環境は大きく変化している状況を踏まえ、村全体でこどもと子育て家庭を支援する体制の一層の強化を進めていく必要があります。また、子育て環境の整備として親子で楽しめる遊びの場や保護者同士・こども同士の交流の場の整備を進めていく必要があります。

さらには、利用児童が増加している放課後児童クラブについても、小学校との連携を一層密にし、事業内容を充実していく必要があります。

子育てについては保護者が第一義的責任を有する基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進することが重要です。

また、少子化の要因の一つと指摘されている未婚化・晩婚化への対策として、結婚したい人を応援する施策も必要になっています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 安心してこどもを生み育てられる地域社会を構築していきます。また、子育てに関する相談、情報提供体制の整備に努めます。
- ◇ こどもを取り巻く多様な環境に即した総合的な子育て支援に努めます。
- ◇ 乳幼児の推移、保育ニーズの動向を把握しながら、子育て支援機能の強化を図っていきます。

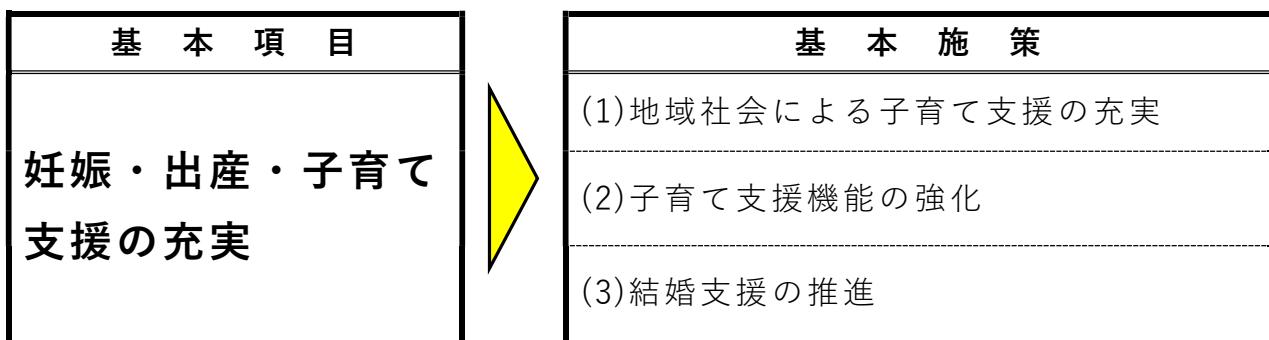


第3編 基本計画

- ◇ 結婚したい人を応援する取組を推進します。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 地域社会による子育て支援の充実

- ① 地域村民によるファミリーサポートセンター等の開設検討
- ② 子育てサークルや子育てサポーター（子育て支援者）の育成支援
- ③ 親子で楽しめる安全な遊び場、保護者同士・子ども同士の交流の場の整備
- ④ 家庭・地域・学校・その他関係機関との連携によるこどもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進

(2) 子育て支援機能の強化

- ① こども家庭センターによる妊産婦や子育て世帯、こどもに対する一體的な相談・支援や健康診査や家庭訪問、産前・産後サポートを始めとする母子保健事業の充実
- ② ひとり親家庭福祉における相談体制の充実と援護制度の有効活用
- ③ 児童虐待やヤングケアラーの早期発見と適切な支援

(3) 結婚支援の推進

- ① 結婚したい人を応援する結婚支援事業の推進



7 誰もが支えられ、支え合う安心のしくみづくり

« 現状と課題 »

本村の生活困窮や生活保護に関する相談件数は年々増加しています。現在、被保護世帯には会津保健福祉事務所から自立指導が実施されているほか、民生児童委員による訪問指導が行われています。今後も被保護者自身による自立・更生を基本とした指導を推進していくことが必要です。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る必要があります。

近年の高齢化や医療技術の高度化などにより、コロナ禍以降県内の一人当たりの医療費は増加傾向をたどっていますが、一方で県内の国民健康被保険者数の減少に伴い保険者規模が減少する中、安定的な運営を持続させるため、令和11年度から村を含めた県内の国民健康保険事業は、保険料（税）水準の統一を行うことになり、県内の全市町村、全被保険者での支え合いによる同一保険給付、同一保険料（税）負担が図られることになります。また、医療費適正化のため、健康づくり担当部署との連携を推進していく必要があります。

国民年金制度は、将来の年金受給権を確保し、老後の生活を支える重要な制度です。しかしながら高齢化の進行により受給者が増加する状況下で、被保険者の負担の増大や、近年では年金に対する不信感からか年金未加入者が見られ、保険料の収納率は徐々に低下しつつあります。

今後も、国民年金制度に対する村民の理解を求めながら、全ての村民の受給権を確保していく必要があります。

さらには、在宅・施設サービス受給者の増加に伴い介護保険料の上昇は確実となることが予想され、介護保険制度の理解の啓発を広く行う必要があります。また、低所得者に対する支援策や、要介護にならない高齢者に対する施策なども必要です。

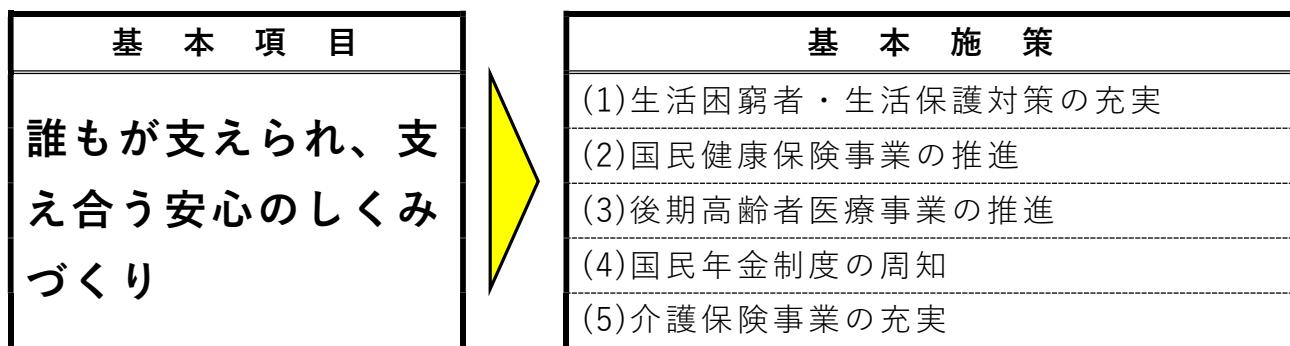
« 基本的な方向 »

- ◇ 関係機関と連携を密にしながら生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援していきます。
- ◇ 安心で安定した保険事業を展開するため、県内全域の保険税水準の統一を行うとともに、国民健康保険税の収納率の向上を図ります。
- ◇ 健康づくり担当部署と連携し、医療費適正化に努めます。



第3編 基本計画

- ◇ 国民健康保険制度に係る各種施策についての啓発（マイナ保険証利用促進等）に努めます。
- ◇ 国民年金制度の受給権の確保と未納者の縮減を目指します。
- ◇ 介護保険事業に対する理解を深め、安定した制度の運営を推進します。

**(1) 生活困窮者・生活保護対策の充実**

- ① 県や民生児童委員等関係機関との連携・支援

(2) 国民健康保険事業の推進

- ① 県内全域の保険水準の統一による安定的な国民健康保険制度啓発の推進
- ② 保険事業の基盤となる国民健康保険税収納率の向上
- ③ 医療費適正化に向けた健康づくり担当部署との連携強化

(3) 後期高齢者医療事業の推進

- ① 医療費適正化の推進

(4) 国民年金制度の周知

- ① 年金受給権の確保に向けた啓発活動の推進
- ② 年金制度に関する相談業務の充実

(5) 介護保険事業の充実

- ① 介護保険事業の安定運営
- ② 介護サービスの適正化の推進



『施策の大綱 - III』

美しい田園風景と
活力ある産業基盤の
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 農業の振興と後継者の育成

2 商工業の振興と後継者の育成

3 雇用促進と就労支援

4 定住・移住・交流の促進と地域連携

5 計画的な土地利用

6 交通体系の整備



1 農業の振興と後継者の育成

« 現状と課題 »

本村は農業を基幹産業としていますが、依然として先行きの見えない農業への不安感や人口減少に伴う需要の減少とそれに伴う米の需給不均衡による価格の不安定化、それらを原因とした後継者不足や農業従事者の高齢化が急速に進む中、農業を取り巻く情勢は年々に厳しくなっております。

さらに、農畜産物全般にわたる TPP や日 EU 経済連携協定及び日米貿易協定の発効等、貿易の自由化の進展や世界的な地球温暖化対策の意識の高まりなど、農業を取り巻く環境も著しく変容を続けており、内外の農畜産物との競争が今後一層激化していくものと考えられます。

このため、今後の担い手不足に対応するためには、担い手の育成や新規就農者の確保はもとより、集落営農、農業法人及び村外移住者等の多様な担い手の確保が必要です。

また、消費者需要に応えることのできる作物の生産・出荷を実現していくためには、地域特性を活かした産地づくりが急務であり、更なる経営・生産基盤の強化を促進し、担い手農家への農用地の集積、集約化による経営の規模拡大を今後も進めるとともに、家族経営農家や兼業的農家へも配慮した上で、地域計画に基づく各集落における定期的な話し合いを推進し、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化や効率化、コストの削減に努める等、更なる経営安定化を実現することが重要になると考えられます。

さらに、消費者ニーズに即した特産品の開発や、近年整備が進んでいる高速交通体系を生かした農畜産物の販売経路の拡大、都市消費者との交流拡大による安全な農畜産物の生産に努めるとともに、他産業との連携による産品の開発、多面的機能の維持・発揮など、農業の付加価値を高めた新たな施策の展開についても検討していく必要があります。

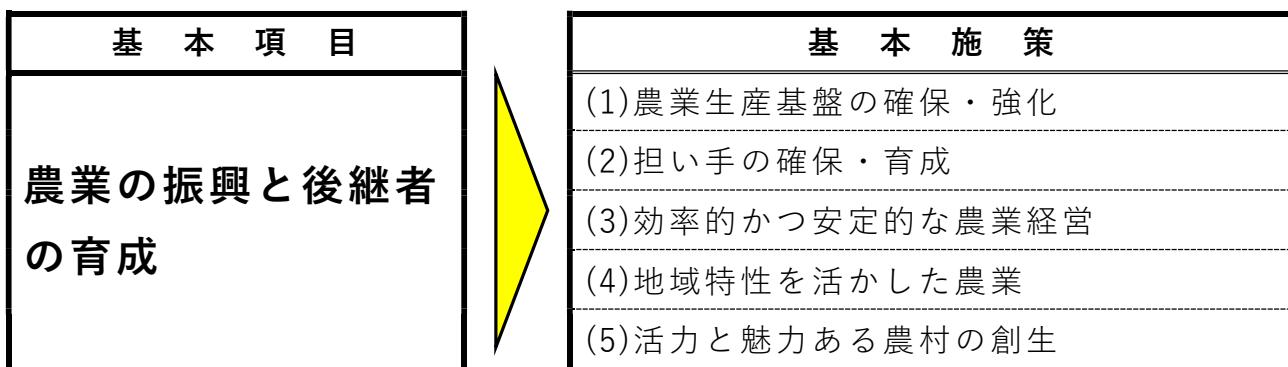
« 基本的な方向 »

- ◇ 農地の持つ多面的機能の重要性に鑑み、村内全体での優良農地維持保全に努め、耕作放棄地の未然防止や不作付地の解消に努めます。
- ◇ 農地中間管理機構を活用した効率的で安定的な農業経営体の育成や、農用地利用改善団体の育成、集落営農の組織化、農業法人への支援を図るととも



に、スマート農業の積極的な導入を推進します。

- ◇ 現在農業に従事している農業経営者の担い手の確保・育成だけでなく、女性や高齢の農業従事者にも魅力ある農業経営の確立へ向けた意識を喚起するとともに、新規就農者や農業起業者、村外からの移住者等、後継者の育成に努めます。また、新規就農者等に対しては、基礎知識の提供から実地研修、助成制度の案内、地域とのつながりづくりまで、包括的で継続的な支援を図ります。
- ◇ 環境との調和を図った多面的機能の維持、発揮を促進し、エコファーマーの育成など環境にやさしい環境保全型農業の促進に努めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農作物づくりに取り組みながら、地球環境の維持・向上に寄与します。
- ◇ 関係機関との連携を図り、地産地消の取組を強化します。
- ◇ 湯川産米のブランド化の確立や地域特性を活かした農業の取組と拡大を図り、収益性の高い複合経営を促進する農業振興システムの確立を目指します。
- ◇ 消費者ニーズや市場動向を的確に把握するとともに、流通ルートの拡大・発展を図ります。
- ◇ 本村の特性を活かし、安全・安心な食糧の安定供給を図り、農業経営の安定、農業の活性化に努めます。
- ◇ 湯川産米を含む農産物や湯川村での農業について、SNS での情報発信や首都圏での販売会、地域イベントを活用し、地域の魅力と農業の PR を図ります。
- ◇ 本計画に掲げる施策について、細部にわたり計画的・段階的に遂行できるよう、「湯川村農業振興ビジョン」を策定し、より確実な事業展開を図ります。

**(1) 農業生産基盤の確保・強化**

- ① 担い手への農地集積の推進
- ② 農業生産基盤の整備
- ③ 農地の多面的機能を活かした生産基盤の維持・向上及び集落活動組織の機能充実
- ④ 水田・畑作・転作を通じた高品質で安定した生産体制の充実
- ⑤ 生産技術の向上と地域特性に合った重点推進品目の拡大と新たな品目の選定
- ⑥ 土地改良施設及び農村環境の維持並びに農業災害対策の強化

(2) 担い手の確保・育成

- ① 地域農業の核となる担い手の育成、支援
- ② 次代を担う新規就農者の確保・育成
- ③ 農地中間管理事業と地域計画をセットにした農業生産体制の整備促進
- ④ 認定農業者、農業法人等の地域農業における担い手の育成強化とJA共同出資型農業法人「(株)会津湯川ファーム」を核とした農業振興施策の展開
- ⑤ 農用地利用改善組合の支援と集落営農の推進
- ⑥ 高齢者や女性の労働力を活用した営農体制の整備
- ⑦ エコファーマーの育成など地球環境にやさしい環境保全型農業の促進
- ⑧ スマート農業の積極的な導入の支援

(3) 効率的かつ安定的な農業経営

- ① 関係団体間の連携を深めた総合指導体制の強化
- ② 適正な農業施設投資や効率的な利用の指導・促進
- ③ 農地の貸借、農作業の受委託などによる生産単位・経営の拡大
- ④ 農業での就労の場づくり、労働力を補い合う仕組みづくり
- ⑤ 経営合理化のための複式簿記の普及や認証GAP取得の支援・推進
- ⑥ 家族経営協定の締結による生活改善の促進
- ⑦ 農業経営の安定を図るため、有利な資金の利用促進
- ⑧ 堆肥を利用した有機栽培の促進、耕種農家と畜産農家の連携による資源の循環、地力増進の推進



(4) 地域特性を活かした農業

- ① 水稻・果樹・畑作・施設園芸・畜産の振興
- ② 新品種を取り入れた農業経営の普及
- ③ 特產品づくりの支援
- ④ 湯川産米のブランド化の確立

(5) 活力と魅力ある農村の創生

- ① 農村、農業に関するSNS等を活用した情報発信、イベントの開催
- ② 多面的機能の維持、発揮
- ③ 地域資源を活用した取組の促進
- ④ 葛飾区との交流による販路拡大と会津湯川米のPR事業の促進



2 商工業の振興と後継者の育成

« 現状と課題 »

本村の商業は、集落が散在していることや、隣接する市や町に高い商業集積があることなどにより商業拠点は形成されておらず、後継者不足等により小売店舗数は減少傾向にあります。一方で飲食・美容事業においては村外からの新規出店もあり増加傾向にあります。

また、オープンから11年を迎えた「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」は、毎年100万人以上の来客数があり、売上は7億円を超え、野菜直売、加工品の販売が好調ですが、村産品は全体の売上からみると割合が少なく、出荷推進が必要となっています。

今後の商業振興に当たっては、会津地域の中心部という好立地条件を活かした新規創業者の増加を図るためにも、商業適地の確保と整備が重要となり、地域の活性化や雇用機会の拡大に努める必要があります。

湯川村の工業規模は、令和4年の経済構造実態調査によると、7事業所・従業者数366人、製造品出荷額等は84億円を越えており、工業生産は大きく伸長し、湯川村工業団地は現在6社が操業しており、地域の活性化、地域産業の強化、地域の雇用機会の拡大に大きな役割を果たしています。

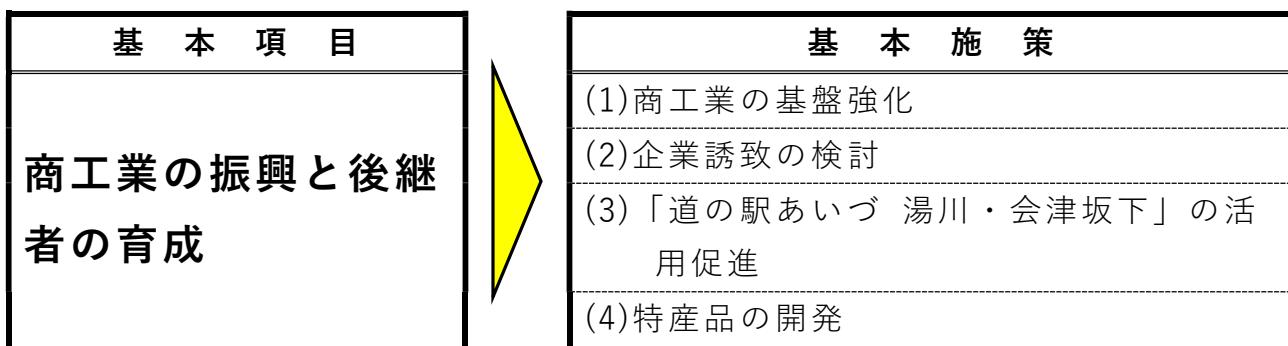
今後の工業振興に当たっては、会津縦貫北道路の整備に伴う立地条件の優位性を見極めながら、田園環境を生かした商工業適地の確保と整備を推進し、産業の高度化に対応した企業等の誘致も検討し、現在立地している企業には、事業の拡大や生産性の向上が図られ、優秀な人材が育成されるための支援体制の確立が求められています。

後継者対策としては、事業継承への意識啓発や制度融資等による資金繰りのための支援が求められています。

また、農産物等を活用した特産品の開発を農業者、製造業者、村商工会及び村が連携して進め、新たな地場産業の育成を検討することも必要となっています。今後は、一層の安全・安心な農産物開発に取り組み、米や特産品等を全国に向けて発信し、地域の活性化に貢献していくシステム作りが必要です。



- ◇ 村商工会などの関係機関と連携しながら、商店経営の改善と中小企業を育成します。
- ◇ 地域産業の振興のため、各企業間の交流、連携に努め、新しい地場産業の研究・開発を推進します。
- ◇ 企業情報の収集に努め、誘致に向けた魅力ある行政支援策を検討します。
- ◇ 商工業の発展のため、新規創業（開業）者や中小企業者の活動を積極的に支援します。
- ◇ 恵まれた自然条件と豊富な資源を生かした特産品づくりを積極的に推進します。

**(1) 商工業の基盤強化**

- ① 魅力ある商店づくりのための調査研究
- ② 創業（開業）支援と販路拡大の支援
- ③ 企業経営の改善・育成のため関係機関と連携した人材育成などの推進
- ④ 後継者育成と事業承継の支援

(2) 企業誘致の検討

- ① 企業誘致に向けた情報収集と受け入れ体制の整備検討
- ② 企業誘致対策の充実

(3) 「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」の活用促進

- ① 地元出荷者の拡大・販売の推進
- ② 販売促進体制・組織等の充実強化
- ③ 情報発信（特産物のPR等）

(4) 特産品の開発

- ① 特色ある地場産品の研究開発、宣伝、販売への支援
- ② 地元資源を活用した「米と文化」、「健康増進」をキーワードとした特産品の開発
- ③ 大学や研究機関等との連携を図り、特産品の付加価値を高めた湯川ブランドの確立
- ④ 農畜産物の加工品の研究



3 雇用促進と就労支援

« 現状と課題 »

近年、就労環境における社会情勢は、過重な業務負担や非正規雇用の増加、働き方改革の進展の遅れなどを背景に、長時間労働や賃金格差、ハラスメント、少子高齢化による人手不足などが社会問題となっており、多様な働き方の実現が求められています。

本村では、就労促進のため情報収集を強化し、相談業務についてはハローワークと連携を図り、求職者へ情報を提供していく必要があります。また、村内の労働・雇用状況を把握する機会を設け、対策についての検討・協議が求められています。

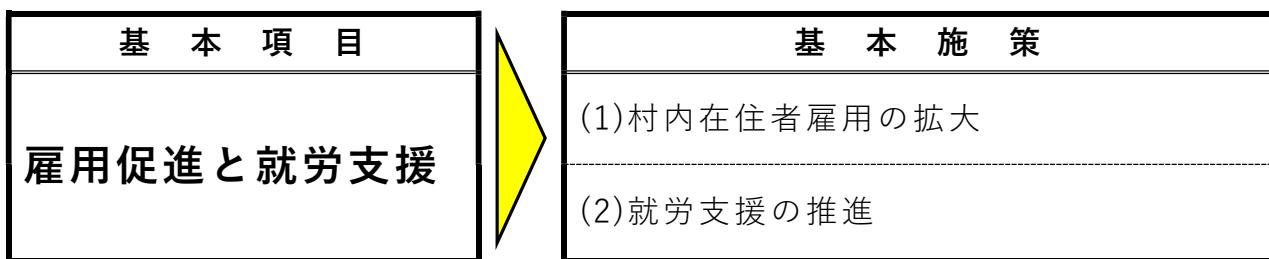
« 基本的な方向 »

- ◇ 村内企業に雇用拡大及び在住者採用を働きかけます。また、隣接市町村の企業についてはハローワークからの情報提供を最大限に活用し、雇用情報を求職者に提供する機会を設け就労を促進します。
- ◇ 高齢者や退職者の技術を生かした村民向けサービスを提供できる組織を育成します。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 村内在住者雇用の拡大

- ① 村内企業への村内在住者採用及び採用枠拡大の依頼及び支援

(2) 就労支援の推進

- ① ハローワークの求人情報や職業安定に向けた補助事業等の情報提供
- ② シルバー人材センター等の活用及び事業支援



4 定住・移住・交流の促進と地域連携

« 現状と課題 »

本村の文化・自然景観資源としては、国宝や国の重要文化財のある「勝常寺」と会津磐梯山などの山々に囲まれた景観や緑豊かで水辺空間がある水田などがあり、特に名刹「勝常寺」は国宝「木造薬師如来、両脇侍像」を拝観に広く村内外の方々が訪れています。また、「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を拠点とした「人の駅・川の駅」・「サイクリングロード」は防災やレクリエーションの拠点となっています。

今後は、空家等の利活用対策や情報の整備を行い、若者世代から注目されている子育て支援や教育環境の情報を県内外へ発信することで、その受け入れ体制を整備しながら、定住・移住者との交流促進と地域連携を図ることが重要なっています。

また、「人の駅・川の駅・道の駅」等を水辺の自然学習・自然体験・レクリエーション・イベントの場として、施設の充実・整備の促進を図り、「勝常寺」周辺一帯を歴史・文化交流の拠点として、文化とのふれあいや歴史体験のできるゾーンとして整備・検討することが必要になっています。

さらには、村ホームページや地域情報ポータルサイト、SNS等を活用した情報発信による新たな関係人口の創出や誘導、交流等を図ることも重要なっています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 「勝常寺」等の文化・歴史遺産や「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」における水辺空間の自然環境、また、農業環境と共生した交流や地域づくりを目指します。
- ◇ 空家等の利活用対策、情報提供体制の整備を図ります。
- ◇ インターネット（地域情報ポータルサイト）やSNS等を利用し、関係人口創出に向けたものや、定住・移住者に向けたものといった各フェーズに応じた情報発信を行い、定住・移住・交流の推進を図ります。
- ◇ 民間開発も含めた宅地造成等の検討を図ります。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »

基本項目

定住・移住・交流 の促進と地域連携



基本施策

(1) 県内外への情報発信と受入れ体制の整備

(2) 地域間交流の推進

« 施策の内容 »

(1) 県内外への情報発信と受入れ体制の整備

- ① 空家等の対策計画及び利活用対策、情報提供体制の整備
- ② 村ホームページや地域情報ポータルサイト、SNS等を活用した移住希望者等への空家等の情報提供の充実
- ③ 民間開発も含めた宅地造成等の検討
- ④ 村内イベント情報等を始めとした定期的な情報発信
- ⑤ 移住パンフレットの作成など村の魅力の発信による移住希望者への情報提供の充実

(2) 地域間交流の推進

- ① 「人の駅・川の駅・道の駅」の活用と交流人口の拡大
- ② 佐野目地区かわまちづくり（第2期）計画に基づく川の駅整備による新たな交流人口の創出
- ③ 歴史・文化の多彩な魅力を生かした交流や地域づくりの推進
- ④ 移住・定住体験施設を活用した地元村民との交流促進



5 計画的な土地利用

« 現状と課題 »

本村の総面積は 16.37 km²で、地目別の土地利用面積は農用地が約 7 割となっており、農業中心の土地利用になっています。

村域は、会津盆地の中心地域にあり、東に磐梯山、北西に飯豊山の山々を擁し、それらを見わたせるように集落や農地があります。また、村内には山がなく、阿賀野川を本流とする 4 つの河川が流れています、農業、特に稻作に適した肥沃な大地を持っています。

農用地の多くは田で、土地改良等の生産基盤の整備が完了し、米の 10a 当たりの収穫量は県内有数となっています。

村では、農業・集落を基軸とした土地利用を推進してきましたが、近年は若者住宅団地の整備、民間開発による集落内の住宅地開発など、土地利用形態は次第に多様化しつつあります。

今後は、会津縦貫北道路の整備に伴い、会津地域の交通の要衝としての機能が高まっているため、限られた土地の中で、地理的特性を活かした効率的かつ計画的な土地利用が必要となっています。

また、農業後継者不足による農地の面的集約も必要になっており、土地利用の総合的な調整が必要となっています。

これからむらづくりの柱となる若者や移住者を増加させるためには、生活の利便性の向上が重要な課題の一つとなっています。働く場所や買い物のできる場所の整備、住宅地の供給、生活交通、緑豊かな自然環境の保全などにより、その機能を高め、誰もが住みたくなるむらづくりが求められています。

国土利用計画（湯川村計画）を基本とし、地域特性を活かした適正かつ効率的な村土利用を推進していく必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ 土地利用は、自然環境の保全を図りつつ、村土の均衡ある発展を目指し、将来に向けた秩序ある適正かつ効率的な土地利用を推進します。
- ◇ 農業生産の向上と基盤整備のために、効果的な農地の利用施策を展開します。
- ◇ 道路・住宅・公共施設・企業用地などの開発に当たっては、居住と産業の



第3編 基本計画

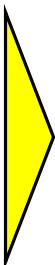
調和に考慮した土地利用を図ります。

- ◇ 若者定住を積極的に推進するため、総合的な土地利用の調整に努めます。
- ◇ 広域的な視野に立ち、生活利便機能の向上に努めた付加価値の高い土地利用を図ります。



基本項目

計画的な土地利用



基本施策

- (1) 地理的・地域的特性を生かした土地利用の推進
- (2) 農地の確保と景観の保全

(1) 地理的・地域的特性を生かした土地利用の推進

- ① 公公用施設の整備目標設定と計画的な事業の推進
- ② 村内中心地域形成のための開発計画と適正な土地利用
- ③ 既存住宅地に配慮した良好な住宅地の誘導
- ④ 民間による開発を含めた宅地造成等の整備検討
- ⑤ 交通体系整備に伴う新たな商工業用地の土地利用の整備検討

(2) 農地の確保と景観の保全

- ① 災害防止や景観形成に配慮した指導助言による乱開発の未然防止と規制
- ② 優良農地の確保と無秩序な農地転用の規制
- ③ 荒廃農地の解消と有効利用の推進



6 交通体系の整備

« 現状と課題 »

本村と周辺地域を結ぶ幹線道路として、村の東側を会津縦貫北道路と国道121号が南北に、西側を国道49号が南西に、村のほぼ中央を主要地方道会津坂下・河東線が東西に走り、この他に県道が3路線あり、幹線道路として重要な役割を果たしています。これらの幹線道路については、継続的に拡幅や改良が加えられていますが、これからは安全性・快適性に配慮した道路の整備を要望していく必要があります。県道浜崎・高野・会津若松線バイパス浜崎工区工事の早期完成が望まれています。

高速交通網においては、本村は磐越自動車道の会津若松インターチェンジの至近に位置し、加えて、会津縦貫北道路の湯川北・湯川南インターチェンジ2か所が設置されており、高速交通へのアクセス性は極めて高いものがあり、会津の交流ネットワークの中心的な役割が強化されています。

村道、特に幹線村道については、地域村民の日常生活を支えるものであり、国道・県道などへの連絡道路や村の拠点施設と公共施設を結ぶ道路として整備を進め、さらに、橋梁も含め老朽化の進んだ箇所の点検調査、補修及び修繕も実施していく必要があります。

また、雪対策としては、幹線道路及び歩道を含めた通学路の除雪に努めていますが、雪が多くなると対応に遅れがでる恐れがあるため、国・県・村が一体となった除雪体制の更なる充実が求められます。

本村の公共交通機関は、鉄道の笈川駅が1か所あり、主に高校生等の通学に利用されており、踏切の改良工事や駅舎の改築工事により安全性が確保されました。

さらには、生活交通バスについては、現在、民間によって運行されていますが、運転士の減少や燃料を含め物価高騰、最低賃金の増額等により厳しい情勢が伺えます。本村を通る路線バスは、国道を運行する路線は本数も比較的多く利便性が高い一方、村の中央を運行する路線については本数も少なく乗車人員が少ないので現状です。公共交通機関は、自家用車の普及などにより需要が減少していますが、高齢者や学生等の移動制約者にとって必要な交通手段となっています。今後は、村民の利便性向上に向けた路線の再編やダイヤの見直し等を図り、財政面を考慮しながら、村の実情に合った移動支援についても十分に検討していく必要があります。

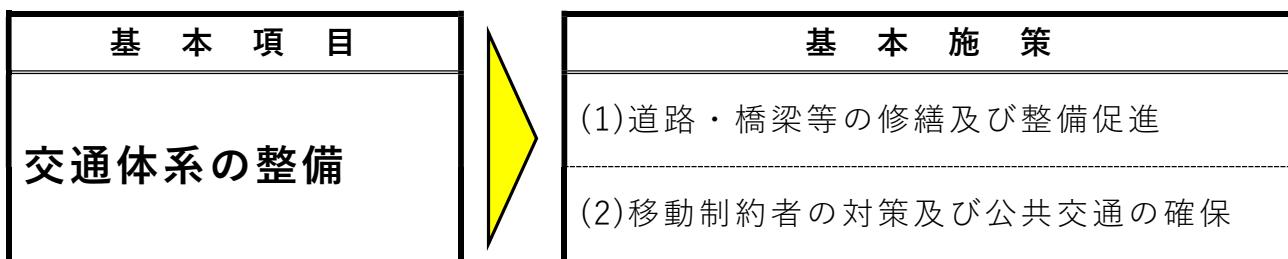


- ◇ 県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の整備を促進し、地域村民の安全性・快適性を図ります。
- ◇ 日常生活を支える生活道路として、地域村民のニーズを踏まえた道路整備を推進し、通勤、通学路については、交通安全施設の整備・充実に努めます。
- ◇ 老朽化の進んだ道路、橋梁の長寿命化計画を策定し、補修、修繕に努めます。
- ◇ 公共交通機関については、村民の足、交流手段として、村民の利便性が損なわれないよう、村の実情に合った移動支援の検討も含め、更なる充実に努めていきます。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 道路・橋梁等の修繕及び整備促進

- ① 県道浜崎・高野・会津若松線バイパス工事の整備促進
- ② 通勤、通学及び交通弱者のための歩道整備
- ③ 計画的な幹線村道、橋梁の修繕・整備
- ④ 地域営農の実情に即した農道の点検・補修・整備
- ⑤ 国・県・村の除雪体制の連携強化
- ⑥ 歩道を含めた通学路等の除雪体制の確立
- ⑦ 快適性や安全性に配慮した道路整備の充実

(2) 移動制約者の対策及び公共交通の確保

- ① 移動制約者（高齢者・障がい者・高校生等）への支援
- ② 村の実情に合った移動支援の検討
- ③ 路線バスの再編と利便性の向上



『 施策の大綱 - N 』



【基本項目一覧】

1 保育・児童教育の充実

2 学校教育の充実

3 社会教育、芸術・文化活動の推進

4 文化財の保護と活用

5 スポーツ・レクリエーションの振興



1 保育・幼児教育の充実

« 現状と課題 »

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われていく重要な時期です。地域社会の中で家庭と十分な連携を取りながら幼児一人一人の望ましい発達を促していくことが大切です。

保育所・幼稚園は、地域の幼児教育の中心的役割を担い、「親と子の育ちの場」として子育て支援機能を充実させることが求められています。

本村においては、これまでにも子育て支援の一環として保幼連携を進めてきましたが、保護者のニーズに応じた保幼一貫保育やサービスの提供のあり方、小学校～中学校生活へのスムーズな発達過程を導き支援する「※架け橋プログラム」について、将来を見据えて前向きに取り組んでいく必要があります。

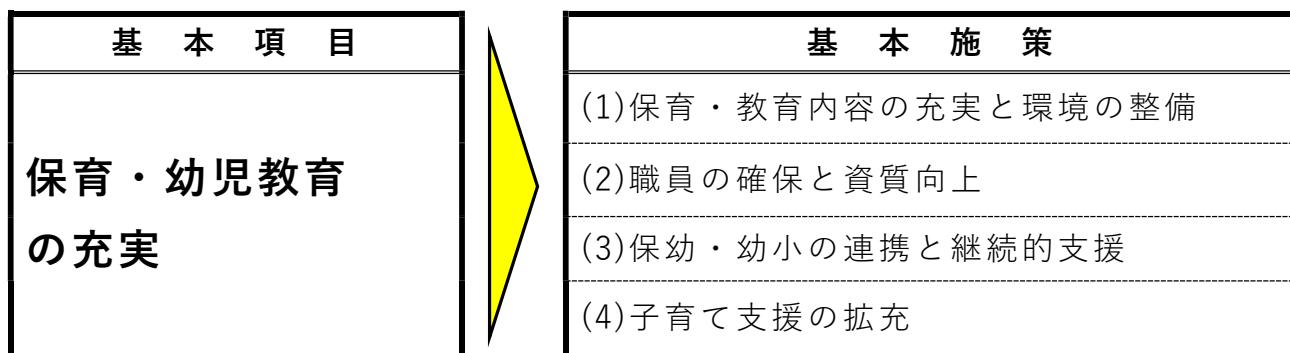
※架け橋プログラムとは、文部科学省が推奨する保育所・幼稚園と小学校の連携・接続を円滑にし、幼児期から学齢期への切れ目のない学びと育ちを支援する取組。湯川村では保育所入所から中学校卒業までの「15年間をつなぐゆがわっ子育成プラン」をもとに、発達段階（年齢・学年）ごとに獲得してほしい姿（知識・理解、思考力・判断力・表現力、関心・意欲・態度）と、そのための具体的な教育活動等を示します。

« 基本的な方向 »

- ◇ 「安全・安心」を基本とし、豊かな情操を育む環境整備に努めます。
- ◇ 幼児の心身の成長に直接関わる保育士や幼稚園教諭の確保と資質向上に努めます。
- ◇ 家庭教育との連携を一層密にするとともに、保育所・幼稚園・小学校・中学校のつなぎと連携を強化し、架け橋プログラムによる継続した支援と教育の充実に努めます。
- ◇ こども家庭センターと連携して幼児の成長の実態や保護者ニーズを踏まえ、保護者の子育て支援を一層進めます。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 保育・教育内容の充実と環境の整備

- ① 架け橋プログラム及び架け橋期のカリキュラム作成
- ② 施設整備の点検・整備
- ③ 学校運営協議会及び地域学校協働本部との連携

(2) 職員の確保と資質向上

- ① 職員の計画的採用と適正確保
- ② 職員の現職研修の充実

(3) 保幼・幼小の連携と継続的支援

- ① 子育て支援センターとしての機能の強化
- ② 保幼相互乗り入れ指導、幼小連携支援の計画的実践

(4) 子育て支援の拡充

- ① 保護者と連携した「子育て講座」等の開催
- ② こども誰でも通園制度、一時保育、障がい児保育、預かり保育の実施と受入れ体制の充実
- ③ 保護者の経済的負担軽減施策の充実
- ④ こども家庭センターとの連携



2 学校教育の充実

« 現状と課題 »

学校教育は、将来の「自己実現」を目指し、「生きる力」を育むことを目的として行われています。基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、個性を生かす教育の充実に努めることが大切です。本村には、児童生徒の成長を支える豊かな自然と文化があります。このすばらしい風土と地域学校協働本部や様々な人とのつながりを通して、心の豊かさを育む「郷土教育」の充実が求められています。

既存の学校施設の老朽化に加えて、今後児童生徒数の減少が進むことから、笈川・勝常両小学校の統合に向かって進むことになります。小中一貫校又は義務教育学校の設置の可能性など、こどもたちにとってよりよい学びの環境を整備できるよう、早急に進めていく必要があります。

急激な社会情勢の変化の中、ＩＣＴ教育や英語教育、道徳科など、教育現場にも新しい教育の展開が求められています。本村のこどもたちにとって必要な教育が展開できるよう、教員の授業力や学級経営のスキルを向上させる研修等も求められています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 小学校統合に向けた作業を早急に進め、児童生徒が主体的・対話的に深く学ぶことのできる学校教育を推進します。
- ◇ 急激に進む社会情勢の変化に対応できる人材育成を目指して、ＩＣＴ教育、英語教育、道徳教育及び※インクルーシブ教育、郷土教育、食育に努めます。
※インクルーシブ教育とは、障がいの有無や国籍、言語、性別などに関わらず、様々な特徴をもつ児童生徒が同じ場で共に学ぶことを通して、相互に尊重し合える社会を目指す教育
- ◇ いじめや不登校などの問題提起行動の未然防止及び適切な事後対応のため、年間を通して、「人間関係づくり」を意図した授業や体験活動を開催し、児童生徒の自己肯定感や信頼関係の構築を促すとともに、教員の教育相談スキルの向上を図ります。
- ◇ 教職員の研修推進体制を進め、授業力や学級経営スキル、資質の向上に努めます。

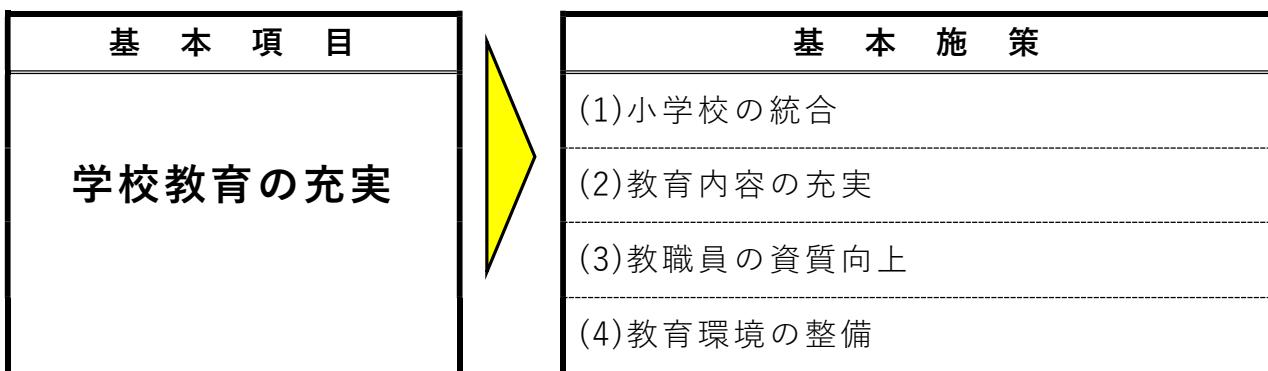


第3編 基本計画

- ◆ 司書と連携し、図書館教育の充実に努めます。



« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 小学校の統合

- ① 統合小学校の早期建設・開校
- ② 村民の願いや意見を反映した小中一貫教育の実現

(2) 教育内容の充実

- ① 主体的・対話的で深い学びによる学力向上
- ② 架け橋プログラム及び保幼小中の連携による「15年間をつなぐ『ゆがわっ子育成プラン』」の推進
- ③ 外部講師や指導者を活用したICT教育・英語教育、道徳教育、インクルーシブ教育、郷土教育、食育の工夫・推進
- ④ いじめや不登校等の未然防止のための「人間関係づくり」の推進

(3) 教職員の資質向上

- ① 学力向上推進事業や校内研修の推進及び校外研修への積極的参加
- ② 「人間関係づくり」及び教育相談スキルの向上
- ③ 学校教育アドバイザー及び特別支援アドバイザーを活用した授業力の向上

(4) 教育環境の整備

- ① ALT活用による英語教育の創意工夫
- ② 外部指導の活用による教育活動の充実
- ③ 小中一貫校又は義務教育学校など、新たな教育体制の検討
- ④ 学校運営協議会及び地域学校協働活動の推進
- ⑤ 児童生徒の安全確保と有効活用のための学校施設の整備
- ⑥ 放課後児童クラブの施設及び運営体制の整備



3 社会教育、芸術・文化活動の推進

« 現状と課題 »

本村では、長年村民の学習意欲の向上や生涯学習の推進を図っており、こどもから高齢者まで幅広い年代層への学習機会の場として、さまざまな生涯学習講座や教室を行っています。しかし、近年は、人口減少と少子高齢化が進み、世帯構成の変化も伴って多種多様なプログラムの作成と村民誰もが生きがいをもって学習できる機会の提供が更に求められている状況です。

このような中、子育て世代や若年層の学習への参加不足の解消、地域コミュニティへの支援、地域活動を担う人材の育成に取り組む必要があります。

さらに、村文化協会においては、団体数は増加傾向にあるものの、加盟団体の会員の高齢化に伴い、後継者不足や活動の停滞が課題となっています。人生100年時代を見据え、村民が心豊かで潤いのある生活を送る上で、生きがいを持って学ぶことができるよう、社会教育及び生涯学習の推進や地域文化の果たす役割は極めて重要です。村民一人一人が個性と創造性を發揮し、「健康づくり・仲間づくり・生きがいづくり・絆づくり」に結び付く活動の機会や活動の場について、より多く提供していくことが必要となります。

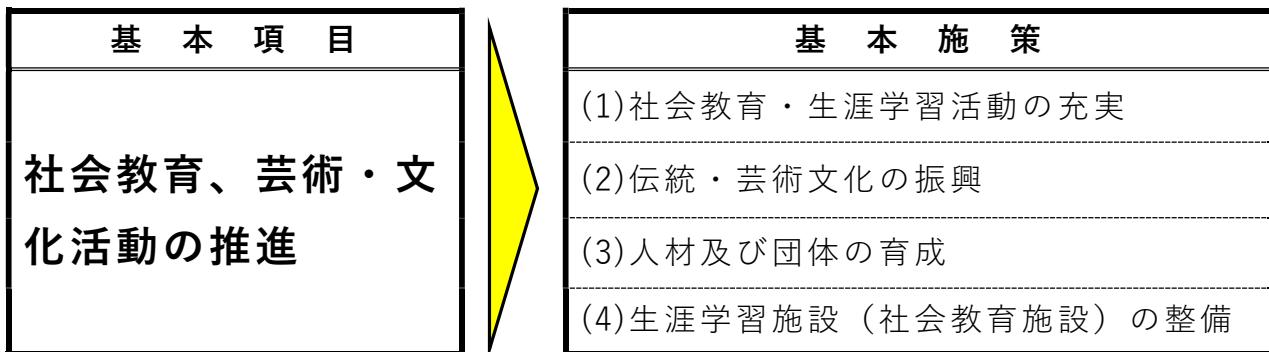
« 基本的な方向 »

- ◇ 村民の多様化するニーズに対応した学習プログラムの研究・開発に努めます。
- ◇ 地域コミュニティの活性化のため、集落公民館活動を支援します。
- ◇ 教育委員会を中心とし、地域団体と学校が協働・連携して行う地域学校協働活動の充実を図ります。
- ◇ 伝統芸能を始め村民の芸術文化活動の振興を図り、文化関係団体や人材の育成、強化を支援するとともに、発表の機会の確保に努めます。
- ◇ 自主活動グループや各種文化団体等の人材育成の支援に努めます。
- ◇ 社会教育の充実を図るため、公民館やユースピアゆがわの改修等、図書館機能を含めた社会教育施設の環境整備に努めます。
- ◇ 他の施設の状況も考慮した上で、様々な機能を複合化した施設の整備について検討します。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 社会教育・生涯学習活動の充実

- ① 各年代層の社会教育・生涯学習講座・教室の拡充及び積極的な情報の発信
- ② 集落公民館活動の推進と支援
- ③ 地域学校協働活動の推進

(2) 伝統・芸術文化の振興

- ① 伝統芸能を始め芸術文化の振興
- ② 「学びの成果」発表の場（文化祭、芸能発表会）の充実
- ③ こどもたちへの伝統文化体験活動の実施
- ④ 文化協会と連携した講演会・芸術鑑賞会の開催

(3) 人材及び団体の育成

- ① 各種団体、サークルへの活動支援
- ② 地域人材の育成と活用

(4) 生涯学習施設（社会教育施設）の整備

- ① 公民館・ユースピアゆがわの改修を含めた施設の整備と充実
- ② 図書館機能等、様々な機能を複合化した施設の検討



4 文化財の保護と活用

« 現状と課題 »

本村は、国宝薬師三尊像のほかに国重要文化財、県指定文化財、村指定文化財など、会津管内でも類を見ない多くの文化財を有しています。しかし、近年の過疎化や少子高齢化社会の急激な進行により、地域社会での文化財の保全及び管理が困難になってきています。文化財の消滅はその背景にある歴史だけではなく、文化財を維持・継承するための人とのつながりを失わせるものです。

文化財は、国民共有の財産であり、先人が大切に継承してきた遺産でもあります。村の歴史を知ることは、故郷に対する誇りを生み、さらには村の活性化の原動力となるものです。

文化財を未来へ伝えていくためには、地域総がかりでの取組が必要であり、村の文化財を保護・活用することにより、歴史と文化を尊ぶ心を醸成し、「米と文化の里」ならではの、他の市町村に誇れる個性あるむらづくりを目指していくことが求められています。

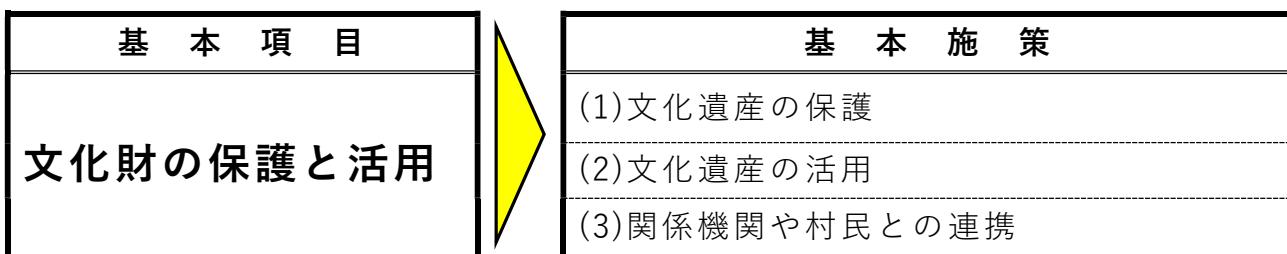
« 基本的な方向 »

- ◇ 国・県・村指定文化財の保存・管理に努めるとともに、未指定文化財の保護や無形文化財の継承の推進に取り組みます。
- ◇ 文化財の調査・研究を推進し、文化財やその記録を収蔵する施設の整備を図ります。
- ◇ 文化財を災害等から守るため、体制の充実や設備の整備を図ります。
- ◇ 国宝・重要文化財を有する勝常寺やその周辺については、歴史的、文化的価値が損なわれることのないよう、史跡としての保存・整備を推進していきます。
- ◇ 村の歴史・文化を学ぶ学習機会の充実を図り、活用の場を拡げていきます。
- ◇ 埋蔵文化財包蔵地内での開発事業に対し、法令に基づき関係部署や業者との調整を円滑に進めています。
- ◇ 文化財の継承と人材の育成を、地域の団体や村民等と連携して進め、地域活性化につなげていきます。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 文化遺産の保護

- ① 指定文化財の保全・維持管理
- ② 文化財の調査・研究の推進と調査記録の保存・整備
- ③ 未指定文化財の保護
- ④ 無形民俗文化財の伝承・保護と後継者の育成
- ⑤ 文化財を災害等から守るための体制の充実及び設備の整備

(2) 文化遺産の活用

- ① 村の歴史を学ぶための啓発事業の展開・充実
- ② 貴重な文化遺産を資料として活用する機会の提供

(3) 関係機関や村民との連携

- ① 埋蔵文化財包蔵地での開発行為における関係機関との連携
- ② 文化財保護・活用を通した村民との協力体制の充実



5 スポーツ・レクリエーションの振興

« 現状と課題 »

スポーツ・レクリエーション活動は、健康増進・体力向上に繋がるだけではなく、仲間との交流や地域コミュニティとの結びつきにも繋がり、村民一人一人が活力ある生活を送るために欠かせないものと言えます。

本村のスポーツ・レクリエーション振興においては、近年のライフスタイルの変化による子どもや若者のスポーツ離れ、スポーツ団体構成員の高齢化が進み、参加者の減少や固定化が課題となっている他、将来的なスポーツ団体の指導者不足も懸念されます。

村民一人一人がスポーツやレクリエーション活動を楽しみ、心豊かな潤いのある生活を送るために、村民のライフスタイルとニーズに合ったスポーツイベントの企画及び開催について、今まで以上に検討していく必要があります。

さらに、気軽に集える施設の整備やスポーツ団体及び指導者の育成などによる生涯スポーツ振興の土台の強化が必要となっています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 村民が年齢や体力、趣味、目的に応じて気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう生涯スポーツ事業の推進を図ります。
- ◇ スポーツ団体及び指導者の育成強化を図り、スポーツの普及と拡大に努めます。
- ◇ 計画的にスポーツ施設の改修整備を進めるとともに、村民のニーズに応じた新たなスポーツ施設の整備の必要性について検討します。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »

基本項目

スポーツ・レクリエーションの振興

基本施策

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ指導者及び団体の育成
- (3) スポーツ・レクリエーション施設の整備

« 施策の内容 »

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① ニュースポーツの啓発など村民のニーズに合った事業の展開
- ② 高齢者スポーツの奨励
- ③ 自発的・自主的なスポーツ・レクリエーション活動の支援と啓発

(2) スポーツ指導者及び団体の育成

- ① 指導者養成事業の推進
- ② 村スポーツ協会の育成強化

(3) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- ① スポーツ施設の安全点検強化と計画的な改修整備の推進
- ② 村民のニーズに応じた新たなスポーツ施設の整備の検討



「施策の大綱 - V」

お互いに心行き交う
活カのある
「むらづくり」

【基本項目一覧】

1 村民活動の推進とコミュニティづくり

2 信頼される村政運営と情報発信の強化

3 村民の声を生かした効率的な行財政運営と村民自治の推進

4 安心して活用できるデジタル社会の推進



1 村民活動の推進とコミュニティづくり

« 現状と課題 »

少子高齢化や核家族化、高度情報化など、私たちを取り巻く社会環境は、日々激しい変化を遂げており、それに伴って、人々の価値観の多様化・個別化が進んでおり、行政に対するニーズは益々高度化・複雑化する一方であり、行政の画一的で平準化されたサービスでなく、村民と行政が協働する「新しい公共」の担い手を育成するとともに、地域においても「自助・互助・共助・公助」の役割分担が重要になっています。また、本村における自治活動についても、各集落を取り巻く社会状況が大きく変化している中で、地域内の絆やつながりも年々薄れています。また、本村における自治活動についても、各集落の現状と意向を基本としながら、村民の自治意識を維持し、高めることが必要となっています。

このような状況の中、今後は地域において村民が自主的、主体的に取り組むコミュニティ活動を助長するため、村民の意識高揚や人材の育成、活動拠点の整備などに取り組むことが重要であると考えられます。

「“むらづくり”は“ひとつくり”」であり、行政にはない柔軟性や先進性、迅速性などの強みを持ち合わせた「村民主体の地域づくり」を推進するための一歩として、村が強いリーダーシップをとりながら、集落・地域の振興は村民自らが参画するという村民意識を高め、村民の自助、自立を促し、行政と地域それぞれの役割を明確にして、これから「むらづくり」を展開していく必要があります。

« 基本的な方向 »

- ◇ ボランティア等村民活動を通したむらづくりへの参画、協働を進めるための支援や情報提供など気軽に活動に取り組める環境を整備します。
- ◇ 集落自治活動など地域に根付いた活動の支援と集落公民館、公園などの整備・改修等とともに、村民の自主的で主体的なコミュニティ活動を促進し、本当の意味での「村民主体の地域づくり」を推進します。
- ◇ 地域づくりや村民活動の主導者となれる人材等の発掘・育成に努めるため、地域おこし協力隊を活用します。
- ◇ 協働社会の形成に資するため、村内各種団体の活動や個人の技術等の有効活用策を検証・整理し、各組織間の相互の連携協力が円滑に展開される体制



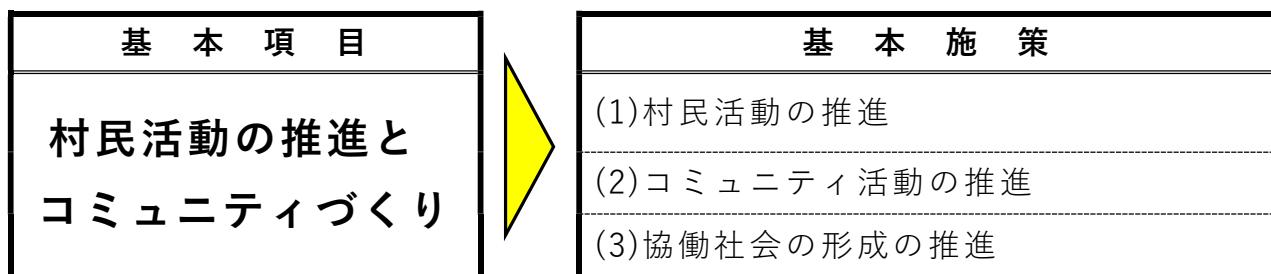
第3編 基本計画

づくりを構築します。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »



« 施策の内容 »

(1) 村民活動の推進
① ボランティア等の村民活動の支援と環境整備
② 地域の指導者、地域リーダー等の人材発掘・人材育成
③ 外部人材や団体を活用した地域づくりの支援
④ 村民活動の各種情報の提供
(2) コミュニティ活動の推進
① 村民のコミュニティ意識の高揚等集落自治の維持・発展
② 主体的地域づくり活動への支援のため地域おこし協力隊の活用
③ 地域コミュニティの形成の支援
(3) 協働社会の形成の推進
① 村内各種団体の活動や個人の技術等の有効活用策の検証・整理・管理 及び組織間連携支援の体制づくり



2 信頼される村政運営と情報発信の強化

« 現状と課題 »

本村では、現在、村民への定期的な情報発信として「広報ゆがわ」や「ホームページ」等を活用して行政の情報提供に努めていますが、更なる村政への村民参加の推進と「村民と行政の協働によるむらづくり」を実現していくためには、現在実施している集落座談会に加え、出前講座の実施、さらにはDXを活用した新たな情報発信手段により、行政課題など様々な情報を提供し、情報の共有化をより一層進めていかなければなりません。

また、村の行政施策全般にわたり、村民ニーズの迅速かつ的確な把握に努めるとともに、村民と行政の相互理解を深めるため、より一層の村民との対話の推進が求められます。

さらに、行政運営の公正性や透明性の確保を図るため、情報公開条例を適正に運用し、村民の理解と協力を高めていくとともに、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利・利益の保護に努めています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 可能な限りの各種媒体を活用し、行政情報の公開と提供による情報の共有化を推進し、村民ニーズの把握と反映、村民と行政の相互理解など、なお一層の村民との対話を進めます。
- ◇ 行政の情報提供では、政策を決定した後の情報だけでなく、村民から寄せられた政策提言など政策決定の経緯についても分かりやすい情報発信に努めます。
- ◇ 情報公開条例による公正で透明な行政運営により一層努めます。



基本項目

信頼される村政運営
と情報発信の強化

基本施策

- (1)村民との対話の更なる推進
- (2)村民との情報の更なる共有
- (3)公正で透明な行政運営

(1) 村民との対話の更なる推進

- ① 様々な媒体（インターネット・Eメール・FAX等）を利用した、村民の意見・要望の受入れ及び行政情報等の発信
- ② 直接対話のできる集落座談会、各種説明会や村民との対話の実施
- ③ 「役場村民ホール」等の有効活用

(2) 村民との情報の更なる共有

- ① 「広報ゆがわ」の内容の充実及び的確な配付文書の作成
- ② 見やすく村民密着型のホームページ、SNS等による行政、歴史、観光イベントなどの情報提供
- ③ DXを活用した情報の発信

(3) 公正で透明な行政運営

- ① 情報公開条例に基づく情報提供
- ② 各種行政施策におけるパブリックコメント（意見提出手続）の継続
- ③ 個人情報保護の推進



基本項目

◀ V お互いに心行き交う活力のある「むらづくり」

3

村民の声を生かした効率的な行財政運営と
村民自治の推進

« 現状と課題 »

本村は、これまで公共事業の積極的導入を図ってきましたが、社会経済情勢の変化や国の行財政改革に伴う補助金の抑制及び人口減少による税収の伸び悩み、過疎対策事業債に代わる財源の確保等、厳しい財政運営を強いられており、健全な行財政運営はもちろんのこと、多くの村民の参画・協働・共感を得られるよう効果的・効率的な財政運営が重要となっています。

また、公共施設やインフラ設備等については、老朽化が進行しており、長寿命化対策や整備について公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画の見直しを図りながら計画的かつ適正に維持管理していく必要があります。

このような状況を踏まえ、今後とも、財政状況を的確に認識し、経費の節減や適正な受益者負担のあり方の検討及び補助金・交付金、地方債等、有利な財源の確保に向けた対応が必要となっており、安定した財政運営のためには、行政運営に係る経費の節減を図るとともに、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税制度）など有効な自主財源の確保に努めることが必要となります。

さらには、日々目まぐるしく変動する社会情勢や行政課題及び村民ニーズに的確に対応できるよう、村職員の政策形成能力の向上や行政事務の合理化、事務の見直し等、行政運営の適正化についても引き続き重要となっています。

« 基本的な方向 »

- ◇ 村税等の自主財源や国、県からの財源の確保に努め、経常的な経費の削減や効率的・効果的な事業の選択を行い、財政の健全化を図ります。
- ◇ 各種目的事業の有効財源の確保策として、ふるさと応援寄附金制度（ふるさと納税制度）等自主財源の確保を推進し、国の地方支援制度を活用しながら効果的・効率的な事業展開を進めます。
- ◇ 多様化する社会情勢の変化や行政課題に的確に対応できるよう、職員の政策形成能力の向上や行政事務の合理化、事務の見直しにより、行政運営の適正化に努めます。
- ◇ 公共施設や公共インフラの長寿命化対策や整備について、計画的な運営管理に努めます。



第3編 基本計画

- ◆ 行政需要に効率的に対応するため、広域行政については、県や近隣市町村等との連携に努めます。



基本項目

**村民の声を生かした
効率的な行財政運営
と村民自治の推進**



基本施策

- (1)効率的・効果的な行財政運営
- (2)公共施設等の適切な維持管理
- (3)広域行政の連携

(1) 効率的・効果的な行財政運営

- ① 将来的な財政を見据えた定期的な財政計画の策定及び財政状況の検証・検討
- ② 地域産業の振興、商業施設の誘致、住宅政策の推進等による税収入の確保
- ③ 納税に対する意識の高揚を図るための広報活動の強化や適正かつ公平な課税
- ④ 国・県等の補助制度及びふるさと納税制度等の地方支援制度の有効活用・充実による積極的な財源の確保
- ⑤ 有効な地方債の借入及び適正な地方債の管理
- ⑥ 長期的展望による各種基金の取崩しの抑制と計画的かつ効率的な運営の推進
- ⑦ 地方公会計や公営企業会計の導入による厳正かつ透明な財政運営管理
- ⑧ 適正な受益者負担の確保と行財政改革策の継続による義務的経費の抑制推進
- ⑨ 定期的な職員研修（自治研修センター研修・民間企業研修等）の実施による意識の改革及び政策形成能力の向上

(2) 公共施設等の適切な維持管理

- ① 固定資産台帳に基づいた適切な公有財産の管理
- ② 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画の見直しによる公共施設や公共インフラ長寿命化対策の推進と施設の整備

(3) 広域行政の連携

- ① 行政需要の広域化に対応するため、会津若松地方広域市町村圏整備組合を中心とした会津地方各自治体との広域行政の推進
- ② 国・県その他各種関係団体との連携の強化



4 安心して活用できるデジタル社会の推進

« 現 状 と 課 題 »

インターネットを始めとした情報通信技術（ＩＣＴ）の発達と普及は著しく、現在、政府が提唱している※「Society5.0」においては、人が情報通信技術を利用して行っているものを、※IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用することで、年齢・性別等の格差なく、より便利な生活を送れる社会の実現を目指しています。

※「Society5.0」とは、日本政府が提唱する「超スマート社会」のコンセプトで、IoT・AI・ビッグデータなどの先端技術でサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を融合させ、経済発展と社会的課題（高齢化、医療、環境など）の解決を両立する人間中心の未来社会

※「IoT（Internet of Things）」とは「モノのインターネット」を意味し、家電製品・車・建物など、さまざまな「モノ」をインターネットと繋ぐ技術

本村においては、光ファイバ網を村内全域に整備し、村民が高速インターネットへ接続できるよう環境づくりを実施してきました。

今後は、整備後10年以上経過した光ファイバ網について、社会情勢・財政負担等を勘案しながら、更新について検討を進める必要があります。

また、ICT等を更に活用し、行政と村民の距離を縮め、社会の変化に柔軟に対応できるよう、DXの推進を図る必要があります。

その一方で、情報セキュリティを脅かす様々な脅威はますます巧妙化・複雑化しているため、攻撃型メールやフィッシング詐欺への対応など、情報通信技術を扱ううえで欠かせない知識を養うことも求められており、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の本格導入等により、村で保有している個人情報等の保護対策についても、更なる厳格化が重要かつ必要となっています。

さらには、人口減少や財政難といった共通課題に対応するため、最新技術を活用した広域連携による課題解決が求められています。



- ◇ 村内全域に整備した光ファイバ網の利活用に努め、村民の利便性の向上や A I ・ I C T の活用による行政サービスの効率化を図ります。
- ◇ 通信の双方向性を生かし、地域の教育、福祉、医療、防災、生活、行政等の高度化を図り、多くの村民がメリットを実感できるデジタル活用を目指します。
- ◇ 村内の情報化推進体制として、村職員の更なる知識・能力の向上など、全職員が情報機器を活用でき、また、情報セキュリティ対策の更なる強化のため、「村セキュリティポリシー」等の各種情報セキュリティ関連諸規程の定期的な見直しや、専門的な知識を有する機関の活用などにより、職員の情報セキュリティ意識の更なる高揚を図れるよう環境構築に努めます。
- ◇ D X の推進と最新技術を活用し、広域連携による課題解決を検討します。



第3編 基本計画

« 施策の体系 »

基本項目

安心して活用できる
デジタル社会の推進



基本施策

- (1)情報通信技術の利活用及び活用のための基盤整備
- (2)情報セキュリティ対策の更なる推進

« 施策の内容 »

(1) 情報通信技術の利活用及び活用のための基盤整備

- ① 光ファイバ網の維持管理及び更新等についての検討
- ② 光ファイバ通信等を活用した在宅医療、在宅健康管理システム等の検討
- ③マイナンバー（マイナポータル）等を活用した電子申請の推進
- ④ A I や I C T の積極的な導入の検討と D X の推進
- ⑤ Web会議用タブレット端末の活用

(2) 情報セキュリティ対策の更なる推進

- ① 情報セキュリティ関連諸規程の整備・定期的見直し・確実な運用
- ② 情報セキュリティに関する定期的な研修等の実施

